

異議申出書提出者一覧

1	愛知県医療介護福祉労働組合連合会	1 頁
2	愛知県民医連労働組合連合会	3 頁
3	全日本建設交運一般労働組合愛知県本部	4 頁
4	愛知県高等学校教職員組合春日井西分会	6 頁
5	尾張教職員労働組合	7 頁
6	尾張中部地区労働組合総連合	9 頁
7	名古屋ふれあいユニオン	10 頁
8	愛知県教職員労働組合協議会	12 頁
9	愛知地区教職員労働組合	14 頁
10	愛労連パート臨時労組連絡会	15 頁
11	愛知県労働組合総連合女性協議会	16 頁
12	生協労連 コープあいち労働組合	17 頁
13	国鉄労働組合名古屋地方本部	18 頁
14	生協労連愛知県協議会	19 頁
15	北医療生活協同組合労働組合	20 頁
16	千種名東地域労働組合総連合	21 頁
17	生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会	22 頁
18	全日本年金者組合安城支部	23 頁
19	愛知働くもののいのちと健康を守るセンター	25 頁
20	全トヨタ労働組合	27 頁
21	愛知県高等学校教職員組合刈谷東高校分会	29 頁
22	愛知県高等学校教職員組合豊田市立特別支援学校分会	31 頁
23	全日本年金者組合岡崎支部	33 頁

24	愛知県高等学校教職員組合西三河南支部	35 頁
25	愛知県高等学校教職員組合西三河北支部	37 頁
26	西三河地域労働組合総連合	39 頁
27	名古屋市立大学教職員組合	41 頁
28	東三河労働組合総連合	42 頁
29	日本自治体労働組合総連合愛知県本部	43 頁
30	愛知県労働組合総連合 労働相談センター	45 頁
31	愛知県国家公務関連労働組合共闘会議	46 頁
32	愛知県国家公務一般労働組合	48 頁
33	国土交通労働組合東海建設支部愛知県協議会	50 頁
34	全労連・全国一般労働組合愛知地方本部	52 頁
35	愛労連ケアワーカー対策委員会	53 頁
36	全日本国立医療労働組合愛知地区協議会	55 頁
37	全日本国立医療労働組合名古屋医療センター支部	56 頁
38	革新県政の会	57 頁
39	愛労連ローカルユニオン	59 頁
40	郵政産業労働者ユニオン名古屋北支部	60 頁
41	郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会	61 頁
42	東海圏大学非常勤講師組合	62 頁
43	年金者組合 名古屋中支部	72 頁
44	全労連・名古屋中地域労働組合センター	82 頁
45	第 101 回栄総行動実行委員会	92 頁
46	全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部	102 頁

47	自交一般 あいち	112 頁
48	障害者労働組合	122 頁
49	回転寿司ユニオン	127 頁
50	全日本年金者組合愛知県本部	132 頁
51	愛知地域労働組合きずな	133 頁
52	郵政産業労働者ユニオン名古屋貯金支部	134 頁
53	あいち非正規公務員 1 万人組織化プロジェクト	135 頁
54	愛知県労働組合総連合	136 頁

2024年8月7日

愛知労働局長 小林 洋子 様

(組織) 愛知県医療介護福祉労働組合連合会 (愛知県医労連)

(代表者) 執行委員長 渡邊 ^{まこと} 一

(住所) 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館本館

時給 1,077 円では人間らしく生活できません

～愛知地方最低賃金審議会の改正決定に関する異議申出書～

【異議の内容】

8月5日、愛知地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を50円引き上げ、1,077円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、異議を申し出ます。

【異議を申し立てる理由】

コロナ禍が終息しない中でも補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や人員不足の深刻化から病棟閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金が引き下げられる事業所も出ています。

ケア労働者の処遇改善は、物価高騰に追いつかず、非正規労働者をはじめ、低収入が暮らしをひっ迫しています。答申は過去最高の引上げ額とはなりましたが、物価高騰による支出の増加を上回るものとはなっておらず、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たしていません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも大幅に上積み、早期に愛知県最賃を1500円以上にしていく必要があります。今年度の愛知県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1、愛知県最賃50円の引上げは1日8時間働いて9千円にも達しない引上げ額です。時給1,077円では、1カ月22日労働にすると189,552円に過ぎず、憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」にうたわれた保障にはほど遠い状況です。私たちは全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働け

ば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額26万円（時給1500円）程度必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。

2、答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京（1,163円）と愛知県（1,077円）との差は86円のままです。医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって初任給月額の間格差が8～9万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。全国一律最低賃金制度を求めます。

3、以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、早期1,500円に到達するまでの計画を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

4、専門部会は、2者協議の間は非公開であり休会時間が合計5時間以上におよびました。これでは実質的に公開とはいえません。また、非正規労働者の当事者の意見陳述の場がない愛知県最低賃金審議会は閉鎖的と言わざるを得ず、すでに全国では半数以上の都道府県で実施されている審議会の意見陳述の場を保障すべきです。公開し、実証性に基づいた当事者の意見陳述が確保される愛知県最低賃金審議会のあり方へと改善してください。

以上



2024年8月7日

愛知労働局長 小林 洋子様

愛知県民医連労働組合連合会
委員長 原 真理子
名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館本館

「時給 1,077 円で生活できると本当に思っていますか」

2024年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、愛知地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を50円引き上げ、1,077円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しました。しかし、24年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の愛知県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



2024年8月7日

愛知労働局長 小林 洋子 様

名古屋市中川区宮脇町 2-99-2
全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 (略称 建交労)
執行委員長 田村 一志

1077円では、人間らしい生活はできない ～愛知県最低賃金の改正決定に関する異議について～

市民の声が一変

審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、建交労は異議を申し出ます。

私たち建交労も含め愛労連では、物価高騰を乗り越える大幅賃上げの実現を大きな目標にして企業や政府に対して交渉、要請を重ねてきました。

そして、ここ愛知県でも最低賃金の引き上げのために行政に対する要請だけではなく、市民たちにも賛同を訴え、宣伝行動を展開してきました。

宣伝行動では、「時給をいくらにしてほしいですか」というシール投票を行ってきました。

つい数年前までは、正直に申し上げれば、時給 1000 円を訴えても冷ややかな反応も少なからずありました。しかし、今や様相は一変し、1500 円ばかりか、1700 円、2000 円の欄にシールを貼る方が多数を占めるようになってきました。「時給が上がらないと、学校に通えなくなる」「離婚してシングルになって、どうやって生活していけばよいか・・・」など、切実な生活背景を率直に打ち明ける方もいました。

しかも、長引く物価高騰です。政府は賃金の引き上げを財界に呼びかけ、一定の成果は出ていますが、全労働者に波及したわけではありません。賃上げ率では医療・介護・看護業で2.19%、運輸業も2.52%にとどまっており、こうした業界は慢性的な人手不足で、離職率が高い状態です。

賃金の底上げには、最低賃金の引き上げが必須条件です。そうした中での 50 円の引上げに留まることについて納得ができません。

審議過程は不透明

専門部会の傍聴が可能となりましたが、疑問ばかりの専門部会の会議運営です。公労使の三者が集う場で、労働者側、使用者側が一言ずつ発言して、あとはそれぞれ別室に移動して「打ち合わせ」というものが行われました。「打ち合わせ」というものが審議会の規定にあるものでしょうか。

なんのために専門部会があり、三者が集まる場をつくっているのでしょうか。結局、どういう議論を経て、なぜ 50 円という額になったのか、その審議過程は不透明なままです。傍聴されては困るような話がされているのですか。世間に聞かれてはいけないような議論があるのですか。結局、最低賃金を決定する実質的な議論はその専門部会ではされず、私たちは議論の過程をほぼ知ることができませんでした。そんな運営で 50 円に決まったのだとしたら、県民に対し委員のみなさんは胸を張って

説明できますか。透明性を持った会議運営を求めます。

当事者の意見陳述は不要ですか。岐阜県は計 20 分確保。

また、私たち愛労連が毎年のように要請している意見陳述の開催は、今年も叶いませんでした。岐阜県では、今年初めて意見陳述が実現したと聞いています。2 団体、各 10 分が確保されたそうです。

建交労の組合員の中では「コンビニでお茶を買うのものを我慢している」「米や野菜は実家を頼りにしている」「お風呂のお湯をいっぱいにしたことがない」という声がありました。賃金が安い、ということは人間らしい生活を送ることさえ不可能にするのです。

こうした当事者の生活実態や声を聞いて、最低賃金の論議に反映させるべきです。

以 上



2024年8月7日

愛知労働局長 小林洋子様

愛知県春日井市田楽町 1320 番地
愛知県高等学校教職員組合春日井西分会
分会長 加藤博一

愛知地方最低賃金審議会の答申「県内の最低賃金を1,077円に」に対する異議申し立て

1. 物価高騰がとまらないなか、非正規労働者・アルバイト学生・奨学金返済者等の生活向上のためにも、愛知県最低賃金の大幅な引き上げを。

いま日本では、物価高騰がとまりません。名目賃金が上がっていても実質賃金については前年同月比マイナスが26箇月にも及び、6月速報値でやっとプラスに転じたものの、これは賞与が大きく影響した結果であると思われ、今後もプラスが続くかどうか、いささか心もとない状況であると言わざるを得ません。実質賃金がやっとプラスに転じたのを維持するためにも、全ての労働者の賃金の大幅底上げが必要不可欠であることは言うまでもありません。コンビニエンスストアやファストフードチェーンのアルバイトの時給や、中小企業のパートタイマーの時給は、最低賃金すれすれである場合がよく見られます。卒業後の生活や家計の足しにするためにアルバイトせざるを得ない高校生や、奨学金を受けてもまだ生活が苦しい大学生、奨学金返済に追われる非正規労働者等々が少しでもまともな生活を送ることができるようになるためには、最低賃金の大幅な底上げが喫緊の課題であると言えます。地方最低賃金審議会の中には、中央最低賃金審議会が示した目安を超える金額の答申を行っている県もあります。地方最低賃金審議会に提出された意見書の多くが「時給1,500円(以上)」を訴えていたことも踏まえ、ぜひとも再考をお願いしたいです。

2. 地方最低賃金審議会を真に「開かれた審議会」にしてください。

今年度の愛知県の地方最低賃金審議会の公開性については、一部で前進があったものの、休会中の、議事録を残さない協議が長時間に及んだと聞いています。来年度以降の審議会において、審議が全面的に公開され、さらにその中で非正規労働者を含む労働者の生の声が反映されるようになることを強く切望いたします。



以上

2024年8月8日

愛知労働局長

小林 洋子 殿

名古屋市中区大須4丁目10-26

尾張教職員労働組合（尾張教労）

執行委員長 住田 末夫

道徳教材「手品師」から考える、最低賃金引き上げの重要性

1077円では暮らしの改善はできない、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～

審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、尾張教労は異議を申し出ます。

1. 小学校「特別の教科 道徳」の「手品師」という教材

売れない手品師が町でしょんぼりしている少年に会います。父はすでに亡くなって母が働きに出てずっと帰ってこないのです。そこで手品師は、少年に手品を見せて喜ばせます。さらに明日も見せるって約束まで。でも、その夜、手品師の友人が、明日大舞台に立てるチャンスをくれます。さあ、手品師はどうする。少年との約束を守るのか。それとも友人の紹介を受けて大舞台に立つのか？手品師は、自分が有名になるかもしれない可能性を断って、折角紹介してくれた友人の気持ちにも応えることなく、少年との約束を守ることを選ぶのです。文科省は、この教材で「誠実に生きる」ということを子どもたちに伝えることを狙っているんですが、手品師も「弱い立場」、少年も同じく「弱い立場」。弱い者同士が助け合うんです。「感動的」じゃないですか。

でも、少年のお母さんの給料がもっと上がれば、少年を置いてきぼりにしたまま長い時間働かなくても、もう少し余裕のある生活、少年と過ごす時間も生まれるのではないのでしょうか。そうなれば手品師も自分の夢に向かって大きく前進できるじゃないですか。

2. 子どもたちの「手品師」をめぐる、活発な討論

「手品師は、とっても心が優しいと思います。男の子との約束を守ったから。」

「でも、自分の夢を諦めなくてはならなかったんだから、つらかったんじゃないかな？」

「だって、大舞台に立って有名になれるチャンスだったんだよ。」

「約束を破っているの？」

「男の子は、明日も一人ぼっちでしょんぼりしてるんだよ。」

「男の子が喜んでくれるんだよ。手品師もうれしいじゃない。」

「せっかく、売れない友人を大舞台に立たせようと友だちが紹介してくれたんだよ。断ってしまったのは、その友だちに悪いんじゃないの？」

「男の子との約束を守れたことで、手品師もうれしいんじゃないかなあ。」

「手品師は、男の子との約束を守らなかったら後悔すると思う。」

「男の子を『救う』方法って、他にないんじゃないのかなあ？」

「どんなことができるんだろうか？」

「先生、男の子を救える方法って何かないの？」



3. 物価上昇は留まるところを知らない

この8月も642品目もの食品値上げがあるそうじゃないですか。いつまで続くこの猛暑?「エアコンなどを上手に使うって熱中症にならないように気をつけましょう」などと言われても、電気代も上がっているのですから、話は簡単ではない。エアコンを使うところか、その日の食費にだって困るのでは?「子どもの夏休みなんてなくていい」と思っている保護者の方たちもたくさんいるというニュースもありました。

4. 愛知地方最低賃金審議会、および専門部会を傍聴

非正規雇用労働者、あるいは低賃金で働かざるを得ない人たちの生活実態をふまえた審議(討論)は今年も、残念ながらまったく聞くことができませんでした。そういう方たちの意見陳述はもちろんのこと、委員の皆さんの率直なご意見も伺うことができなくてとても残念です。

5. はじめに紹介した授業では

校内でたくさんの先生方がご覧になっている場面でも、子どもたちは堂々と自分の意見を発表してくれます。「手品師」の立場に立ってみたり、「男の子」の気持ちを考えてみたりしながら、一生懸命考え自分の言葉で発言してくれます。

立場上、私はそういう観点でこの審議会を傍聴していました。でも活発どころか、ごく一部の委員の発言しか聴くことができませんでした。とても残念です。

6. 最賃1500円というのはすでに国民世論

岸田首相だって「1500円」だって言われているじゃないですか。そういう時代に、中央の目安通りの50円では全く足りません。「中小・零細が」という声も専門部会ではありましたが、それは政府が責任をもって支援をするということがあれば解決する問題ではないでしょうか。そういう意見を愛知県の審議会として政府に上げていければいいのではないのでしょうか。ぜひお願いします。「東京圏に流出してしまう」という意見も出されました。少し前には「消滅自治体」というちょっと怖い話もありました。今だって愛知県から東京圏に流れているんですから、「低賃金」「物価高」が続けば、愛知県だって安閑とはしていらえない。そんなことも考えてしまいます。

以 上

2024年8月8日

愛知労働局長 小林洋子様

愛知県春日井市鳥居松町5丁目32番地ザ・ペンタゴン4F
尾張中部地区労働組合総連合
議長 望月 敦

愛知地方最低賃金審議会の 答申に対する異議申し立て

1. 物価高騰がとまらない現状に鑑み、最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

先般、愛知県地方最低賃金審議会に対して提出した意見書にも記しましたとおり、いま日本では、物価高騰がとまらず、多くの人々が苦しい生活をしています。さてこのたび、同審議会は中央最低賃金審議会が出した目安どおりに、「愛知県の最低賃金を50円上げて1,077円にする」との答申を出しましたが、これではまだ十分ではありません。アルバイトやパートタイムの賃金が最低賃金すれすれであることが多いことを考えると、最低賃金の大幅引き上げが重要なことは火を見るより明らかです。私たちは、地域の活性化のためにも最低賃金の大幅引き上げを望むものです。アルバイト学生、パートタイマー、非正規労働者等、生活に苦しむ弱い立場の人々が少しでも良い生活ができるよう、答申に異議を唱えるとともに再考を強く求めます。

2. 地方最低賃金審議会のさらなる公開を求めます。

今年度の愛知県の地方最低賃金審議会は、従来よりは公開性の面で前進がありました。が、まだまだ不十分であると言わざるを得ません。県民が納得のいく形で公開審議がされるよう、強く求めます。

以上



2024年8月19日

愛知県労働局長 小林 洋子様

名古屋ふれあいユニオン
運営委員長 鶴丸 周一様

〔事務局〕 〒450-0002 名古屋市中村区名駅5丁目16番17号花車ビル南館11号

TEL 052-526-0661 FAX 052-526-0662

異議申出書

2024年8月5日付けで答申があった愛知県最低賃金改正決定に関する事項について以下の通り異議を申し出ます。

1. 異議の内容

愛知県最低賃金時間額を1,077円に改正決定する旨の答申について異議を申し出るとともに、最低賃金時間額1,500円に引き上げるよう求めます。

2. 異議の理由等

(1) 中央最低賃金審議会の目安について

2024年7月25日に中央最低賃金審議会で、令和6年度の最低賃金について過去最大となる50円を目安に引き上げるよう答申されました。

愛知地方最低賃金審議会や専門部会では、私たち名古屋ふれあいユニオンが求めた時給1,500円はおろか、日本労働組合総連合会のリビングウェッジ（日本労働組合総連合会が独自に算出した労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準）を基に算出した最低賃金時間額1,100円にも満たない中央最低賃金審議会の目安で議論が進められたようです。

しかしながら、私たち名古屋ふれあいユニオンでは、2024年7月8日付け「意見書」で述べたとおり、最低賃金は時給1,500円必要だと考えています。中央最低賃金審議会の目安50円は2023年の41円を上回り目安としては高い水準ですが、時給額1,500円には全く足りません。

最低賃金時間額1,500円に引き上げるよう求めます。

(2) 最低賃金の目標について

厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問した際に、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配慮した調査審議を求めており、中央最低賃金審議会は当然配慮したうえ厚生労働大臣に答申したものと考えられます。

そもそも、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2024には、最低賃金について、「より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整



備に取り組む」としながらも、「2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す」ことを目標としています。

この目標に配慮すれば、10年間で500円の引き上げが必要ですから毎年50円の引き上げと考えられます。

しかしながら、(1)で述べたとおり、現在すでに人間らしい暮らしには最低賃金時間額1,500円が必要であり、「2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す」という前提では、何かを切り詰めなければ生活ができない状況にある労働者への配慮が十分ではないと言わざるを得ません。

(3) 事業者の賃金支払い能力について

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、理解します。行政による生産性の向上への支援、価格転嫁対策のほか、税金の見直し、公正な取引の強化など必要な施策を実施し、中小企業であっても確実に賃金引き上げができる環境を整えられるよう求めます。

(4) 審議会の議論について

2024年度の愛知地方最低賃金審議会の専門部会において、休会と称して非公開で2者間協議が行われるなど、審議会の進め方には疑問が残りました。しかし、審議会で昨年までは見られなかった3者間の議論があり、労働者代表委員が50円に対し引上げ要求を示していたことは、一定評価します。

以上

2024年8月8日

愛知労働局長
小林 洋子 殿



名古屋市中区大須4丁目10-26
愛知県教職員労働組合協議会（愛教労）
議長 岩澤 弘之

「夏休みは短い方が」という保護者の思いから考える、 最低賃金引き上げの重要性

暮らしの改善のため1077円ではなく、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～

審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、愛教労は異議を申し出ます。

1. 夏休みを前にしたこどもの声

「先生、お母さんがねえ、『夏休みはもっと短くていいよね』って言ってたよ。ほくはいやだけど」
認定NPO法人「キッズドア」の調査によれば、小中学生のいる困窮世帯の60%が、子どもの夏休みは「なくて良い」「今より短い方が良い」と考えているそうです。その理由は「子どもが家にいると生活費がかかる」が最も多く、物価高が続く中、夏休みは学校の給食がないため家で食事を用意する必要があり、光熱費もかかることが背景にある、とのこと。

上記のこどもの声は、この調査にも表れている状況が私たちの担当する子どもたちにも無縁ではないということを表しているのでしょう。子どもたちの様子から、「夏休みの食事とかだいじょうぶだろうか」「この子は、休み中一人で過ごすんだよね。大変だな」って思うこともあります。夏休みでさえこんな風ですから、愛知発と言われる「ラーケーション」なんて夢のまた夢。

2. 岸田首相「大幅な賃上げがカギ」「時給1500円」

この春、岸田首相はこんな発言をして、春闘での大幅賃上げを期待していました。そして確かに、大企業を中心に今年はかなり大きな賃上げがなされました。経済界からも「時給2000円」という声も上がっています。

今年の最低賃金審議会、私たちは期待していたのですが、結果は中央の目安通り50円の引き上げに終わりました。

3. 審議は尽くされたのか

最低賃金審議会を期待して傍聴したのですが、去年と同様、殆どの委員は発言せず、それぞれの代表と思われる委員が発言されただけ。例えば、労働者側からの発言に対して使用者側から反論があるとか、その反論に対して再反論があるとか、公益委員から別の意見が出されるとか、そんな審議会を期待していました。

学校ではいろいろな場面で、こどもたちの意見が出され話し合いが行われています。時には激しいやり取りも展開します。

そんな場面も期待しましたが、残念。それぞれの立場に立っての意見の応酬は見られませんでした。審議は尽くされたのかと言えば、それは叶わなかったとしか言えないのでは。また、そこでは審議会

に出されていた意見書にあった要望、「非正規で働く人たち」とか「社会的に弱い立場の人」とかの声を直接聞くということも行われませんでした。

4. 8月も物価上昇は止まりません

帝国データバンクの調査によれば、この8月も642品目もの食料品の値上げがあると。テレビなどマスコミでは、この猛暑に対して「適切にエアコンなどを利用して」と盛んに呼び掛けています。でも、電気代だってばかになりません。電気代どころか食費にだって困っているのですから、1のような声が出てきているんじゃないですか。

5. 世論は「時給1500円」またはそれ以上

岸田首相ですら「1500円」って言われるんですから、これはもう全国的な声ではないでしょうか。だから、時代はもう50円の上乗せという段階ではないのです。審議会の場でも出された「東京圏に流出する」ということがさらに大きくなっていくという心配ばかりが膨らみます。

最低賃金審議会でのさらなる審議を望みます。

以 上



2024年8月9日

愛知労働局長殿

愛知地区教職員労働組合（愛知地区教労）
委員長 嶋田 敏子愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に
対する異議申立書

令和6年8月5日、愛知県最低賃金審議会会長から愛知労働局長あてに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」について異議を申し立てます。

1, 異議の内容

今回の答申は、わずか50円の引き上げであり、一月9,000円程度にしかならない。速やかに最低賃金を1,500円にするべきである。

2, 異議の理由

この間、全国の労働組合の地方組織がおこなった「最低生計費試算調査」によれば、1人暮らしの25歳単身者が1Kの借家で暮らすには、月額24万円（時給1,500円）以上必要であることがわかってきた。

答申の50円引き上げは、時給が1,077円となり、年収で200万円程度となる。物価の高騰も相まって、「8時間働けば人間らしく暮らせる」ための最低金額にはなりえない。

愛知県内の市町村雇用の学校で働く非正規労働者の多くは、最低賃金を少し超える1,050円程度でしかも、週20時間程度で働いている。年収100万円である。生活が成り立たず、ダブルワークをおこなうことで漸く生きていることが精一杯である。最低賃金額を速やかに引き上げ、誰でも8時間働けば最低限の生活が送れる最低賃金を求める。

以上



2024年8月9日

愛知労働局長 小林 洋子 様

住所 名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3F組織名 愛労連パート臨時労組連絡会
代表者 代表幹事 平野 正一

目安額+0円では、1日8時間働いても人間らしい暮らしができません
～他県では目安を上回る県が多数あるのになぜ愛知県は上回らないのか具体的科学的な根拠を～

審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに異議を申し出ます。

中央最賃審議会から、「目安は参考であり各県にあわせて」と述べられているにもかかわらず、愛知県では目安額からの加算がありませんでした。

他県では

+7円：鳥取

+6円：鹿児島、沖縄

+5円：福島、大分、青森、宮崎、高知

+4円：新潟、秋田、熊本

+3円：福井

+2円：茨城、香川

+1円：兵庫、岐阜、和歌山、山口、石川、福岡

など、多くの県が目安額を上回る答申となっており、なぜ愛知県では0円なのか、県民には知る権利があります。非公開部分が5時間以上もあり議事録もないのはやましいことがあると思われるのではないのでしょうか。



生計費に見合った最低賃金へ引き上げてください

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています（月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています）。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

非正規当事者の意見陳述をおこなってください

全国の過半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現し、非正規労働者の当事者の声を聞いてください。ダブルワーク、トリプルワークなどでなんとか生きている人々の訴えをきちんと受け止めるためにも、意見陳述の場を設けて下さい。本当に大変な生活実態の生の声を直接聞くことで、困難な状況を実感し、当事者に寄り添う最低賃金にしてください。紙の意見書だけで当事者の思いを真摯に受け止めることができますか？できていたらこんなに低い最低賃金にはなっていないはず。適正な審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法25条の「労働関係者及び関係使用者の意見を聴くものとする」の主旨を受け止め、審議会という責任ある重要な場にふさわしい対応、真摯な審議をお願いします。

「非公開で議事録なし」では何が話し合われたのかわかりません。公的な機関として責任ある運営をおこない、最低賃金に関する話し合いはすべて議事録を作成してください。（審議・協議・話し合い・二者での話し合いなどすべて）

議事録すら残さない場での話し合いが、大切な最低賃金を決めることに影響しているのでしょうか。

「闇の審議」では県民の理解が得られません。最低賃金を決めることにつながるものはすべて議事録に記録し公開すべきです。すべての関係する議論の公開を求めます。

以上

2024年8月9日

愛知労働局長 小林 洋子 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3F

組織名 愛知県労働組合総連合女性協議会

代表者 議長 河合 祐美子

愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」 目安額+0円では、女性の貧困はなくなりません

～中央が示した頻繁に購入する品目の物価上昇率5.4%を加味し
正しい資料の使用と真摯な議論で適正な最低賃金を求めます～



審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに異議を申し出ます。

中央最賃審議会会長は、ビデオメッセージで「目安は参考であり拘束するものではない」と述べられているにもかかわらず、愛知県では目安額からの加算がありませんでした。

他県では鳥取の+7円をはじめ、目安額を上回る答申が多数出る中、なぜ愛知県では0円なのか県民には知る権利があります。非公開部分が5時間以上もあり、その中で何がおこなわれたかが全くわからないことは異常です。県民の普通の感覚ではありえないことだと感じます。

中央からのビデオメッセージでは、「食パンや卵など生活必需品を含む頻繁に購入する品目の物価上昇率についても考慮した」とありました。中央が示した、頻繁に購入する品目の物価上昇率である5.4%で計算をすると、愛知県で必要な最低賃金額は1082円となり、55円の加算となります。

愛知では「残念ながら中央で示したような頻繁に買う品目の指数が出ない」と委員が言っていました。

わたしたち女性は、食料品を買う機会も多く、近年の物価高騰を身近に感じています。頻繁に購入する品目は生活になくてはならないものばかりです。必要最低限の生活必需品を購入するだけでも、今までより多くの金額がかかり負担が大きいです。その品目の上昇率を考慮せずに、議事録もなく決定されていることは、生活必需品を買わない、もしくは生活に困っていない人々が独断で決めているのではと思われかねません。

中央最賃審議会を参考にするならば、考慮するデータや指数をもっと時間をかけて調べ、議論を重ねるべきではないでしょうか。スケジュールありきで議論が十分になされていないのは、県民に大きな不利益を与えます。議事録のない審議会では、審議が不足しているのではないかと、いいかげんな議論をしているのではないかと、疑念を抱かれかねません。審議会委員の尽力を県民に知らせるためにも、二者の打合せなどを含むすべての審議の全面的公開と、さらなる議論を求めます。

以 上

愛知労働局長 小林 洋子 様

2024年8月11日
愛知県長久手市蟹原 2001 コープあいち名東センター2F
生協労連 コープあいち労働組合
中央執行委員長 中西 芳夫

愛知県最低賃金 1077 円への改定に関する異議申出書

物価高騰が続く中で、生活実態を踏まえて

最低賃金の引き上げにむけ、若者中心に「1500円が必要」という運動が広がっています。私たちの所属する全労連などが全国で行ってきた全国最低生計費試算調査の結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることが明らかになりました。今後も食料品なども含め値上げが予定されています、ガソリンなどのエネルギー価格のさらなる上昇も懸念される中で、非正規労働者も含めた生活がより厳しくなっています。

わずか50円の改定で、1077円では、生活を維持していくことができません。私たちが要求している今すぐ時給1500以上にする事は、生活を改善し、個人消費は伸び、地域経済に好影響を与えます。

ダブルワークの必要のない賃金が必要

私たちコープあいちでの最低賃金は時給1030円で、現在の愛知県の最低賃金とほぼ同額です。ダブルワークをするアルバイトやパートもいます。生活するためには長時間労働となるなかまもいます。健康面でも非常に心配です。病院へ行くお金を惜しむことなく、ダブルワークをする必要もない賃金で生活ができる社会づくりが必要です。今回の改定で1077円となりますが、上記で示した通り、額としてはまだまだ不十分です。私たちは、さらに大幅な最低賃金の引き上げを求めます。

最低賃金水準で働く労働者の生の声を陳述で

特に、最低賃金額水準で働く非正規労働者は、私たちのような流通や小売業態に多くいます。意見陳述については、検討小委員会で実施されたのかもしれませんが、専門部会や審議会での意見陳述を行うべきです。ぜひ最低賃金水準で働く労働者の生の声をきく機会を異議審においても意見陳述を求めるものです。



以上

愛知労働局長 小林 洋子 殿

2024年8月13日

愛知県名古屋市中村区椿町 20-15 国鉄会館 6階
国鉄労働組合名古屋地方本部 執行委員長 土谷 敏幸

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議提出について

愛知地方最低賃金審議会から、本年 10 月から最低賃金を 1 時間 1,077 円にするという答申が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1. 異議の趣旨

県の人口減少に歯止めをかける

最低賃金、世界をみるとイギリス約 1,729 円、フランス約 1,608 円、ドイツ約 1,732 円となっています。今年こそは何としても 1,500 円以上への引き上げで世界水準への到達に迫ることを求めます。それは若者の経済的自立を促して家族形成を可能にし、県の人口減少に歯止めをかける確かな道となるのではないのでしょうか。

2. 異議の内容

(1) 食品値上げがマジで（本当に）家計を圧迫

家計の消費支出に占める食費の割合を示す「エンゲル係数」が 2023 年では 27.8% に達し、40 年ぶりの高水準です。相次ぐ食品値上げに所得の伸びが追いつかず、家計を圧迫している実態が浮かび上がっています。

(2) 時給 1,500 円以上が必要

最低生計費試算調査では、全国どこでも愛知でも月額 24 万円（時給 1,500 円）以上が必要という結果がはっきりと出ています。

(3) 中小企業へのヤバい（強力な）支援を

改定に相応しい中小企業への強力な支援を合わせて行ってください。

3. その他

意見陳述を求めます

8 月 5 日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について、意見陳述が実現出来なかったと聞きます。陳述で詳しい実態を生の声で聞き取ることは審議会の最低限の責務ではないのでしょうか。

以上



2024年8月13日

愛知労働局長
小林 洋子 様長久手市蟹原 2001 コープあいち名東センター2F
電話:052-703-3019
生協労連愛知県協議会
議長 若井 和則

2024年度愛知県最低賃金額改定に対する異議申出書

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。愛知地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の愛知県最低賃金の改定について、現行の1027円を50円引き上げて1077円にすると答申しました。労使の主張に隔たりがあるなかで、50円引き上げ答申をしたことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかし、残念ながらこの答申額では、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には到底達しません。このことから更なる引き上げを求め、生協労連愛知県協議会として下記の通り、異議を申し出ます。

記

1. まともな生活を保障する最低賃金1500円への引き上げを求めます

コロナ禍に続く異常な物価高騰によって、非正規労働者は元々ぎりぎりだった生活が完全に破綻して、貧困状態に追い込まれています。非正規労働者が多く働く私たちの職場からは、1077円となる改正決定に対し、「食費も生活費も値上がり続きで、消費支出は増える一方。自由に使えるお金が無くなりつつあり、時給引き上げは切実な願い」「子供の教育費が大きく、かなり負担になっている。収入より支出の増加が上回る状況が、この先も続くと思うと不安になる」「食費も生活費も全て値上がり、子供の教育費も増えて全く貯金ができず、老後の生活を考えると不安しかない」と悲痛な声が寄せられています。このことは、憲法で謳われている「健康で文化的な最低限の暮らし」が保障されていないことを意味します。最低賃金の改定に最も影響を受ける、非正規・時間給労働者の厳しい生活実態に向き合い、普通の生活ができる水準「1500円」への引上げに向けて、さらなる審議を求めます。

2. 非正規・時間給労働者の声を直接聴いて審議する事を求めます

最低賃金に近い賃金で働く、多くの非正規・中小企業労働者の実情を踏まえた最低賃金にするために、非正規労働者の意見を直接聞くことは、最低賃金法にも定められている審議会の責務として行うべきものと考えます。生協労連愛知県協議会として、改定額の大幅引き上げとともに、非正規労働者の意見陳述を求める意見書を提出しましたが、今年度も意見陳述は行われませんでした。労働者委員は審議会で「意見書の内容も踏まえ審議するので陳述は必要ない」と発言しましたが、その後の54円引き上げの主張や専門部会等での発言からは、非正規労働者の実態や要望が審議に反映されたとはいえない状況です。異議に対する審議の場では、異議申し出に至った実情や真意が伝わるよう、当事者が意見陳述することが不可欠だと考えます。非正労働者による意見陳述の機会を作ることを再度要請します。



以上

2024年8月13日

愛知労働局長
小林 洋子 様



所属労組名 北医療生活協同組合労働組合
組合員氏名 [REDACTED]
組合員住所 [REDACTED]

2024年愛知地方最低賃金審議会の答申に対する異議申し出

愛知県民のための労働行政へのご努力に敬意を表します。

私は、愛知県内に事業所を置く北医療生活協同組合というところで働いています。その職員たちで結成している北医療生協労働組合の一員として、今般の最低賃金審議会の1077円答申に対して、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出るものです。

1、最低賃金に張りついた賃金水準の人々に思いを馳せてください

今般の愛知地方最低賃金審議会が「50円の引き上げを答申した」と聞いて、私は非常に驚きました。あまりにわずかな引き上げです。ご存じでしょうか、医療・介護の現場では非正規雇用労働者をはじめ、最低賃金に張りついたような雇用が本当に多いのです。今回の「50円答申」がそのまま2024年改定額になってしまうようなら、医療や介護の職場からほかの好条件の業界に転職する仲間たちが続出するのではないかと。そうすると、医療・介護の現場が成り立たなくなる恐れさえあると思います。

こうした主旨から、私は今般の審議会答申に強く異議を申し出ます。

審議会のみなさんにいま一度しっかりと受け止めていただきたいのは、医療・介護のケア労働者にとっては賃金はあがらないし、異常なほどの物価高騰で生活が本当に苦しくなっているという事実です。もちろん、私たち労働組合としても、使用者と賃金改善の交渉を行いますが、すでに新型コロナの関連補助金は終了し、その一方で患者・利用者減による減収があったり、物価高騰が医療・介護事業所の経営にも深刻な影響を及ぼしています。この春、一部のケア労働者には賃上げがありました、一部の限定的な改善にとどまっているのが実情です。

2、労働局長としての権限を発揮し、審議会を再開させてください

貴殿は愛知労働局長として、審議会の答申～異議申出の手続きを経て、2024年の最低賃金を決定する責任がおります。しかし、その責任は、単に手続きをなぞって審議会からの答申をもって労働局長決定とすることではないはずです。

愛知県に働くすべての労働者の賃金と雇用の安心に鑑みて、私たちからの異議申出についてもきちんと受け止め、必要であれば審議会をあらためて再開・再審議させる権限と責任も有しているはずです。

最低賃金に張りついた賃金水準の人々が生活に困ったりしないように、また相次ぐ離職でその業界が成り立たなくなったりしないように、貴殿の権限と責任を積極的にご発揮いただきたいと思っております。

3、最低賃金1500円以上の確保こそが労働者の生活を守り、経済を活性化させます

愛労連が「最低生計費試算調査」を取り組み、「8時間働いて人間らしく暮らせる」ようにするためには、月額24万円以上（時給1500円以上）が必要であることを明らかにしています。こうした水準の答申が可能となるように審議会の議論を促してください。また、その実現のために、中小・零細企業に対する政府からの補助の実施についても、国へ要望していただきますようお願いいたします。

4、審議会の非公開をやめて、県民にオープンな運営としてください

現在の最低金銀審議会の運営は、必ずしも県民の目にオープンなものになっているとは言えません。専門部会の議事録の公開や、審議そのものも完全公開して傍聴参加可能としてください。

また、最低賃金の改定に直接影響を受ける、非正規雇用労働者の意見に耳を傾けることは、きわめて当然のことです。非正規雇用労働者の意見陳述を実施するよう、審議会に働きかけてください。

以上

2024年8月15日

愛知県労働局長

小林 洋子 様

名古屋市名東区社台3丁目263-1
CASA NOAH 名東104号室
千種名東地域労働組合総連合
議長 神村 敬太郎

愛知の最低賃金改定1077円についての異議申し立て

1. 1077円では物価上昇に追いつきません。

最近の異常な物価高騰はとどまるどころかさるなる上昇を続けています。「50円の引上げ」では生活は困難になるばかりです。今すぐにでも1500円を実現することが強く求められています。できれば2000円を早急に実現するよう要望します。

2. 最賃審議会の内容がほとんど非公開のまま答申が出されたことに関して。

専門部会では休会中に実質的な審議が行われたと聞いています。もちろんそれは非公開のまま行われたもので、労働者の切実な声が反映される機会が欠落していたと言わざるを得ません。

審議のすべてを公開し、非正規労働者などの切実な意見を述べさせていただく機会を作っていただきますよう切に要望します。

以上



愛知労働局長
小林 洋子 殿

2024年8月16日
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
事務局長 樽松佐一

異議申し立て書

本年8月6日、愛知地方最低賃金審議会は10月1日発行の愛知県最低賃金を50円引き上げて1,077円とする答申を提出した。

相次ぐ物価高と水光熱費の値上げに加えて、社会保険料の大幅な値上げにより、賃金に余裕のない低所得者は最低限の生活からさらなる節約を余儀なくされている。とりわけ非正規雇用の多い若者と、低年金で働かざるを得ない高齢者は最低賃金に近い低賃金で働かざるをえず、50円では全く改善につながらない。

今春闘で愛知の大企業は数年ぶりに大幅な賃上げを実現したが下請け中小企業ではわずかな改定にとどまり、格差はさらに拡大している。県下の製造業は円安による原材料の高騰でわずかな賃上げすら厳しい。最低賃金は法律で定める唯一の賃金水準であり、経産省も最低賃金の引き上げに伴う縫製工賃の引き上げを調査するなど、公的なチェックと支援の根拠となるものである。最低賃金の引き上げとこれに見合う下請け工賃の引き上げ、中小企業への助成こそが必要であり、今回の答申はさらなる格差拡大となるものであり、異議を申し立てる。

また答申では「令和4年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったこと」を書いている。労働者は生活費に加えて働くために様々な費用を必要としており、保護費を下回らないという比較は全く不適切である。

さらに生活保護基準は2013年に大幅な引き下げをされ、全国の地裁で32もの裁判が行われている。現在17地裁が国の引き下げを違法と断じている。愛知県では昨年11月30日に名古屋高裁が違法として、国に国家賠償を求めた。このような違法な生活保護費を答申の理由に付記することは審議会委員の見識を疑うものである。合わせて撤回を求めるものである。



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

愛知県安城市昭和町12-18
全日本年金者組合安城支部
支部長 森下 浩平

愛知地方最低賃金審議会への異議申出

1 最賃1,500 円の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛知県の労働組合のローカルセンターである愛労連は、今回の最低賃金の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名、「最低賃金を時給1,500 円に！！」オンライン署名を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84 %が1,500 円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500 円に触れ、連合のリビングウェッジの1,100 円を主張しました。

今年度の最低賃金を前年度から50円引き上げた1077円では、私たちの生活の改善にはつながりません。もっと、私たちというより庶民の要求である最低賃金1,500 円、今すぐ1,100 円の審議を行ってください。先の審議会、特に専門部会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、私たちからすれば違和感を持たざるを得ません。

2 審議の非公開部分について

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。議論の可視化は、民主主義にとって不可欠です。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年はお隣の岐阜県でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。愛知県でだけはまだ実現していないのは悲しい現実です。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。最低賃金の答申に影響を最も受ける、非正規労働者やエッセンシャルワーカーへの意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。繰り返しますが、審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。



3 生活実態を反映させていない最低賃金答申

そもそも最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えますが、わずか50円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。この間の食品に限らず生活必需品全般に物価上昇は、労働者をはじめとした私たちの庶民の生活を脅かしています。これまで私たちは今すぐ1,500円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、1500円でも十分ではありませんが、生活改善や地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が弱い答申には異議があります。

4 もっと中小・零細企業支援に力を注いでください

貴審議会では「50円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとでは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光を当て、援助をしていく道筋を示してください。この点でも不十分です。

以 上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館306
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
理事長 猿田 正機

愛知地方最低賃金審議会の意見 「最低賃金1,077円」に関する異議申出

愛知働くもののいのちと健康を守るセンターは、労働災害や過労死・過労自死や各種ハラスメントなどで日々の生活でいのちと健康破壊にさらされている人々を支援する活動を行ってきました。働くものこそが、この社会を支えているからであり、彼らの人間の尊厳を守り人間らしく働き、希望ある社会になることは当然だと考えます。それ故私たちは、賃金や労働時間をはじめとした労働者の処遇のあり方、とりわけ最低賃金のあり方にも強い関心を抱いています。その立場から今回の答申には同意することがなく、以下の理由から異議書を提出する次第です。

生活実態を反映させていない今年度の最低賃金答申

食品に限らず生活必需品全般に物価上昇は、労働者をはじめとした私たちの庶民の生活を脅かしています。最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えますが、わずか50円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。これまで私たちは今すぐ1,500円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、まだ1,500円でも十分ではありませんが、それでも生活を改善し地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が弱い答申には異議があります。

中小企業支援にも目を向けて

審議会では「50円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとでは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光をあて、援助をしていく道筋を示してください。この点でも十分ではありません。



せめて「最賃1,500 円」の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛労連は、今回の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210 筆分、「最低賃金を時給1,500 円に！！」オンライン署名3,424 人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500 円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500 円に触れ、連合のリビングウエッジの1,100 円を主張しました。

もっと、真摯に1,500 円、とりあえず1,100 円の審議を行ってください。先日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、意見書の紹介だけで、違和感を禁じざるを得ません。

審議の非公開部分についての改善を

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。

以 上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

愛知県知立市東栄3-1
全トヨタ労働組合
執行委員長 若月 忠夫

愛知地方最低賃金審議会の意見 「最低賃金1,077 円」に関する異議申出

いつも働くものの生活実態に目を向け、労働者の権利の身長のためにご尽力している貴職に敬意を表します。私たち全トヨタ労働組合は、愛知県のひいては全国の経済や労使関係にも多大な影響を与えているトヨタ自動車と関連企業に働く労働者によって作られた労働組合です。私たちの労働組合が、企業横断型で正規雇用も非正規雇用も含めて組織化をめざしていることから、最低賃金のあり方には強い意味に関心を持っています。そうした立場から、今回の「最低賃金の時給1077円」に関する異議申し立てをします。

1 労働者の生活実態を反映させていない今年度の最低賃金答申

現在の食品に限らず生活必需品全般にわたる物価上昇は、労働者をはじめとした私たちの庶民の生活を脅かしています。そもそも最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えました。精一杯努力したという結果がわずか50 円の引き上げでは、生活改善にはつながりません。これまで私たちは今すぐ1,500 円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、まだ1500円でも十分ではありませんが、それでも生活を改善し地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が弱い答申には異議があります。

2 中小企業支援にも目を向けて

審議会では「50 円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077 円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光を当て、援助をしていく道筋を示してください。この点でも不十分な内容です。政府・国に対しても中小零細企業への支援を積極的に呼びかけてください。



3 「最賃1,500 円」の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛知の労働組合のセンターである愛労連は、今回の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210 筆分、「最低賃金を時給1,500 円に！！」オンライン署名3,424 人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500 円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500 円に触れ、連合のリビングウエッジの1,100 円を主張しました。

もっと、真摯に1,500 円、ただちに1,100 円の審議を行ってください。5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。

4 審議の非公開部分について

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

5 最低賃金のボーダーにいる労働者の意見陳述は必要です。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年はお隣の岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。とりわけ労働者の中でも社会の存続に欠かせないエッセンシャルワーカーや派遣労働者や契約社員などの非正規労働者の生の声に耳を傾けることは大切なことです。審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。

以 上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

愛知県刈谷市半城土中町三ツ又20
愛知県高等学校教職員組合刈谷東高校分会
分会長 杉浦 明雄

愛知地方最低賃金審議会の意見 「最低賃金1,077 円」への異議申出

1 生活実態を反映させていない最低賃金答申

そもそも最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えますが、わずか50 円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。この間の食品に限らず生活必需品全般に物価上昇は、労働者をはじめとした私たちの庶民の生活を脅かしています。これまで私たちは今すぐ1,500 円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、1500円でも十分ではありませんが、生活改善や地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が弱い答申には異議があります。

2 中小企業支援にも目を向けて

審議会では「50 円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077 円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光を当て、援助をしていく道筋を示してください。このてんでも不十分です。

3 最賃1,500 円の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛労連は、今回の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210 筆分、「最低賃金を時給1,500 円に！！」オンライン署名3,424 人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500 円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500 円に触れ、連合のリビングウエッジの1,100 円を主張しました。

もっと、真摯に1,500 円、1,100 円の審議を行ってください。5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。



4 審議の非公開部分について

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。

以 上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

愛知県豊田市大清水町原山66
愛知県高等学校教職員組合豊田市立特別支援学校分会
分会長 加藤 久視

愛知地方最低賃金審議会の意見 「最低賃金1,077 円」への異議申出

1 生活実態を反映させていない最低賃金答申

そもそも最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えますが、今回のわずか50 円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。この間の食品に限らず生活必需品全般に物価上昇は、私たちの庶民の生活を脅かしています。これまで私たちは今すぐ1,500 円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、1,500円でも十分ではありませんが、生活改善や地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が弱い答申には異議があります。

2 中小企業支援にも目を向けて

審議会では「50 円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077 円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光を当て、援助をしていく道筋を示してください。このてんでも不十分です。

3 最賃1,500 円の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛労連は、今回の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210 筆分、「最低賃金を時給1,500 円に！！」オンライン署名3,424 人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500 円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500 円に触れ、連合のリビングウエッジの1,100 円を主張しました。

もっと、真摯に1,500 円、1,100 円の審議を行ってください。5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。



4 審議の非公開部分について

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。

以 上

2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

愛知県岡崎市藪田1-20-21
全日本年金者組合岡崎支部
支部長 鈴木 常夫

愛知地方最低賃金審議会への異議申出

1 1077円では人間らしい生活ができない！

最低賃金制度は、労働者の賃金など労働条件の改善とともに、私たち年金受給者の生活にも大きな影響を与えます。しかしわずか50円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。この間の生活必需品全般にわたる物価上昇は、私たちの庶民の生活を大きく脅かしています。これまで私たちは今すぐ1,500円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、1500円でも十分ではありませんが、生活改善や地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が欠落した答申には強い異議があります。

2 中小企業支援にも目を向けて

審議会では「50円の引き上げ」に当初は渋っていた使用者代表も公益代表とともに賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光を当て、援助をしていく道筋を示して下さい。この点でも不十分です。

3 最賃1,500円の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛労連は、今回の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」署名と、「最低賃金を時給1,500円に！！」オンライン署名を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議の中で、署名や意見書の1,500円に触れ、連合の「リビングウエッジ」の1,100円を主張しました。

もっと、真摯に1,500円、1,100円の審議を行ってください。5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、私たちからすれば違和感を持たざるを得ません。



4 審議の非公開部分について

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。

以 上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

名古屋市中区新栄1-49-10 教育会館5F
愛知県高等学校教職員組合西三河南支部
支部長 稲垣 美樹夫

愛知地方最低賃金審議会の意見 「最低賃金1,077 円」への異議申出

1 生活実態を反映させていない最低賃金答申

そもそも最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えますが、わずか50 円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。この間の食品に限らず生活必需品全般に物価上昇は、労働者をはじめとした私たちの庶民の生活を脅かしています。これまで私たちは今すぐ1,500 円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、1500円でも十分ではありませんが、生活改善や地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が弱い答申には異議があります。

2 中小企業支援にも目を向けて

審議会では「50 円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077 円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光を当て、援助をしていく道筋を示してください。このてんでも不十分です。

3 最賃1,500 円の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛労連は、今回の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210 筆分、「最低賃金を時給1,500 円に！！」オンライン署名3,424 人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500 円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500 円に触れ、連合のリビングウエッジの1,100 円を主張しました。

もっと、真摯に1,500 円、1,100 円の審議を行ってください。5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。



4 審議の非公開部分について

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。

以 上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

名古屋市中区新栄1-49-10 教育会館5F
愛知県高等学校教職員組合西三河北支部
支部長 田中 裕亮

愛知地方最低賃金審議会の意見 労働者の生活実態を考えない「最低賃金1,077 円」への異議申出

1 生活実態を反映させていない最低賃金答申

昨今の生活必需品全般に物価上昇は、労働者をはじめとした私たちの庶民の生活を脅かしています。最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えますが、わずか50 円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。これまで私たちは今すぐ1,500 円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、まだ1500 円でも十分ではありませんが、それでも生活を改善し地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が弱い答申には異議があります。

2 中小企業支援にも目を向けて

審議会では「50 円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077 円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光を当て、援助をしていく道筋を示してください。このてんでも不十分です。

3 最賃1,500 円の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛労連は、今回の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210 筆分、「最低賃金を時給1,500 円に！！」オンライン署名3,424 人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500 円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500 円に触れ、連合のリビングウエッジの1,100 円を主張しました。

もっと、真摯に1,500 円、1,100 円の審議を行ってください。5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。



4 審議の非公開部分について

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。

以 上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

愛知県知立市東栄3-1
西三河地域労働組合総連合
議長 櫻井 善行

愛知地方最低賃金審議会への意見 「最低賃金1,077 円」に関する異議申出をします

最賃1,500 円の世論をもっと真剣に受け止めてください

愛労連は、今回の審議にあたり、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210 筆分、「最低賃金を時給1,500 円に！！」オンライン署名3,424 人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500 円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が行われていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500 円に触れ、連合のリビングウェッジの1,100 円を主張しました。

もっと、真摯に1,500 円、1,100 円の審議を行ってください。5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。

生活実態を反映させていない今年度の最低賃金答申

食品に限らず生活必需品全般に物価上昇は、労働者をはじめとした私たちの庶民の生活を脅かしています。最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えますが、わずか50 円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。これまで私たちは今すぐ1,500 円以上の要求をしてきました。もちろん諸外国との比較からすれば、まだ1500円でも十分ではありませんが、それでも生活を改善し地域経済にも消費に好影響を与えます。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が弱い答申には異議があります。

中小企業支援にも目を向けて

審議会では「50 円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、今回は労働者代表が最後まで抵抗していますが、それは現在の国民生活を反映しています。私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げは賃金の底上げにつながります。企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077 円では生活改善につながりません。私たちの地域ではトヨタ自動車と関連企業の行方が大きな影響を与えています。大企業本位の企業社会、下請けいじめにも目を向け、中小零細企業にも光を当て、援助をしていく道筋を示してください。この点でも不十分です。



審議の非公開部分の改善を

今年度の審議会の専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。しかも議事録すらありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年はお隣の岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。私たちが提出した47通の意見書について、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。とりわけ最低賃金の制定がそのまま賃金に反映される非正規労働者の生の声を聞くことは不可欠です。審議会の審議の透明性と可視化は重要課題です。その実現のために貴審議会でも真摯な論議をして実現することを願うものです。

以 上

2024年8月19日

愛知労働局長

小林 洋子 殿

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1

名古屋市立大学教職員組合

執行委員長 やまだ あつし

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する異議について

大学・医療分野での人員確保のためにも最低賃金の大幅な引上げを

名古屋市立大学は8学部7研究科5病院を擁していますが、その全所属で業務を下支えするのが事務補助職です。しかし、事務補助職の賃金は最低賃金ぎりぎりに設定されており、それが職員全体の賃金を抑制する1つの要因になっています。

本学における人員不足は深刻で、今年度は事務職では1割を超える欠員を抱えています。他職種も一様に欠員を抱えており、一刻も早い補充が必要です。大学と病院での人員確保のためにも最低賃金が大幅に引き上げられることが強く望まれます。

わずか50円の引き上げでは物価上昇にも追いつきません。弊組が実施している経年意識調査で、生活実感が「苦しい」「やや苦しい」と答えた職員は、前々回調査（2022年3月）の21%から前回調査（2024年1月）の31%に急増しています。

また、同調査で「時給でいくらの賃上げを要求しますか」の問いには、「400円以上」と答えた職員が最も多く4割を超えました。時給1,500円は多くの職員が求める最低限の賃金水準です。

50円引き上げの答申を見直し、大幅に増額することを切望します。

以上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

住 所 豊橋市中柴町 100-1
組 織 名 東三河労働組合総連合
代 表 者 議長 伊藤 英一

1077円ではワーキングプアから脱却できません

1500円に引き上げを

～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、
専門部会の運営にも改善要望があります～

貴審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、東三河労連は異議を申し出ます。

貴審議会が答申した額に年間労働時間の目安2000時間に乗じてみます。

1077円/時間 × 2000時間＝・・・

何と 2,154,000円 です。

昨年に比べ、前進したとはいえ、ワーキングプアの一つの定義が年収200万円以下から判断すると、今回の改正でも、労働者はワーキングプア近傍で来年も生きろ、と言われていることとなります。

最賃で進んでいる国々の「国による中小企業支援」をみならうよう、是非とも政府に昨年以上に強く働きかけて頂けるよう要望します。

貴審議会が「3要件」を大切にしながら、審議を繰り返し、日本経済の前進を本気で考えるならば、使用者側の支払い能力を抜本的に改善する必要があります。

トヨタ自動車は今年3月期決算5兆円の利益のうち、株主には、2兆円、労働者への賃金上乘せはわずか46億円というニュースもありました。こういった大企業の「行き過ぎた」儲けを政府がコントロールし、中小企業の「支払い能力」改善に使うよう、本気で訴えてください。

最後に、貴審議会がどのように考えたか、がわかるよう、審議を全面的に公開してください。様々な観点からの意見の集約の中で、より良い考えが浮かぶ可能性は大きくなると思います。

以上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 様

名古屋市北区柳原三丁目7番8号
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 林 達也

「最低賃金 1,077 円」に関する異議申出

1. 最低賃金に依存する地方自治体の状況

愛知県の最低賃金は昨年の改定で1027円となり、初めて1000円を超えました。この改定を受け、地方自治体で働く会計年度任用職員（非正規）の賃金水準は、昨年引き上げがおこなわれましたが、依然として最低賃金に張り付いている自治体も多く、賃金改善が進まない自治体において、最低賃金は重要な役割を担っています。だからこそ、最低賃金の改善は、私たち公務労働者にとっても重要な役割を持ち、最賃の改定は自治体に働く労働者にとっては、生活改善に直結するものです。

私たち労働組合は「今すぐ 1,500 円、めざせ 1,700 円に」と要求しています。1,500 円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計（2023 年）」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも 84%が 1,500 円以上を求めています。

こうした状況において答申 1,077 円（50 円引き上げ）が、私たち労働者の声を真に反映したとは思えません。1,077 円は改善ではありますが、生活改善にはつながりません。

2. 中小企業支援と経済の活性化

審議会では「50 円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が 59.6%を占め、統計が始まった 1986 年以来最悪です。生活が困窮するもとでは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げで賃金の底上げをはかり、同時に中小企業支援を進め、経済を活性化させることが、企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077 円では生活改善につながりません。



3. 意見表明できる機会を作ってください

愛知地方最低賃金審議会は、愛労連をはじめとして、私たち労働組合などの団体が意見陳述をする機会を申し出てきたにもかかわらず、今年も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。

今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう改めて要望します。

4. 時間をかけて議論し、目安上乗せの実現を

専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われました。それも議事録もありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任です。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

国際水準とますます乖離が進む状況において、世界各国から働きに来られている労働者の動向にも強く影響する最低賃金です。最賃水準の引き上げが喫緊の課題であることは労使の共通認識であるはずですが、あらためて、審議会を開催し、目安を上乗せする答申を出し、1,500円に近づけることを要請します。

以上

2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 殿

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館
愛知県労働組合総連合（愛労連）労働相談センター
所長 葛谷 輝起

愛知地方最低賃金審議会の意見

「最低賃金1,077円」に関する異議申出

物価高に苦しむ労働者・学生の賃金の引上げが必要

当センターは、労働者からの労働相談を受けています。最低賃金近傍の労働者からは、「最近の物価高騰の中で、生活を守れない。」等の声を聞きます。賃金50円の引上げでは、生活改善を望むこともできません。現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていません。

最賃1,500円以上の根拠である「愛知県最低生活費の推計（2023年）」結果を真摯に受け止めるべきです。

また、意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、是非その場を作るように要望します。

非正規労働者やケア労働者の声を聞いてください。非正規労働者やケア労働者は、そもそも労働条件が厳しい現状があります。こうした労働者の声を聞かずして、審議していることにほかなりません。

以上



2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 殿



名古屋市中区丸の内3-5-2 ミュゼット丸の内5階
愛知県国家公務関連労働組合共闘会議
議長 國枝孝幸

「最低賃金 1,077 円」に関する異議申出

1 止まらない物価上昇と労働者の生活困窮

ことし1月から11月までの食品値上げは1万品目を上回り、3年連続で1万品目を超える見通しです。帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。とどまるところを知らない物価高騰は、10月以降の続くことは明らかであり、たった50円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。

更に、直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪です。生活が困窮するもとでは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げで賃金の底上げをはかり、経済を活性化させることが、企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077円では生活改善につながりません。

2 経済の活性化と中小企業支援

審議会では「50円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成されました。使用者代表の皆さんは、「50円の引き上げでも厳しい」との主張をされていましたが、日本経済を上向きにするための施策はお持ちなのではないでしょうか？審議の中で、生産性の向上に関する施策は延べられましたが、それだけでは、企業の利益は増えても労働者の賃金を改善することにはなりません。

岸田首長が経済発展には、「賃上げの好循環」を施策として示され、昨年末の段階から経済界への「賃上げ要請」をされていたと聞きますが、愛知県内の経営者は岸田首長のこうした要請に、「賃上げできる中小企業支援」を真剣に働きかけてこられたのでしょうか。

現状の不景気を乗り越えるための施策の一つとして、「賃上げの好循環」を達成するための企業としての努力とそれだけでは不十分であれば、愛知県内の中小企業への支援策を具体的に働きかけ、答申でも触れることが重要だと思います。

3 最賃1,500円の世論を真摯に受け止め、愛知の若者の期待に応える審議を求めます

私たちは、愛知地域最低賃金額を「今すぐ1,500円、目指そう1,700円」を合言葉に、愛知県内の労働者に働きかけてきました。その結果、「愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210筆分、「最低賃金を時給1,500円に！！」オンライン署名3,424人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出することができました。

しかも、街頭で行ったシールアンケートでは、愛知県内企業の明日を背負う高校生や大学生の多くが「バイト代が1,500円になると嬉しい」と目を輝かせながら、必要な最低賃金額をとして、1,500円以上(84%以上)を求めています。こうした青年・若者の期待に応える審議だったか？審議会を傍聴した限りでは、極めて不十分だったと、疑問で仕方ありません。

4 審議会への提出資料は使用者寄りで労働者の生計費を軽視している

審議会では生計費にかかわる資料が配付され労働局から説明をされましたが、そもそも生計費

にかかる資料は2点だけ、支払い能力の資料は12点もありました。

家計統計表についても勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきたのではないのでしょうか。

ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身の勤労世帯の資料を用いるべきです。この点からも労働者の生計費に関するまともな審議ができたとは言えません。

5 愛知県の企業の魅力向上とスキルある労働者の確保、関東圏への人口流出について

専門部会では賃金と人口流出についての発言が労使双方からされました。労働者委員から愛知と同じAランク内でも東京・神奈川・埼玉・千葉に愛知県から人口が流出していることの発言があり、使用者委員からは「一般的には一定レベル以上のスキルを持った方、やりたい仕事に関東にはある」との発言がありました。日本のものづくりを支える愛知の使用者代表として、愛知の企業には「一定レベル以上のスキルを持った方」は必要ではないのですか？「愛知にはやりたい仕事がない」との認識ですか？本当にそのように考えてられるなら、前述した青年・若者に企業説明会時にどのような企業説明をなさっているのでしょうか？耳を疑いました。

使用者代表の方は、「最賃と人口流出の相関を示す資料はない」との発言を繰り返されましたが、そうであれば、Cランクに位置づけられた県知事が労働局に働きかけている事実やお隣の岐阜県の労働者代表者委員が、大幅な最賃額引き上げを主張された事実をいかに受け止められるのでしょうか？失礼な言い方ですが、「実態を知らない方が思い込みで発言されている」との認識ですか？最低賃金額と人口流出の相関関係は明白であり、ここに立脚しつつ、一定レベル以上のスキルを持った労働者にこの地域で働いてもらえるようにするため、魅力ある仕事の創出と地域経済を活性化させていく責任の一端が愛知県最低賃金審議会にはあります。

6 審議の非公開は5時間以上、意見陳述も実現しなかったことについて

専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われましたが、議事録もなく、どんな審議がなされたか？不明です。

公開の場でもっと時間をとり、県内の労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任です。今年は人口流出問題でピントのずれた議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の「準備していない」との意味不明な発言で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。

以 上

2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 殿



名古屋市中区丸の内3-5-2 ミュゼット丸の内5階
愛知県国家公務一般労働組合
執行委員長 柴田 秀幸

「最低賃金 1,077 円」に関する異議申出

1 止まらない物価上昇と労働者の生活困窮

ことし1月から11月までの食品値上げは1万品目を上回り、3年連続で1万品目を超える見通しです。帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。とどまるところを知らない物価高騰は、10月以降の続くことは明らかであり、たった50円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。

更に、直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪です。生活が困窮するもとでは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げで賃金の底上げをはかり、経済を活性化させることが、企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077円では生活改善につながりません。

2 経済の活性化と中小企業支援

審議会では「50円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成されました。使用者代表の皆さんは、「50円の引き上げでも厳しい」との主張をされていましたが、日本経済を上向きにするための施策はお持ちなのでしょうか？審議の中で、生産性の向上に関する施策は延べられましたが、それだけでは、企業の利益は増えても労働者の賃金を改善することにはなりません。

岸田首長が経済発展には、「賃上げの好循環」を施策として示され、昨年末の段階から経済界への「賃上げ要請」をされていたと聞きますが、愛知県内の経営者は岸田首長のこうした要請に、「賃上げできる中小企業支援」を真剣に働きかけてこられたのでしょうか。

現状の不景気を乗り越えるための施策の一つとして、「賃上げの好循環」を達成するための企業としての努力とそれだけでは不十分であれば、愛知県内の中小企業への支援策を具体的に働きかけ、答申でも触れることが重要だと思います。

3 最賃1,500円の世論を真摯に受け止め、愛知の若者の期待に応える審議を求めます

私たちは、愛知地域最低賃金額を「今すぐ1,500円、目指そう1,700円」を合言葉に、愛知県内の労働者に働きかけてきました。その結果、「愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210筆分、「最低賃金を時給1,500円に！！」オンライン署名3,424人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出することができました。

しかも、街頭で行ったシールアンケートでは、愛知県内企業の明日を背負う高校生や大学生の多くが「バイト代が1,500円になると嬉しい」と目を輝かせながら、必要な最低賃金額をとして、1,500円以上(84%以上)を求めています。こうした青年・若者の期待に応える審議だったか？審議会を傍聴した限りでは、極めて不十分だったと、疑問で仕方ありません。

4 審議会への提出資料は使用者寄りで労働者の生計費を軽視している

審議会で生計費にかかわる資料が配付され労働局から説明をされましたが、そもそも生計費

にかかる資料は2点だけ、支払い能力の資料は12点もありました。

家計統計表についても勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきたのではないのでしょうか。

ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身の勤労世帯の資料を用いるべきです。この点からも労働者の生計費に関するまともな審議ができたとは言えません。

5 愛知県の企業の魅力向上とスキルある労働者の確保、関東圏への人口流出について

専門部会では賃金と人口流出についての発言が労使双方からされました。労働者委員から愛知と同じAランク内でも東京・神奈川・埼玉・千葉に愛知県から人口が流出していることの発言があり、使用者委員からは「一般的には一定レベル以上のスキルを持った方、やりたい仕事は関東にはある」との発言がありました。日本のものづくりを支える愛知の使用者代表として、愛知の企業には「一定レベル以上のスキルを持った方」は必要ではないのですか？「愛知にはやりたい仕事がない」との認識ですか？本当にそのように考えてられるなら、前述した青年・若者に企業説明会時にどのような企業説明をなさっているのでしょうか？耳を疑いました。

使用者代表の方は、「最賃と人口流出の相関を示す資料はない」との発言を繰り返されましたが、そうであれば、Cランクに位置づけられた県知事が労働局に働きかけている事実やお隣の岐阜県の労働者代表者委員が、大幅な最賃額引き上げを主張された事実をいかに受け止められるのでしょうか？失礼な言い方ですが、「実態を知らない方が思い込みで発言されている」との認識ですか？最低賃金額と人口流出の相関関係は明白であり、ここに立脚しつつ、一定レベル以上のスキルを持った労働者にこの地域で働いてもらえるようにするため、魅力ある仕事の創出と地域経済を活性化させていく責任の一端が愛知県最低賃金審議会にはあります。

6 審議の非公開は5時間以上、意見陳述も実現しなかったことについて

専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われましたが、議事録もなく、どんな審議がなされたか？不明です。

公開の場でもっと時間をとり、県内の労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任です。今年は人口流出問題でピントのずれた議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の「準備していない」との意味不明な発言で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。

以 上

2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 殿



名古屋市中区三の丸2-5-1
国土交通労働組合東海建設支部愛知県協議会
議長 川上 雅 司

「最低賃金 1,077 円」に関する異議申出

1 止まらない物価上昇と労働者の生活困窮

ことし1月から11月までの食品値上げは1万品目を上回り、3年連続で1万品目を超える見通しです。帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。とどまるところを知らない物価高騰は、10月以降の続くことは明らかであり、たった50円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。

更に、直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪です。生活が困窮するもとの消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げで賃金の底上げをはかり、経済を活性化させることが、企業経営に好影響をもたらすのではないのでしょうか。1,077円では生活改善につながりません。

2 経済の活性化と中小企業支援

審議会では「50円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成されました。使用者代表の皆さんは、「50円の引き上げでも厳しい」との主張をされていましたが、日本経済を上向きにするための施策はお持ちなのでしょうか？審議の中で、生産性の向上に関する施策は延べられましたが、それだけでは、企業の利益は増えても労働者の賃金を改善することにはなりません。

岸田首長が経済発展には、「賃上げの好循環」を施策として示され、昨年末の段階から経済界への「賃上げ要請」をされていたと聞きますが、愛知県内の経営者は岸田首長のこうした要請に、「賃上げできる中小企業支援」を真剣に働きかけてこられたのでしょうか。

現状の不景気を乗り越えるための施策の一つとして、「賃上げの好循環」を達成するための企業としての努力とそれだけでは不十分であれば、愛知県内の中小企業への支援策を具体的に働きかけ、答申でも触れることが重要だと思います。

3 最賃1,500円の世論を真摯に受け止め、愛知の若者の期待に応える審議を求めます

私たちは、愛知地域最低賃金額を「今すぐ1,500円、目指そう1,700円」を合言葉に、愛知県内の労働者に働きかけてきました。その結果、「愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210筆分、「最低賃金を時給1,500円に！！」オンライン署名3,424人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出することができました。

しかも、街頭で行ったシールアンケートでは、愛知県内企業の明日を背負う高校生や大学生の多くが「バイト代が1,500円になると嬉しい」と目を輝かせながら、必要な最低賃金額として、1,500円以上(84%以上)を求めています。こうした青年・若者の期待に応える審議だったか？審議会を傍聴した限りでは、極めて不十分だったと、疑問で仕方ありません。

4 審議会への提出資料は使用者寄りで労働者の生計費を軽視している

審議会では生計費にかかわる資料が配付され労働局から説明をされましたが、そもそも生計費

にかかる資料は2点だけ、支払い能力の資料は12点もありました。

家計統計表についても勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきたのではないのでしょうか。

ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身の勤労世帯の資料を用いるべきです。この点からも労働者の生計費に関するまともな審議ができたとは言えません。

5 愛知県の企業の魅力向上とスキルある労働者の確保、関東圏への人口流出について

専門部会では賃金と人口流出についての発言が労使双方からされました。労働者委員から愛知と同じAランク内でも東京・神奈川・埼玉・千葉に愛知県から人口が流出していることの発言があり、使用者委員からは「一般的には一定レベル以上のスキルを持った方、やりたい仕事に関東にはある」との発言がありました。日本のものづくりを支える愛知の使用者代表として、愛知の企業には「一定レベル以上のスキルを持った方」は必要ではないのですか？「愛知にはやりたい仕事がない」との認識ですか？本当にそのように考えてられるなら、前述した青年・若者に企業説明会時にどの様な企業説明をなさっているのでしょうか？耳を疑いました。

使用者代表の方は、「最賃と人口流出の相関を示す資料はない」との発言を繰り返されましたが、そうであれば、Cランクに位置づけられた県知事が労働局に働きかけている事実やお隣の岐阜県の労働者代表者委員が、大幅な最賃額引き上げを主張された事実をいかに受け止められるのでしょうか？失礼な言い方ですが、「実態を知らない方が思い込みで発言されている」との認識ですか？最低賃金額と人口流出の相関関係は明白であり、ここに立脚しつつ、一定レベル以上のスキルを持った労働者にこの地域で働いてもらえるようにするため、魅力ある仕事の創出と地域経済を活性化させていく責任の一端が愛知県最低賃金審議会にはあります。

6 審議の非公開は5時間以上、意見陳述も実現しなかったことについて

専門部会では、第2回から4回で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われましたが、議事録もなく、どんな審議がなされたか？不明です。

公開の場でもっと時間をとり、県内の労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任です。今年は人口流出問題でピントのずれた議論されましたが、深めた議論とは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の「準備していない」との意味不明な発言で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう切望します。

以 上

愛知労働局長 小林 洋子 殿

34



愛知労働組合 田区沢下町 9-7-405
 全労連 労働組合愛知地方本部
 事務局長 煤本國治

愛知県の最低賃金の改正決定に関する異議申出書

～生活を維持するために最低賃金の大幅引き上げは絶対に必要です～

～早期に全国一律の最低賃金が1500円になるように議論をしてください～

【最低賃金が1077円では生活ができません】

審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、全労連・全国一般愛知地方本部は異議を申し出ます。今回の引き上げ額は、1日8時間働いて、月に8400円（50円×8時間×21日）です。1か月の賃金は18万円をやっと超えました。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃や光熱費を払った後、将来の備えのための貯蓄、値上がり続ける食料品や日用品への出費、嗜好品や趣味のための出費等を考えれば、とても自立して生活ができるような賃金ではありません。現在の最低賃金では、絶対的に生計費を賄えていないのです。

【すぐに全国一律1500円に最低賃金を引き上げて下さい】

全労連が全国28の都道府県でこれまでに実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。海外に目を向ければ、フランス約1870円、イギリス約2102円、ドイツ約1976円、米国（ワシントン州）約2393円、オーストラリア約2223円（全労連、日本貿易振興機構、労働政策研究・研修機構などの資料による）となっています。

【労働者の意見を反映させ、効果的な中小企業支援を実施して下さい】

これからの審議にあたっては、非正規雇用労働者の生活実態や声を聞く意見陳述が実施されることを強く求めます。中小企業・小規模事業者に対しては、消費税の減税・インボイス制度の廃止・社会保険料の負担軽減などの支援策を取り、賃上げしやすい環境整備について、政府へ働きかけていただくことを強く求めます。

以 上

2024年8月19日

愛知労働局
局長 小林 洋子 様



愛労連ケアワーカー対策委員会
愛労連事務局長 竹内 創

愛知地方最低賃金新議会の意見に対する異議申出書

最低賃金額1077円は低額すぎる一名名古屋市・愛知県への関東圏への人口流出をとめ生計費原則・地域経済活性のため最低賃金1500円に一

以下の通り異議申出を行います。

【異議の内容】

1. 愛知最低賃金、目安通り引き上げで1077円という改正決定に異議があります。
2. 審議会及び専門部会の持ち方に、異議があります。

【異議を申し出る理由】

1. 愛知最低賃金1500円以上の引き上げを

①. 関東圏への人口流出に歯止めをかけるためにも目安を上回る改定を

本年10月1日から愛知最低賃金、目安通り引き上げは1077円にすぎず、区分Aランクでは1位東京1163円、2位神奈川1162円、3位大阪1114円、4位埼玉1078円、5位愛知1077円、6位千葉1076円で全国5位にとどまっており、日本3大都市である名古屋市は最低賃金に後れをとっていると指摘しなければなりません。経済力は全国で第2位である愛知県でありながら、最低賃金は低額であるという実態も重く受け止めるべきです。今審議会では、労側から「関東圏への人口流出」の問題提起が行われましたが、愛知県は転出超過で東海地方の中核として地域を牽引すべき愛知県から大量に人口が流出しているだけでなく、転入超過数ランキングでも福島、広島等に続き下位6位であり選ばれない地域になっています（総務省住民基本台帳人口移動報告）。最低賃金額と人口流出の相関関係は明白であり、東京との愛知県の最低賃金の差は86円であり、この額差が働き手の県外流出の一因にもなっており、早急にこの差を是正すべきです。名古屋市を含む愛知県の関東圏への転出超過は拡大するばかりで、とりわけ年代では25～29歳の大学や大学院を出て就職し職場の戦力になる人も多い年齢層で、職場・地域にとって大変な痛手です。人材確保・定着の観点からも愛知県のもの作りを支える中小企業をはじめ多産業・労働分野の活性と地域経済の発展のために、愛知最低賃金1500円引き上げを強く要請するものです。

②. ケア労働者は最低賃金近傍で働いている 物価高騰分を加味した大幅な引きあげを

医療・介護・保育・福祉事業は、パートタイムや、派遣契約、アルバイト雇用など非正規が多く、国家資格を有する専門職でありながら最低賃金または最低賃金近傍で働く非正規職員によって現場は支えられています。保育士の平均時給は1317円、介護職員は1050円・介護支援専門員は1310円で介護職員の時間給は「1000円以上1100円未満」が22.8%で最も高く、平均時間給は1187円となっており、まさに最低賃

金近傍の産業です。最低賃金の引き上げとケア労働者の賃上げは相関関係にあり、最低賃金の大幅な賃上げが、ケア労働者の大幅賃上げにもつながり、人材確保・定着にかかせず県民の安全・安心の医療・介護・福祉を受けるためにも最低賃金1500円以上の引き上げが重要です。

③. ワーキングプアを脱することはできない

物価上昇を背景に食料品や学生への仕送りを切り詰める動きが目立っています。格差と貧困が広がるわが国において、問題視される子どもの貧困は、この夏休みに食事代の負担によって、「子どもに十分な食事を与えられない。」「もう節約できるところはない。」「エアコンを我慢しているので子どもがあせもまみれ。」と話し、子どもたちからも夏休みを早めてほしいという声があがるほど、くらしは大変になっています。最低賃金1500円以上を求めるものです。

愛知県の最低賃金1077円（10月1日予定）ではフルタイム（1日8時間・週40時間）で働いたとして月173時間とすると月収で186,321円にしかなく、年収でも約223万余円にしかならず、ワーキングプアの域を超えません。単身者、シングル子育て者、高齢労働者らが憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできず、『最低生計費調査』を鑑みた最低生計費を保障するためにも、最低賃金を1500円以上とすることが喫緊の課題です。

2. 専門部会透明化、当事者の生活実態を聴く運営を・中小企業支援策の抜本的拡充を

①. 今審議会では意見陳述の場はまたもや行われず、新たに岐阜県が意見陳述を行いました。Aランクの神奈川、大阪、埼玉、千葉では意見陳述が行われており、最低賃金近傍で働く労働者の実際の声を聞くことは不可欠であり、意見陳述の実行を求めるものです。

専門部会は、大半の時間が「休会」とされ、第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及び、この「協議」は議事録も残されない密室協議であり、県民に背徳感を覚えないのか、今後は是正を求めるものです。

②. 「中小企業支援策の拡充について政府に対する要望」が昨年につき、今年も要望が示されましたが、政府への財政支援が明白にされていません。2030年代半ばまでに全国加重平均を1500円となることをめざす根拠と計画の明示を国に強く要請することを求めます。日本の労働者賃金は全般的に下落し、中小企業は廃業に追い込まれています。一方、日本の大企業は利益を大幅に増やしていますが下請け取引の適正化に関して、「価格交渉を希望したが交渉が行われなかった」割合が増加しています。価格転嫁が困難な中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、エネルギー費や労務費のコスト上昇分の適切な転換に向け、実行ある解決策の実施を求めるものです。

③. 少子高齢社会が愛知県の中でも加速的にすすむ中、愛知県の経済・社会をさらに活気あるものとし、持続的な成長を成し遂げ、生産年齢人口や若者の流出を防ぎ、県内外の人材を確保することが極めて重要です。

以上

2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 殿



名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館
全日本国立医療労働組合愛知地区
議長 藤井

愛知地方最低賃金審議会の意見

「最低賃金 1,077 円」に関する異議申出

全医労愛知地区協議会は、以下のとおり『異議申出書』を提出します。

異議の内容

「愛知県地域最低賃金額—1 時間 1,077 円の答申に異議を申し出ます」

愛知県における最低賃金引き上げが、中央の示した目安通りの「全国一律 50 円の引き上げ」では、到底納得できません！

今年度の引き上げで東京、神奈川、大阪、埼玉に次いで愛知県が全国第 5 位の最低賃金額となる予定です。しかし、

愛知県は多くの産業指標が神奈川県や大阪府、埼玉県を上回っており、「製造品出荷額」全国 1 位、県内総生産（名目）全国 2 位、1 人当り県民所得全国 2 位など）最低賃金水準が神奈川県や大阪府、埼玉県の後塵に位置し、追いつける状況では、愛知県民の労苦に報いることにはなりません！最低レベルの水準としても東京に次ぐ全国 2 位の「最低賃金」水準に引き上げるべきである。

コロナ禍を経た中で、あらゆる産業で厳しい状況が続いています。そんな中、とりわけ非正規雇用労働者が“いの一番”に雇用の調整弁として悪用されている実態も明らかになっています。コロナ禍の中で、2020 年度は▲35（千人）、2021 年度▲26（千人）もの非正規労働者が県内で減少しました。しかし、2022 年度以降は、非正規雇用者数が増加に転じ、2023 年度には、県内の全雇用者数の 36.7%＝134.7 万人が非正規労働者として働き、活力ある愛知の産業を支えています。しかし、最低賃金の相場で雇用され、生活を強いられている労働者とその家族である愛知県民も多数存在していることも事実です。

そもそも現行の時給 1,027 円が、憲法に保障された最低限の生活を担保できる賃金水準ではありません。全国の労働者賃金相場が大幅にベースアップしている中であるからこそ、思い切った最低賃金の引き上げを断行すべきです。実際に、多くの県で中央の引上げ目安 50 円を上回った引上げを答申しています。

国の目安通りの 50 円の引き上げでは、生活水準の改善どころか、むしろ、この間の円安物価上昇による生活への影響を考えると、県民生活の向上につながる引き上げ額とは到底言えません。50 円の引き上げ水準を判断した基準も明確に示されていません。いかなる客観的、科学的分析のもとに決定されたのかを明らかにすることが必要です。そうでなければ、中央の「目安引上げ」に付度し、県の独自性もなく判断したという事になり、県の最低賃金審議会そのものの存在意義すら否定されかねない結果です。

また、最低賃金相場を引き上げるに当り、必要な経費負担増については大企業を除き、中小企業等へは、国と県の責任で大幅な支援強化を行うことを求めます。以上

2024年8月19日

愛知労働局長
小林 洋子 殿



名古屋市中区三の丸4-1-1
国立名古屋医療センター内
全日本国立医療労働組合名古屋医療センター
支部長 田中 優

愛知地方最低賃金審議会の意見

「最低賃金 1,077 円」に関する異議申出

愛知県最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会が提示した引上げ目安通りの「50円」引上げを答申しました。

マスコミ等の報道によれば、各地方最低賃金審議会では、中央目安の50円引上げにとどまらず、51～56円程度の上乗せ引上げを答申した県も数多く見受けられます。

最低賃金の支給ランクA/B/C区分の中でBやCランクの県が、中央目安以上の引上を答申している状況は、少しでも県民の給与単価を引き上げ、全国格差を縮めようとする思いが反映したものとして受け止めますが、愛知県の審議会は、昨年度も中央の目安通りの答申で、愛知県より高い、東京都や大阪府などとの格差は解消されず、一向に縮まりません！

中央目安の是非だけを審議しているのでは、県独自の判断、自主性はどうなっているのでしょうか？審議会でどの様な議論がされているのか、非公開、議事録も非公開では、何が審議されているか？さっぱりわかりません！その結果が、「中央目安通り」では、全くの独自性はなく、中央に付度するというばかりであり、存在意義すら問われかねません！

中央目安を超える引上げは、経営者側、とりわけ中小・零細事業主への影響が大きいとの意見は一定理解しますが、それならば、賃金水準が低いB/Cランクの県では、中央目安を上回る引き上げの答申について、中小・零細企業の負担増は関係なく引き上げているとでも言うのでしょうか！

愛知県最低賃金審議会は、中央に付度した議論ではなく、県の独自性を発揮し、県内の労働者が納得できる答申を行っていただきたい。

以 上

愛知労働局長

小林 洋子 殿



2024年8月19日

名古屋市北区柳原三丁目7番8号
革新県政の会 代表 樽松 佐一

愛知地方最低賃金審議会に意見

「最低賃金50円引き上げ」では 低すぎる答申に対して異議申出

～ 物価高騰に苦しむ労働者・学生に寄り添い、生活底上げの実現を ～

革新県政の会は、7月23日に愛知地方最低賃金審議会に対して、「最低賃金を早期に1,500円に引き上げることを求める意見書」を提出してきました。

しかし、労使双方活発な議論をしたと思いますが、結果として中央の目安金額（50円）に上乘せすることなく決着しています。これでは、物価高騰に苦しむ労働者・学生に寄り添った解決になっていません。最賃審議会の答申に対して、愛知労働局長として、公労使に対して再度テーブルについて1,077円ではなく、一步でも二歩でも早期に1,500円をめざそうと促しましょう。

よって、革新県政の会は、下記の理由で異議申出をします。

一. 物価高騰が続く中、安心して健康に暮らしていける水準を早期に実現するよう、愛知労働局長として、真摯に公労使に議論を投げかけましょう。

「夕食時にお金が気になりいつも強いストレスを感じた」「最低賃金で生活している人がいると思うと社会のあり方を考える機会となった。趣味や好きなことにお金を使えないことでストレスが溜まる」「実家で過ごしているが最低賃金で過ごすことはできなかった。友人との交際費用は使えない。仕事の意欲も下がる」「少し贅沢をすると途端に苦しくなる」「暮らせないことはわかっているが、実際生活すると健康で文化的な生活はムリだと思わせてくれる。1,500円の実現を」「実際の給料も最低賃金と変わらない。残業や疲れた日には惣菜を購入。自炊ができれば少しゆとりも」。これまで愛知県労働組合総連合（愛労連）に寄せられた意見の一部です。生活にあえぐ労働者・学生に胸を張って言える金額をめざしましょう。

二. 中小企業支援が行き届かないのを労働者に押しつけないでください。

中小企業は、全企業の99%を締めており、そこに従事する労働者も7割近くになると言われています。現行の中小企業支援策は、最賃のために設けられ

た業務改善助成金があるものの改善されたとはいえ使い勝手は悪く、価格転嫁も大企業に比べ進んでおらず、設備の老朽化が進んでいることなどから、設備投資や取引条件の改善施策を行うことが重要としており、賃金引き上げへの助成措置には踏み込めない状況におかれています。

このような公正な取引の実現や国による中小企業予算の拡充が先送りされて、その付けを労働者に背をわせている状況は許されません。地域経済活性化の鍵を握るのは労働者の個人消費拡大と考えており、そのためには賃金の上昇が欠かせません。こうしたことから、雇用の大部分を占める中小企業に対し、賃金上昇につながるような支援策を充実させるべきと考えます。答申の中で、国や大企業に対して最低賃金を上げるための支援策の充実を求めましょう。

三. 直接的に恩恵を受ける方々の意見陳述が出来ない理由が分かりません。

最低賃金の審議に当たっては、公開することが原則であり、産業や職種にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される関係から誰もが関心がある金額です。現実に個々の個別の内容で審議することではありません。

県内労働者全員に審議改定の課程を隠してまで審議して、支障をきたす理由が理由になっておらず意味が分かりません。ほんの数十分で終了する意見陳述が出来るようにしようではありませんか。

2024年8月19日

愛知労働局長

小林 洋子 殿

名古屋市熱田区沢下町9-7

愛労連ローカルユニオン

執行委員長 樽松佐一

愛知地方最低賃金審議会の意見

「最低賃金1,077円」に関する異議申出

愛労連ローカルユニオンは労働組合員の労働条件の維持改善、経済的社会的地位の向上を目指して日夜奮闘しています。

物価の高騰により労働者の生活は大変苦しいものとなっています。組合員からも満足できないとの声が多数あがっています。労働者の生活の改善のためには最低賃金額は1500円以上が絶対に必要です。時給1500円でも年収2,460,000円です。一生懸命働いても生活するには不十分な額です。愛知地方最低賃金審議会の50円の引き上げでは不十分であり納得は出来ません。大幅な引き上げが必要です。

地域別の最低賃金が定められているのは世界的には少数です。我が国でもですが、県境にある事業所では、労働力が最低賃金の高い方に流れていってしまいます。1500円以上の最低賃金額とあわせて、全国一律の最低賃金制度はどうしても必要です。



2024年8月19日

愛知労働局長 小林洋子 殿

名古屋市港区港栄 2-1-7 名古屋港郵便局内
郵政産業労働者ユニオン名古屋北支部
支部長 藤井 剛
書記長 大矢 貴志

愛知県最低賃金 1,077 円の答申に対する異議書

私たち郵政産業労働者ユニオンは日本郵政グループではたらく仲間の労働組合です。名古屋北支部は名古屋市内を中心とした愛知県、そして隣県の日本郵便株式会社ではたらく組合員を組織しています。私たちは今年度の最低賃金改定にあたって、1,500 円を目指した大幅な引き上げを求めています。

私たち名古屋北支部は 7 月 22 日付意見書において、①最低生計費に届かない最低賃金は生計費原則に反していること、②最低賃金の引き上げなくして賃上げが行われない現実があること、③深刻な人手不足の原因ともなっていること、の 3 点を特に指摘しました。

今回の最低賃金審議会の審議はこれらを考慮せず、①まったく生計費原則に基づかない、②労働者の賃上げにつながらない、③産業間・地域間の人手不足の解消につながらない、中央の答申を追認する 1,077 円への引き上げという結論に終わろうとしていることに異議を申し立てます。

私たちはじめ、他団体も含めた計 47 通におよぶ意見書の紹介をわずか 20 数分で終わらせ、しばしば「休会」という形で 5 時間にのぼる非公開で議事録にも残らない協議が行われ、意見陳述の機会も与えられなかったことに、労働者の立場に立った真摯な議論が行われたという姿勢を見出すことができません。

このような形で私たちの日々の生活が左右される決定がなされようとしていることに道理があるとは到底考えられないため、改めて審議会をやりなおすことを強く要求します。

以上



2024年8月19日

愛知労働局長 小林洋子 殿

名古屋市港区港栄 2-1-7 名古屋港郵便局内
郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会

議長 藤井 剛

愛知県最低賃金の改定意見「1,077円」へ郵政労働者からの異議書

空前の物価高騰、非正規社員も正社員もこれでは生活できない！時給 1,500円への引き上げを要求します！

1 愛知県最低賃金は、時給 1,500円を目指し、大幅に引き上げるよう改めて審議すること。

2 意見陳述の非開催と実質審議の非公開に強く抗議します。

以下、理由を述べます。

① 私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。非正規社員の基本賃金、いわゆる「郵政最賃」は都道府県別最低賃金を10円単位に切り上げた上で20円を加えた額であり、今回の最低賃金改定で愛知県では1,100円となる見込みです。実際にはこれにスキル給が若干加算されますが、最初のスキル評価がなされるまでは時給1,100円での勤務となります。健康で文化的な最低限度の生活を送るには時給1,500円が必要なことは愛労連はじめ各地の労働団体が試算・主張しており、近年の物価上昇の中で低賃金での生活は限界を迎えています。

また、約3万人にのぼる「正社員一般職」の基本給は極めて低く最賃割れを起こしかねない水準であることから、最低賃金の引き上げに合わせ昨春、今春とベースアップが行われました。最賃引き上げなくしてこの会社は賃上げに応じる姿勢にありません。

郵政に限らず最低賃金に張り付いた賃金ではたらいっている若年労働者は少なくありません。このままでは個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、物価高騰の中で生活の安定すら得られません。時給1,500円を10年先の目標とするのではなく、早急に時給1,500円を目指した改定をするべきだと考えます。

先に愛知地方最低賃金審議会へ提出した7月22日付意見書で述べたこれらの意見が反映されていない審議結果を承服することはできません。

② 今回、愛知地方最低賃金審議会において労働者の意見陳述の時間が設けられなかったことに抗議します。そして、専門部会の休会時間は5時間以上にわたり、議事録の残らない非公開の形で実質的な審議が進められたことに抗議します。

私たち郵政ユニオンの地方組織は各地で審議会の傍聴、そして千葉、長崎の審議会では意見陳述を行いました。各地の改定結果には様々な課題や評価が残りますが、これらの活動を通じて審議会へ一定の意見を届けられたものと認識しています。しかし、愛知においてはその土俵にも立てなかったことは極めて残念です。

このような形式ばかり整えただけの、実質は中央の目安を追認するばかりのセレモニーに過ぎない最低賃金審議会の運営に私たちのいわば人生が左右されることに強く強く憤りを憶えます。

8月21日開催の異議審において「セレモニー」ではなく、きちんと私たちの声を受け止めた実質的な審議を改めて行うよう求めます。



以上

愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

歴史的にも異常な高物価のもとで、深刻な危機的状況にある大学生の実生活を直視し、全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ、政府に要望し、日本の学問研究を支える経済再興のためにも、一刻も早く物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給1500円以上の諮問、決定を求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略戦争からずっと継続しています異常な高物価のもと、くらしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定の諮問に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

1. 愛知最低賃金審議会は、県内の生活困窮世帯や女性・青年学生層の、時間給で働く労働者・県民に対する責任を果たしていると言えるのでしょうか？

昨年来の愛知最低賃金審議会の審議と決定の経過を見ていると、中央最低賃金審議会の目安に1円のプラスもなく、連続して引き上がっている食料品や光熱費など公共料金の物価高騰の状況への独自の判断と対応もありません。最低賃金の大幅引き上げは、格差と貧困にあえぐ県民にとっては、生活を維持するために絶対に必要であり、最も緊急を要する課題であることは言うまでもありません。

当然のことですが、現在、最低賃金での収入により生活を営んでいる人々にとって、高物価のもとでの暮らしは生活そのものの大きなレベルダウンによってしのぐか、ダブルワークやトリプルワークという過酷な長時間労働でしのぐほかはすべがなく、もともと最低レベルな生活水準を余儀なくされているわけですから、もはやこれ以上に引き下げることには限界があり、その救済の手立ては最低賃金が物価を上回って上がることのほかにはありません。

そんなことはあつてはならないことではありますが、愛知最低賃金審議会が具体的審議を掘り下げておこなわず、密室審議のもとで註賃目安通りでよしとする決定をおこない、これに固執するのであればそれは重大な責任放棄であり、役割を果たせないことの自己告白以外のなにものでもあ



りません。

2. 愛知最低賃金審議会が、現下の物価高騰の推移と予測の判断、それにとりもなう県内の低賃金労働者の生活実態に対応できないなら税金の無駄遣いではないですか？

物価高騰が引き続き進行する状況から見て、改めて、愛知県の最低賃金を、ただちに1500円以上に引き上げ、全国一律制度に法改正しなければ一県だけで解決が可能なことではないことはもちろんです。しかし、中賃目安プラスマイナスゼロということでも十分な協議が重ねられるべき審議において、愛知地方最低賃金審議会にあっては、どこに自主性の発揮が認められるというわけでしょうか。

密室でおこなわれる闇に閉ざされた審議であっては県民の理解は得られるはずはありません。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」は愛知では、未だに実現していません。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ固執し背を向けるのでしょうか。

さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、異議審においても十分な審議もおこなわず、（公益委員の主導で専門部会の公開など民主化が図られている）鳥取と比較すると著しく閉鎖的・非民主的で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。

ぜひ、今年最低賃金法の主旨を正面から受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

3. すでに20県が中賃“目安”を上回る答申をおこなっている現状のもとで、中賃“目安”のみの50円引き上げ＝1077円の不十分な答申をただちに取り消し、最賃額1500円以上の物価高騰を上回る諮問・答申をおこなってください。

私たちは、一昨年10月の最低賃金の改定以来二年度にわたって、年度内に物価高騰を上回る大幅な引き上げを実現する再改定を強く求めてきました。しかし、それはついに実施されること



もなく、私たちは多くの労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキを計3回とりくまざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げ、とりわけ中央最低賃金審議会の「目安」額を大幅に上回る引き上げ、時間額1500円以上の引上げを求めました。

今回愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、私たちは、本書面にて異議を申し出ます。

引上げ額そのものは過去最高の引上げですが、物価上昇分の後追いにすぎず一桁足りないと言わざるを得ません。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」50円に1円も上乗せすることなく、そのまま追随しただけの答申です。しかし、8月13日時点で20県は国の審議会が示した時給の引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乗せする改定額を決めています（共同通信が集計）。最大は鳥取の7円で、19県は1～6円で、鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円となっています。これに対して、50円の引き上げ（約4.9%）は、私たちが求めてきた水準とはるかにかけ離れており、断じて容認できません。

4. 憲法第25条 【生存権、国の社会的使命】

「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

には、ただちに最低賃金1500円以上が必要です！ 独立単身生計での勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを強く求めます！

愛労連（愛知県労働組合総連合）をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかにされてきました。

1500円の根拠は、このように「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学的なものであるとともに、私たちが参加して愛労連が街頭でおこなったシールアンケートでも84%が1500円以上を求めています。

また、今回の審議会には、愛労連を通じて1万筆を超える個人の署名および47通におよぶ時間額1500円を求める団体の意見書も出されました。

審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が十分におこなわれてきたとはみえません。

「労働者代表」と称する連合愛知の委員は審議のなかで、愛労連の署名や意見書の1500円に触れ、連合のリビング・ウエッジの1100円を主張しました。もっと、真摯に1500円、1100円の審議がおこなわれてしかるべきではないのでしょうか。

8月5日の審議会では「真摯な議論がおこなわれた」と強調されましたが、欺瞞的なのではないかといった強い違和感を覚えるとの声があがっています。

今回の50円引き上げでは、1日8時間働いても、月に9000円（50円×8時間×21日）にも達しない引き上げです。月額では18万円余り。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなった場合にも人間らしい生活ができるとお考えなのでしょうか。それは現実を知らない幼稚な楽観論に過ぎません。

最低賃金（現行1027円）で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1077円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ません。

最低賃金法は、第9条で労働者の生計費・労働者の賃金・事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされており、今回、労働局からは生計費2点、賃金4点、支払い能力12点の資料が提出されました。

しかし、その点数だけを見ても支払い能力に重点が置かれたと言わざるを得ません。とりわけ最も重視されなければならない生計費にかかわる資料は2点しかなく、その内の家計統計表は、勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりか

なり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。

これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身独立生計の勤労世帯の資料を用いるべきです。

この点からも今回、労働者の生計費に関するまともな審議はできなかつたと言わざるを得ず、資料を提出した労働局の責任は重大です。

そして、議論に耐える資料の提出を求めなかつた公益委員の役割も問われるし、専門家としての信頼も揺らぐこととなります。私たちは、少なくとも、上記の単身勤労世帯の資料にもとづいた生計費を重視した審議のやり直しを強く求めます。

5. 異議が出されている重要性を深刻に受け止め踏まえていただき、少なくない労働者・県民が、いまの物価高騰と低賃金に追い詰められている現実を直視した審議をおこなってください。

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼に自家製おにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年も連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦労している。生鮮食料品なども高騰しているの、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の方まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「仕事のシフトが入らないために予定した収入が得られず、やむを得ず知人から借金をしてしのいでいる」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がしばしば起こる」、「再雇用で働いているが、もう最賃すれすれになり、退職金も食いつぶしてなくなってきた、年金をもらう前に貯金がなくなっている」。こうした声は、今年も絶えません。

主要な食品メーカー195社における、家庭用を中心とした2024年通年の飲食料品値上げ品目数の累計は、11月までの予定分で1万86品目に上ります。年間で1万品目を突破するの

は、調査を開始した22年以降3年連続となります。さらに、帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。

2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。

2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。

愛知の最賃の今回の引上げ額の1077円では、こうした物価高騰が続くさなかで、貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらず、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。

労働者県民のこうした窮状を、たったの1077円では到底解消することはできません。

今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

6. 諸外国では最賃額2500円を上回る国もあります！ 1077円では韓国も下回っています！ 国際的観点からも2000円への引き上げを検討してください。

コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。

イギリス 2208円（2024年4月）、フランス 1894円（2024年1月）、ドイツ 2018円（2024年1月）、アメリカ・ワシントン D.C. 2634円（2024年7月）、同・サンフランシスコ市 2810円（2024年7月）、オーストラリア 2375円（2024年7月）、ニュージーランド 2077円（2024年4月）。

以上のように、日本をはるかに上回っています。

現在の日本の最低賃金加重平均1004円は、すでに韓国の現行1088円（2024年1月）を下回っています。そして1077円でも依然として下回ります。（円換算は2024年8月1日現在の為替レートによります）。

G7等の中で日本の最低賃金の水準は各国の約半分です。また、賃金中央値に対する割合が約

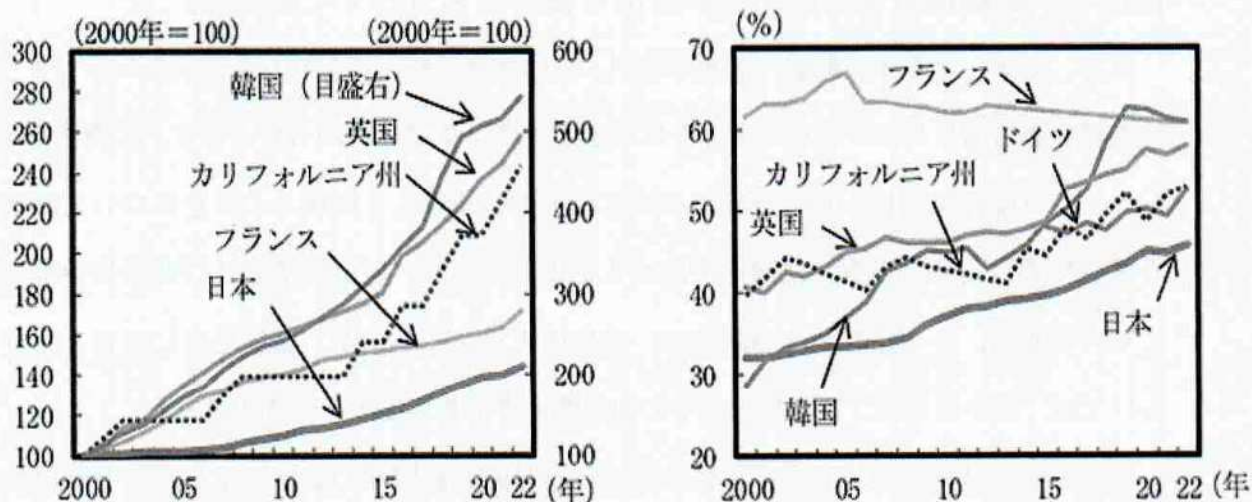
4割と低く（表）、国内で賃金上層部分の労働者との格差が拡大しています。これは早急に改善する必要があります。愛知地方最低賃金審議会の審議において、国際的な観点から最低賃金額をどのようにすべきなのかという議論が欠けていたと思われるので、この観点から改めて審議をしてください。当労働組合は、真の生活安定のためには、時間額2000円への引き上げを求めます。

●主要国の最低賃金の変化（「内閣府日本経済レポート（2023年度）」から引用）

日本の最低賃金は上昇しているものの、賃金中央値に対する比率は低め

（1）最低賃金の推移

（2）最低賃金のフルタイム労働者賃金中央値



- （備考） 1. OECD Stat、アメリカ労働省により作成。
 2. アメリカでは連邦政府のほか、州などの地域別の最低賃金が設定されている（後掲第2-2-15図）。連邦最低賃金は2009年以降改定されていないため、人口の多いカリフォルニア州の最低賃金の推移を掲載している。
 3. （2）について、ドイツは2015年からの値。カリフォルニア州の値は、カリフォルニア州の最低賃金とアメリカのフルタイム労働者賃金中央値を比較した値。

7. 専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は審議会の民主てきなあり方に反したいと思います。二者協議を含めて全面公開をおこない、民主化につとめてください！

昨年に続いて、愛知地方委低賃金審議会は実質的な金額審議がおこなわれる専門部会での審議が公開されました。そして、労使双方の委員から引上げ額をめぐる主張が繰り返し発言されたことは一歩前進でした。

しかし、その大半の時間が休会とされ、この間に持たれた公労および公使の「協議」に時間が費やされました。

第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及びましたが、この「協議」は議事録も残されない密室協議であり、県民に開かれた審議とはほど遠いと言わざるを得ません。

昨年に引き続き、「公開審議を逆手に取った闇審議」との批判は免れません。今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

8. 意見陳述を実施して、最賃額に左右される時間給で働いている青年層と女性層など、実際の当事者の生の声を聞く機会をもうけてください。

また、なぜ、本年も労働者の意見陳述が、専門部会ではおこなわれなかったのでしょうか。

最低賃金法第25条では以下のように規定されているにも関わらず、です。「(専門部会等)

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」

今回も残念ながら労使双方の委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年も岐阜でも2団体、各10分の意見陳述がおこなわれました。愛知では、47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。

当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、改めて抗議します。

意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作るよう改めて切望します。

異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、外国人、非正規労働者等の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

9. 全国一律制度への法改正と、中小企業への直接の先行しての支援策の抜本的拡充などを政府に要望することを、早急に具体化してください！

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、昨年の異議書に書き、そして愛労連なども引き続き署名等により求めてきました。

しかし、国への上申は依然として具体化されていません。早急に具体化してください。

また、地方間の格差については、大阪が1100円を上回っているのに、なぜ愛知は1077円どまりなのか、とか名古屋市をはじめ青年層の人口流出による減少傾向が現れているもとの、愛知最低賃金審議会は総じて経済についての認識が甘いのではないか、などの疑問も私たちの労働組合の中からは現れてきています。その上で、以下、異議審審査にてお図りください。

記

一、 愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1500円以上への大幅引き上げの改定額の諮問をおこってください。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。

二、 最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素においての支払い能力を、行政の責任において中小企業への直接支援をおこなうことにより、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、生計費は「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛労連がおこなった「最低生計費試算調査結果」を参考資料として再審議してください。

三、 最低賃金法を、現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください。

四、 中小企業への抜本的財政支援措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを、国や県に対して要望してください。

五、 愛知地方最低賃金審議会において公益・経営・労働の三者がおこなう専門部会の審議をただちに公開とし、その議事録の全面公開をおこなってください。小委員会についても、これに準じて公開してください。

六、 愛知地方最低賃金審議会の審議において、幅広い労働者の意見陳述をただちに実施してください。

以上

2024年8月2日

所在地 〒460-0005 名古屋市中区東桜2丁目22-15
いずみビル4階 401

団体名 東海圏大学非常勤講師組合
代表者 執行委員長 高森 識史

愛知労働局長 小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会会長 中山 徳良 殿

愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

歴史的にも異常な高物価と実質賃金の低下が続いているも、高齢再雇用者の賃金が最賃レベルにとどまっているなか、全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ政府に要望していただき、一刻も早く物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給1500円以上の諮問、決定を求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略戦争からずっと継続しています異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定の諮問に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

1. 愛知最低賃金審議会は、県内の生活困窮世帯や女性・青年学生層、再雇用で働いている高齢労働者など、時間給で働く労働者・県民に対する責任を果たせていないため、時間給1500円以下の賃金労働者がどんどん増大しています。

昨年来の愛知最低賃金審議会の審議と決定の経過を見ていると、中央最低賃金審議会の目安に1円のプラスもなく、連続して引き上がっている食料品や光熱費など公共料金の物価高騰の状況への独自の判断と対応ありません。最低賃金の大幅引き上げは、格差と貧困にあえぐ県民にとっては、生活を維持するために絶対に必要であり、最も緊急を要する課題であることは言うまでもありません。

当然のことですが、現在、最低賃金での収入により生活を営んでいる人々にとって、高物価のもとでの暮らしは生活そのものの大きなレベルダウンによってしのぐか、ダブルワークやトリプルワークという過酷な長時間労働でしのぐかはすべがなく、もともと最低レベルな生活水準を余儀なくされているわけですから、もはやこれ以上に引き下げることには限界があり、その救済の手立ては最低賃金が物価を上回って上がることのほかにはありません。

そんなことはあつてはならないことではと思いますが、愛知最低賃金審議会が具体的審議を掘り下げておこなわず、密室審議のもとで註賃目安通りでよしとする決定をおこない、これに固執するの



であればそれは重大な責任放棄であり、役割を果たせないことの自己告白以外のなにものでもありません。

2. 愛知最低賃金審議会が、現下の物価高騰の推移と予測の判断、それにとともなう県内の低賃金労働者の生活実態に対応できないなら税金の無駄遣いではないですか？

物価高騰が引き続き進行する状況から見て、改めて、愛知県の最低賃金を、ただちに1500円以上に引き上げ、全国一律制度に法改正しなければ一県だけで解決が可能なことでないことはもちろんです。しかし、中賃目安プラスマイナスゼロということでも十分な協議が重ねられるべき審議において、愛知地方最低賃金審議会にあっては、どこに自主性の発揮が認められるというわけでしょうか。

密室でおこなわれる闇に閉ざされた審議であっては県民の理解は得られるはずはありません。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」は愛知では、未だに実現していません。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の声を聞いて審議をおこなうことになぜ固執し背を向けるのでしょうか。

さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、異議審においても十分な審議もおこなわず、（公益委員の主導で専門部会の公開など民主化が図られている）鳥取と比較すると著しく閉鎖的・非民主的で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもないと、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。

ぜひ、今年最低賃金法の主旨を正面から受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

3. すでに20県が中賃“目安”を上回る答申をおこなっている現状のもとで、中賃“目安”通りの50円引き上げ＝1077円の不十分な答申をただちに取り消し、最賃額1500円以上の物価高騰を上回る諮問・答申をおこなってください。

私たちは、一昨年10月の最低賃金の改定以来二年度にわたって、年度内に物価高騰を上回る

大幅な引き上げを実現する再改定を強く求めてきました。しかし、それはついに実施されることもなく、私たちは多くの労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキを計3回とりくまざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げ、とりわけ中央最低賃金審議会の「目安」額を大幅に上回る引き上げ、時間額1500円以上の引上げを求めました。

今回愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、私たちは、本書面にて異議を申し出ます。

引上げ額そのものは過去最高の引上げですが、物価上昇分の後追いにすぎず一桁足りないと言わざるを得ません。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」50円に1円も上乗せすることなく、そのまま追随しただけの答申です。しかし、8月13日時点で20県は国の審議会が示した時給の引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乗せする改定額を決めています（共同通信が集計）。最大は鳥取の7円で、19県は1～6円で、鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円となっています。これに対して、50円の引き上げ（約4.9%）は、私たちが求めてきた水準とはるかにかけ離れており、断じて容認できません。

4. 憲法第25条 【生存権、国の社会的使命】

「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

には、ただちに最低賃金1500円以上が必要です！ 独立単身生計での勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを強く求めます！

愛労連（愛知県労働組合総連合）をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかに

されてきました。

1500円の根拠は、このように「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学的なものであるとともに、私たちが参加して愛労連が街頭でおこなったシールアンケートでも84%が1500円以上を求めています。

また、今回の審議会には、愛労連を通じて1万筆を超える個人の署名および47通におよぶ時間額1500円を求める団体の意見書も出されました。

審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が十分におこなわれてきたとはみえません。

「労働者代表」と称する連合愛知の委員は審議のなかで、愛労連の署名や意見書の1500円に触れ、連合のリビング・ウエッジの1100円を主張しました。もっと、真摯に1500円、1100円の審議がおこなわれてしかるべきではないのでしょうか。

8月5日の審議会では「真摯な議論がおこなわれた」と強調されましたが、欺瞞的なのではないかといった強い違和感を覚えるとの声があがっています。

今回の50円引き上げでは、1日8時間働いても、月に9000円（50円×8時間×21日）にも達しない引き上げです。月額では18万円余り。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなった場合にも人間らしい生活ができるとお考えなののでしょうか。それは現実を知らない愚かで幼稚な楽観論の幻想に過ぎません。

最低賃金（現行1027円）で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1077円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ません。

最低賃金法は、第9条で労働者の生計費・労働者の賃金・事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされており、今回、労働局からは生計費2点、賃金4点、支払い能力12点の資料が提出されました。

しかし、その点数だけを見ても支払い能力に重点が置かれたと言わざるを得ません。とりわけ最も重視されなければならない生計費にかかわる資料は2点しかなく、その内の家計統計表は、勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消

費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。

これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身独立生計の勤労世帯の資料を用いるべきです。

この点からも今回、労働者の生計費に関するまともな審議はできなかつたと言わざるを得ず、資料を提出した労働局の責任は重大です。

そして、議論に耐える資料の提出を求めなかつた公益委員の役割も問われるし、専門家としての信頼も揺らぐこととなります。私たちは、少なくとも、上記の単身勤労世帯の資料にもとづいた生計費を重視した審議のやり直しを強く求めます。

5. 異議が出されている事態の重要性・深刻さを正面から受け止め踏まえていただき、少なくない労働者・県民が、いまの物価高騰と低賃金に追い詰められている現実を直視した審議をおこなってください。

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼に自家製おにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年も連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦労している。生鮮食料品なども高騰しているので、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の分まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「仕事のシフトが入らないために予定した収入が得られず、やむを得ず知人から借金をしてしのいでいる」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がしばしば起こる」、「再雇用で働いているが、もう最賃すれすれになり、退職金も食いつぶしてなくなってきた、年金をもらう前に貯金がなくなっている」。こうした声は、今年も絶えません。

主要な食品メーカー195社における、家庭用を中心とした2024年通年の飲食料品値上げ

品目数の累計は、11月までの予定分で1万86品目に上ります。年間で1万品目を突破するのは、調査を開始した22年以降3年連続となります。さらに、帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。

2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。

2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。

愛知の最賃の今回の引上げ額の1077円では、こうした物価高騰が続くさなかで、貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらず、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。

労働者県民のこうした窮状を、たったの1077円では到底解消することはできません。

今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

6. 諸外国では最賃額2500円を上回る国もあります！ 1077円では韓国も下回っています！ 国際的観点からも2000円への引き上げを検討してください。

コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。

イギリス 2208円（2024年4月）、フランス 1894円（2024年1月）、ドイツ 2018円（2024年1月）、アメリカ・ワシントン D.C. 2634円（2024年7月）、同・サンフランシスコ市 2810円（2024年7月）、オーストラリア 2375円（2024年7月）、ニュージーランド 2077円（2024年4月）。

以上のように、日本をはるかに上回っています。

現在の日本の最低賃金加重平均1004円は、すでに韓国の現行1088円（2024年1月）を下回っています。そして1077円でも依然として下回ります。（円換算は2024年8月1日現在の為替レートによります）。

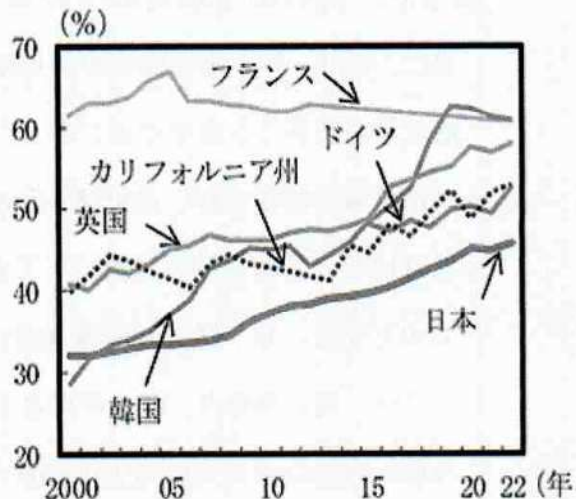
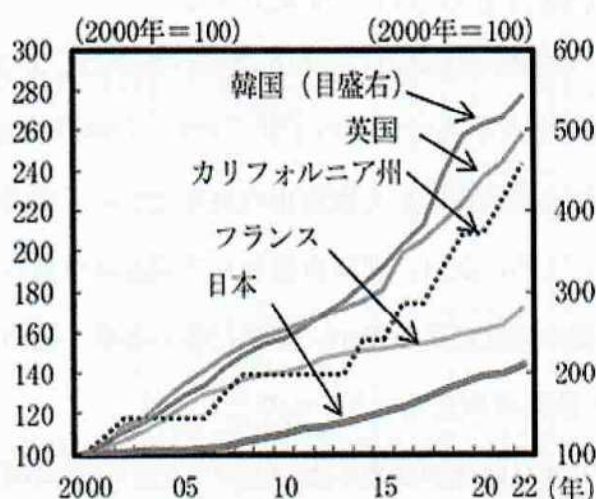
G7等の中で日本の最低賃金の水準は各国の約半分です。また、賃金中央値に対する割合が約4割と低く（表）、国内で賃金上層部分の労働者との格差が拡大しています。これは早急に改善する必要があります。愛知地方最低賃金審議会の審議において、国際的な観点から最低賃金額をどのようにすべきなのかという議論が欠けていたと思われまますので、この観点から改めて審議をしてください。当労働組合は、真の生活安定のためには、時間額2000円への引き上げを求めます。

●主要国の最低賃金の変化(「内閣府日本経済レポート(2023年度)」から引用)

日本の最低賃金は上昇しているものの、賃金中央値に対する比率は低め

(1) 最低賃金の推移

(2) 最低賃金のフルタイム労働者賃金中央値!



- (備考) 1. OECD. Stat、アメリカ労働省により作成。
 2. アメリカでは連邦政府のほか、州などの地域別の最低賃金が設定されている（後掲第2-2-15図）。連邦最低賃金は2009年以降改定されていないため、人口の多いカリフォルニア州の最低賃金の推移を掲載している。
 3. (2) について、ドイツは2015年からの値。カリフォルニア州の値は、カリフォルニア州の最低賃金とアメリカのフルタイム労働者賃金中央値を比較した値。

7. 専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は審議会の民主てきなあり方に反したいと思います。二者協議を含めて全面公開をおこない、民主化につとめてください！

昨年が続いて、愛知地方最低賃金審議会は実質的な金額審議がおこなわれる専門部会での審議が公開されました。そして、労使双方の委員から引上げ額をめぐる主張が繰り返し発言されたこ

とは一步前進でした。

しかし、その大半の時間が休会とされ、この間に持たれた公労および公使の「協議」に時間が費やされました。

第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及びましたが、この「協議」は議事録も残されない密室協議であり、県民に開かれた審議とはほど遠いと言わざるを得ません。

昨年に引き続き、「公開審議を逆手に取った闇審議」との批判は免れません。今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

8. 意見陳述を実施して、最賃額に左右される時間給で働いている青年層と女性層など、実際の当事者の生の声を聞く機会をもうけてください。

また、なぜ、本年も労働者の意見陳述が、専門部会ではおこなわれなかったのでしょうか。

最低賃金法第25条では以下のように規定されているにも関わらず、です。「(専門部会等)

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」

今回も残念ながら労使双方の委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年も岐阜でも2団体、各10分の意見陳述がおこなわれました。愛知では、47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。

当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、改めて抗議します。

意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作るよう改めて切望します。

異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、外国人、非正規労働者等の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

9. 全国一律制度への法改正と、中小企業への直接の先行しての支援策の抜本的

拡充などを政府に要望することを、早急に具体化してください！

国への上申は依然として具体化されておりませんので、早急に具体化してください。

また、地方間の格差については、大阪が1100円を上回っているのに、なぜ愛知は1077円どまりなのか、とか名古屋市をはじめ青年層の人口流出による減少傾向が現れているもとの、愛知最低賃金審議会は総じて経済についての認識が甘いのではないか、などの疑問も私たちの労働組合の中からは現れてきています。その上で、以下、異議審審査にてお図りください。

記

- 一、 愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1500円以上への大幅引き上げの改定額の諮問をおこってください。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- 二、 最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素における支払い能力を、行政の責任において中小企業への直接支援をおこなうことにより、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、生計費は「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛労連がおこなった「最低生計費試算調査結果」を参考資料として再審議してください。
- 三、 最低賃金法を、現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください。
- 四、 中小企業への抜本的財政支援措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを、国や県に対して要望してください。
- 五、 愛知地方最低賃金審議会において公益・経営・労働の三者がおこなう専門部会の審議をただちに公開とし、その議事録の全面公開をおこなってください。小委員会についても、これに準じて公開してください。
- 六、 愛知地方最低賃金審議会の審議において、幅広い労働者の意見陳述をただちに実施してください。

以上

2024年8月2日

所在地 〒460-0005 名古屋市中区東桜2丁目22-15
いずみビル4階 401

団体名 年金者組合 名古屋中支部
代表者 執行委員長 大山 晴久

愛知労働局長 小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会会長 中山 徳良 殿

愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

歴史的にも異常な高物価のもとで、全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ、国に対して要望していただき、一刻も早く物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給1500円以上の諮問、決定を求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略戦争からずっと継続しています異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定の諮問に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

1. 愛知最低賃金審議会は、県内の生活困窮世帯や女性・青年層の、時間給で働く労働者・県民に対する責任を果たせていないのではないのでしょうか？

昨年来の愛知最低賃金審議会の審議と決定の経過を見てみると、中央最低賃金審議会の目安に1円のプラスもなく、連続して引き上がっている食料品や光熱費など公共料金の物価高騰の状況への独自の判断と対応もありません。最低賃金の大幅引き上げは、格差と貧困にあえぐ県民にとっては、生活を維持するために絶対に必要であり、最も緊急を要する課題であることは言うまでもありません。

当然のことですが、現在、最低賃金での収入により生活を営んでいる人々にとって、高物価のもとでの暮らしは生活そのものの大きなレベルダウンによってしのぐか、ダブルワークやトリプルワークという過酷な長時間労働でしのぐほかはすべがなく、もともと最低レベルな生活水準を余儀なくされているわけですから、もはやこれ以上に引き下げることには限界があり、その救済の手立ては最低賃金が物価を上回って上がることのほかにはありません。

そんなことはあつてはならないことではありますが、愛知最低賃金審議会が具体的審議を掘り下げておこなわず、密室審議のもとで註賃目安通りでよしとする決定をおこない、これに固執するのであればそれは重大な責任放棄であり、役割を果たせないことの自己告白以外のなにものでもありません。



2. 愛知最低賃金審議会が、現下の物価高騰の推移の正確な認識にもとづく予測と、県内の低賃金労働者の生活実態が理解できないなら税金の無駄遣い？

物価高騰が引き続き進行する状況から見て、改めて、愛知県の最低賃金を、ただちに1500円以上に引き上げ、全国一律制度に法改正しなければ一県だけで解決が可能なことでないことはもちろんです。しかし、中賃目安プラスマイナスゼロということでも十分な協議が重ねられるべき審議において、愛知地方最低賃金審議会にあっては、どこに自主性の発揮が認められるというわけでしょうか。

密室でおこなわれる闇に閉ざされた審議であっては県民の理解は得られるはずはありません。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」は愛知では、未だに実現していません。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ固執し背を向けるのでしょうか。

さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、異議審においても十分な審議もおこなわず、（公益委員の主導で専門部会の公開など民主化が図られている）鳥取と比較すると著しく閉鎖的・非民主的で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。

ぜひ、今年は最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

3. 中賃“目安”のみの50円引き上げである1077円答申をただちに取り消し、1500円以上の物価高騰を上回る諮問・答申をおこなってください。すでに20県が中賃“目安”を上回る答申をおこなっています。

私たちは、一昨年10月の最低賃金の改定以来二年度にわたって、年度内に物価高騰を上回る大幅な引き上げを実現する再改定を強く求めてきました。しかし、それはついに実施されることもなく、私たちは多くの労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキ

を計3回とりくまざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げ、とりわけ中央最低賃金審議会の「目安」額を大幅に上回る引き上げ、時間額1500円以上の引上げを求めました。

今回愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、私たちは、本書面にて異議を申し出ます。

引上げ額そのものは過去最高の引上げですが、物価上昇分の後追いにすぎず一桁足りないと言わざるを得ません。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」50円に1円も上乗せすることなく、そのまま追従しただけの答申です。しかし、8月13日時点で20県は国の審議会が示した時給の引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乗せする改定額を決めています（共同通信が集計）。最大は鳥取の7円で、19県は1～6円で、鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円となっています。これに対して、50円の引き上げ（約4.9%）は、私たちが求めてきた水準とはるかにかけ離れており、断じて容認できません。

4. 憲法第25条 【生存権、国の社会的使命】

「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

には、ただちに最低賃金1500円以上が必要です！ 独立単身生計での勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを強く求めます！

愛労連（愛知県労働組合総連合）をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかにされてきました。

1500円の根拠は、このように「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学

的なものであるとともに、私たちが参加して愛労連が街頭でおこなったシールアンケートでも84%が1500円以上を求めています。

また、今回の審議会には、愛労連を通じて1万筆を超える個人の署名および47通におよぶ時間額1500円を求める団体の意見書も出されました。

審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が十分におこなわれてきたとはみえません。

「労働者代表」と称する連合愛知の委員は審議のなかで、愛労連の署名や意見書の1500円に触れ、連合のリビング・ウエッジの1100円を主張しました。もっと、真摯に1500円、1100円の審議がおこなわれてしかるべきではないのでしょうか。

8月5日の審議会では「真摯な議論がおこなわれた」と強調されましたが、欺瞞的なのではないかといった強い違和感を覚えるとの声があがっています。

今回の50円引き上げでは、1日8時間働いても、月に9000円(50円×8時間×21日)にも達しない引き上げです。月額では18万円余り。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなった場合にも人間らしい生活ができるとお考えなのでしょうか。それは現実を知らない幼稚な楽観論に過ぎません。

最低賃金(現行1027円)で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1077円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ません。

最低賃金法は、第9条で労働者の生計費・労働者の賃金・事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされており、今回、労働局からは生計費2点、賃金4点、支払い能力12点の資料が提出されました。

しかし、その点数だけを見ても支払い能力に重点が置かれたと言わざるを得ません。とりわけ最も重視されなければならない生計費にかかわる資料は2点しかなく、その内の家計統計表は、勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。

これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身独立生計の勤労世帯の資料を用いるべきです。

この点からも今回、労働者の生計費に関するまともな審議はできなかったと言わざるを得ず、資料を提出した労働局の責任は重大です。

そして、議論に耐える資料の提出を求めなかった公益委員の役割も問われるし、専門家としての信頼も揺らぐこととなります。私たちは、少なくとも、上記の単身勤労世帯の資料にもとづいた生計費を重視した審議のやり直しを強く求めます。

5. 労働者・県民が物価高騰と低賃金に追い詰められている現実を視よ！

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼に自家製おにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年も連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦勞している。生鮮食料品なども高騰しているので、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の分まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「仕事のシフトが入らないために予定した収入が得られず、やむを得ず知人から借金をしてしのいでいる」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がしばしば起こる」、「再雇用で働いているが、もう最賃すれすれになり、退職金も食いつぶしてなくなってきた、年金をもらう前に貯金がなくなっている」。こうした声は、今年も絶えません。

主要な食品メーカー195社における、家庭用を中心とした2024年通年の飲食料品値上げ品目数の累計は、11月までの予定分で1万86品目に上ります。年間で1万品目を突破するのは、調査を開始した22年以降3年連続となります。さらに、帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。

2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。

2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。

愛知の最賃の今回の引上げ額の1077円では、こうした物価高騰が続くさなかで、貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらず、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。

労働者県民のこうした窮状を、たったの1077円では到底解消することはできません。

今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

6. 諸外国では再賃額2500円を上回る国もあります！1077円では韓国も下回っています！国際的観点からも2000円への引き上げを求めます！

コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。

イギリス 2208円（2024年4月）、フランス 1894円（2024年1月）、ドイツ 2018円（2024年1月）、アメリカ・ワシントンD.C. 2634円（2024年7月）、同・サンフランシスコ市 2810円（2024年7月）、オーストラリア 2375円（2024年7月）、ニュージーランド 2077円（2024年4月）。

以上のように、日本をはるかに上回っています。

現在の日本の最低賃金加重平均1004円は、すでに韓国の現行1088円（2024年1月）を下回っています。そして1077円でも依然として下回ります。（円換算は2024年8月1日現在の為替レートによります）。

G7等の中で日本の最低賃金の水準は各国の約半分です。また、賃金中央値に対する割合が約4割と低く（表）、国内で賃金上層部分の労働者との格差が拡大しています。これは早急に改善する必要があります。愛知地方最低賃金審議会の審議において、国際的な観点から最低賃金額を

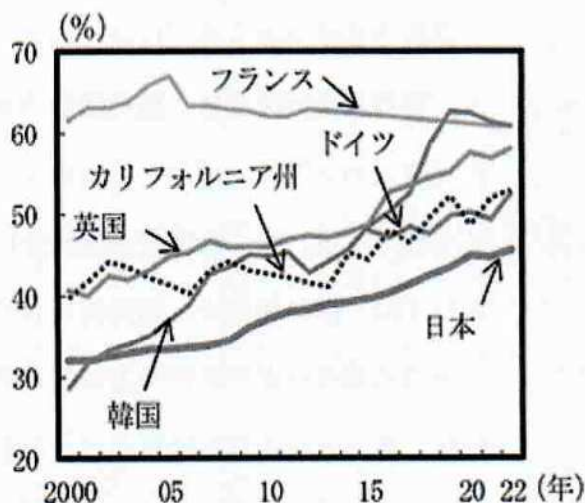
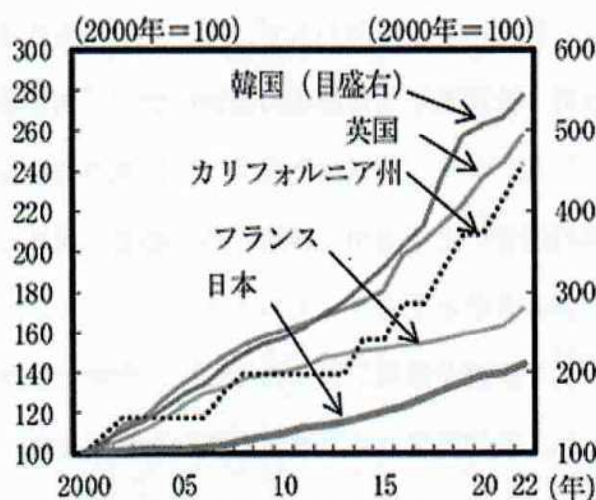
どのようにすべきなのかという議論が欠けていたと思われるので、この観点から改めて審議をしてください。当労働組合は、真の生活安定のためには、時間額2000円への引き上げを求めます。

●主要国の最低賃金の変化(「内閣府日本経済レポート(2023年度)」から引用)

日本の最低賃金は上昇しているものの、賃金中央値に対する比率は低め

(1) 最低賃金の推移

(2) 最低賃金のフルタイム労働者賃金中央値比



(備考) 1. OECD Stat、アメリカ労働省により作成。

2. アメリカでは連邦政府のほか、州などの地域別の最低賃金が設定されている(後掲第2-2-15図)。連邦最低賃金は2009年以降改定されていないため、人口の多いカリフォルニア州の最低賃金の推移を掲載している。

3. (2)について、ドイツは2015年からの値。カリフォルニア州の値は、カリフォルニア州の最低賃金とアメリカのフルタイム労働者賃金中央値を比較した値。

7. 専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含めて全面公開をおこない、民主化につとめてください！

昨年に続いて、愛知地方委低賃金審議会は実質的な金額審議がおこなわれる専門部会での審議が公開されました。そして、労使双方の委員から引上げ額をめぐる主張が繰り返し発言されたことは一歩前進でした。

しかし、その大半の時間が休会とされ、この間に持たれた公労および公使の「協議」に時間が費やされました。

第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及びましたが、この「協議」は議事録

も残されない密室協議であり、県民に開かれた審議とはほど遠いと言わざるを得ません。

昨年に引き続き、「公開審議を逆手に取った闇審議」との批判は免れません。今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

8. 意見陳述を実施して、当事者の生の声を聞くべきです！

また、なぜ、本年も労働者の意見陳述が、専門部会ではおこなわれなかったのでしょうか。

最低賃金法第25条では以下のように規定されているにも関わらず、です。「(専門部会等)

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」

今回も残念ながら労使双方の委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年も岐阜でも2団体、各10分の意見陳述がおこなわれました。愛知では、47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。

当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、改めて抗議します。

意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作るよう改めて切望します。

異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、外国人、非正規労働者等の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

9. 中小企業支援策の抜本的拡充などを政府に要望することを、早急に具体化してください！

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、「政府に対する要望」がおこなわれたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます」と今年の異議書に書き、そして愛労連なども引き続き署名などで求めてきました。

しかし、国への上申は依然として具体化されていません。早急に具体化してください。

また、地方間の格差については、大阪が1100円を上回っているのに、なぜ愛知は1077円どまりなのか、とか名古屋市をはじめ青年層の人口流出による減少傾向が現れているもとの、愛知最低賃金審議会は総じて経済についての認識が甘いのではないか、などの疑問も私たちの労働組合の中からは現れてきています。その上で、以下、異議審査にてお図りください。

記

- 一、 愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1500円以上への大幅引き上げの改定額の諮問をおこってください。
- 二、 最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素における支払い能力を、行政の責任において中小企業への直接支援をおこなうことにより、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、愛労連がおこなった「最低生計費試算調査結果」を参考資料として再審議してください。
- 三、 最低賃金法を、現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください。
- 四、 中小企業への抜本的財政支援措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを、国や県に対して要望してください。
- 五、 愛知地方最低賃金審議会において公益・経営・労働の三者がおこなう専門部会の審議をただちに公開とし、その議事録の全面公開をおこなってください。小委員会についても、これに準じて公開してください。
- 六、 愛知地方最低賃金審議会の審議において、幅広い労働者の意見陳述をただちに実施してください。

以上

2024年8月2日
〇

所在地 〒460-0005 名古屋市中区東桜2丁目22-15
いずみビル4階 40

団体名 全労連・名古屋中地域労働組合センター
代表者 議長 國村 忠文

愛知労働局長 小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会会長 中山 徳良 殿

愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

歴史的にも異常な高物価と実質賃金低下のもとで、全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ政府に要望していただき、物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給1500円以上の諮問、決定を求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略戦争からずっと継続しています異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定の諮問に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

1. 愛知最低賃金審議会は、県内の生活困窮世帯や女性・青年層の、時間給で働く労働者・県民に対する責任を果たしていると言えるのでしょうか？

昨年来の愛知最低賃金審議会の審議と決定の経過を見ていると、中央最低賃金審議会の目安に1円のプラスもなく、連続して引き上がっている食料品や光熱費など公共料金の物価高騰の状況への独自の判断と対応もありません。最低賃金の大幅引き上げは、格差と貧困にあえぐ県民にとっては、生活を維持するために絶対に必要であり、最も緊急を要する課題であることは言うまでもありません。

当然のことですが、現在、最低賃金での収入により生活を営んでいる人々にとって、高物価のもとでの暮らしは生活そのものの大きなレベルダウンによってしのぐか、ダブルワークやトリプルワークという過酷な長時間労働でしのぐほかはすべがなく、もともと最低レベルな生活水準を余儀なくされているわけですから、もはやこれ以上に引き下げることには限界があり、その救済の手立ては最低賃金が物価を上回って上がることのほかにはありません。

そんなことはあつてはならないことではありますが、愛知最低賃金審議会が具体的審議を掘り下げておこなわず、密室審議のもとで註賃目安通りでよしとする決定をおこない、これに固執するのであればそれは重大な責任放棄であり、役割を果たせないことの自己告白以外のなにものでもありません。



2. 愛知最低賃金審議会が、現下の物価高騰の推移と予測の判断、それにとりまなう県内の低賃金労働者の生活実態の低下に対応できないなら税金の無駄遣いなのでは？

物価高騰が引き続き進行する状況から見て、改めて、愛知県の最低賃金を、ただちに1500円以上に引き上げ、全国一律制度に法改正しなければ一県だけで解決が可能なことではないことはもちろんです。しかし、中賃目安プラスマイナスゼロということでも十分な協議が重ねられるべき審議において、愛知地方最低賃金審議会にあっては、どこに自主性の発揮が認められるというわけでしょうか。

密室でおこなわれる闇に閉ざされた審議であっては県民の理解は得られるはずはありません。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」は愛知では、未だに実現していません。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ固執し背を向けるのでしょうか。

さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、異議審においても十分な審議もおこなわず、（公益委員の主導で専門部会の公開など民主化が図られている）鳥取と比較すると著しく閉鎖的・非民主的で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。

ぜひ、今年も最低賃金法の主旨を正面から受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

3. すでに20県が中賃“目安”を上回る答申をおこなっている現状のもとで、中賃“目安”通りの50円引き上げ＝1077円の不十分な答申をただちに取り消し、最賃額1500円以上の物価高騰を上回る諮問・答申をおこなってください。

私たちは、一昨年10月の最低賃金の改定以来二年度にわたって、年度内に物価高騰を上回る大幅な引き上げを実現する再改定を強く求めてきました。しかし、それはついに実施されることもなく、私たちは多くの労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキ

を計3回とりくまざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げ、とりわけ中央最低賃金審議会の「目安」額を大幅に上回る引き上げ、時間額1500円以上の引上げを求めました。

今回愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、私たちは、本書面にて異議を申し出ます。

引上げ額そのものは過去最高の引上げですが、物価上昇分の後追いにすぎず一桁足りないと言わざるを得ません。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」50円に1円も上乘せすることなく、そのまま追隨しただけの答申です。しかし、8月13日時点で20県は国の審議会が示した時給の引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乘せする改定額を決めています（共同通信が集計）。最大は鳥取の7円で、19県は1～6円で、鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円となっています。これに対して、50円の引き上げ（約4.9%）は、私たちが求めてきた水準とはるかにかけ離れており、断じて容認できません。

4. 憲法第25条 【生存権、国の社会的使命】

「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

には、ただちに最低賃金1500円以上が必要です！ 独立単身生計での勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを強く求めます！

愛労連（愛知県労働組合総連合）をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかにされてきました。

1500円の根拠は、このように「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学的

なものであるとともに、私たちが参加して愛労連が街頭でおこなったシールアンケートでも84%が1500円以上を求めています。

また、今回の審議会には、愛労連を通じて1万筆を超える個人の署名および47通におよぶ時間額1500円を求める団体の意見書も出されました。

審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が十分におこなわれてきたとはみえません。

「労働者代表」と称する連合愛知の委員は審議のなかで、愛労連の署名や意見書の1500円に触れ、連合のリビング・ウエッジの1100円を主張しました。もっと、真摯に1500円、1100円の審議がおこなわれてしかるべきではないのでしょうか。

8月5日の審議会では「真摯な議論がおこなわれた」と強調されましたが、欺瞞的なのではないかといった強い違和感を覚えるとの声があがっています。

今回の50円引き上げでは、1日8時間働いても、月に9000円(50円×8時間×21日)にも達しない引き上げです。月額では18万円余り。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなった場合にも人間らしい生活ができるとお考えなののでしょうか。それは現実を知らない幼稚な楽観論に過ぎません。

最低賃金(現行1027円)で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1077円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ません。

最低賃金法は、第9条で労働者の生計費・労働者の賃金・事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされており、今回、労働局からは生計費2点、賃金4点、支払い能力12点の資料が提出されました。

しかし、その点数だけを見ても支払い能力に重点が置かれたと言わざるを得ません。とりわけ最も重視されなければならない生計費にかかわる資料は2点しかなく、その内の家計統計表は、勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。

これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身独立生計の勤労世帯の資料を用いるべきです。

この点からも今回、労働者の生計費に関するまともな審議はできなかったと言わざるを得ず、資料を提出した労働局の責任は重大です。

そして、議論に耐える資料の提出を求めなかった公益委員の役割も問われるし、専門家としての信頼も揺らぐこととなります。私たちは、少なくとも、上記の単身勤労世帯の資料にもとづいた生計費を重視した審議のやり直しを強く求めます。

5. 異議が出されていること自体の重要性を深刻に受け止め踏まえていただき、少なくない労働者・県民が、いまの物価高騰と低賃金の生活苦に追い詰められている現実を直視した、労働者の状態悪化の調査と正しい審議をおこなってください。

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼に自家製おにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年も連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦勞している。生鮮食料品なども高騰しているの、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の分まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「仕事のシフトが入らないために予定した収入が得られず、やむを得ず知人から借金をしてしのいでいる」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がしばしば起る」、「再雇用で働いているが、もう最賃すれすれになり、退職金も食いつぶしてなくなってきた、年金をもらう前に貯金がなくなっている」。こうした声は、今年も絶えません。

主要な食品メーカー195社における、家庭用を中心とした2024年通年の飲食料品値上げ品目数の累計は、11月までの予定分で1万86品目に上ります。年間で1万品目を突破するのは、調査を開始した22年以降3年連続となります。さらに、帝国データバンクの調査によると

年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。

2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。

2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。

愛知の最賃の今回の引上げ額の1077円では、こうした物価高騰が続くさなかで、貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらず、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。

労働者県民のこうした窮状を、たったの1077円では到底解消することはできません。

今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

6. 諸外国では最賃額2500円を上回る国もあります！ 1077円では韓国も下回っています！ 国際的観点からも2000円への引き上げを検討してください。

コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。

イギリス 2208円（2024年4月）、フランス 1894円（2024年1月）、ドイツ 2018円（2024年1月）、アメリカ・ワシントン D.C. 2634円（2024年7月）、同・サンフランシスコ市 2810円（2024年7月）、オーストラリア 2375円（2024年7月）、ニュージーランド 2077円（2024年4月）。

以上のように、日本をはるかに上回っています。

現在の日本の最低賃金加重平均1004円は、すでに韓国の現行1088円（2024年1月）を下回っています。そして1077円でも依然として下回ります。（円換算は2024年8月1日現在の為替レートによります）。

G7等の中で日本の最低賃金の水準は各国の約半分です。また、賃金中央値に対する割合が約4割と低く（表）、国内で賃金上層部分の労働者との格差が拡大しています。これは早急に改善す

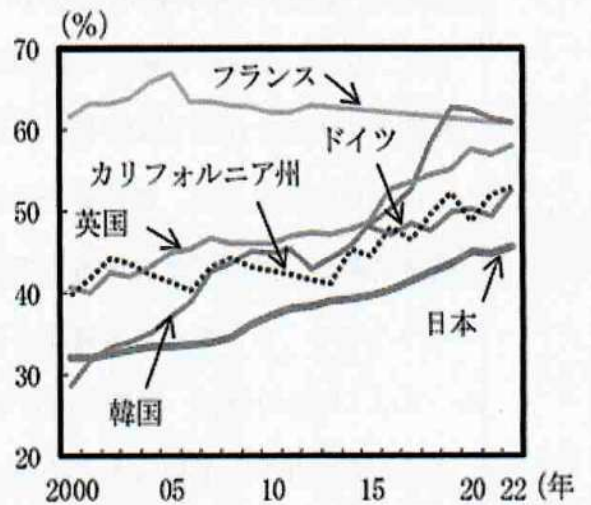
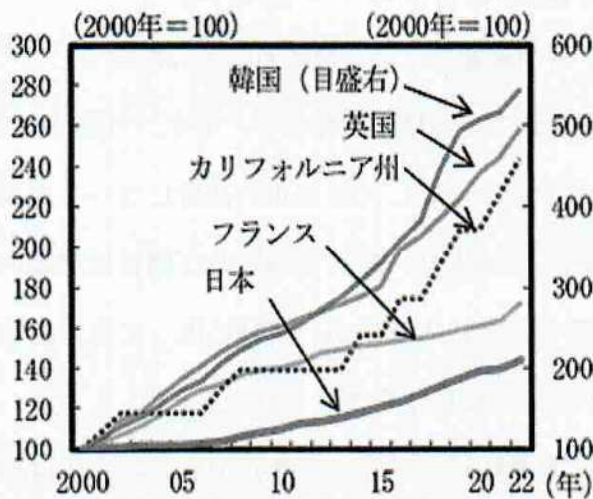
る必要があります。愛知地方最低賃金審議会の審議において、国際的な観点から最低賃金額をどのようにすべきなのかという議論が欠けていたと思われまますので、この観点から改めて審議をしてください。当労働組合は、真の生活安定のためには、時間額2000円への引き上げを求めます。

●主要国の最低賃金の変化(「内閣府日本経済レポート(2023年度)」から引用)

日本の最低賃金は上昇しているものの、賃金中央値に対する比率は低め

(1) 最低賃金の推移

(2) 最低賃金のフルタイム労働者賃金中央値



(備考) 1. OECD Stat、アメリカ労働省により作成。

2. アメリカでは連邦政府のほか、州などの地域別の最低賃金が設定されている(後掲第2-2-15図)。連邦最低賃金は2009年以降改定されていないため、人口の多いカリフォルニア州の最低賃金の推移を掲載している。

3. (2) について、ドイツは2015年からの値。カリフォルニア州の値は、カリフォルニア州の最低賃金とアメリカのフルタイム労働者賃金中央値を比較した値。

7. 専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は審議会の民主てきなあり方に反したいと思います。二者協議を含めて全面公開をおこない、民主化につとめてください！

昨年に続いて、愛知地方最低賃金審議会は実質的な金額審議がおこなわれる専門部会での審議が公開されました。そして、労使双方の委員から引上げ額をめぐる主張が繰り返し発言されたことは一歩前進でした。

しかし、その大半の時間が休会とされ、この間に持たれた公労および公使の「協議」に時間が

費やされました。

第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及びましたが、この「協議」は議事録も残されない密室協議であり、県民に開かれた審議とはほど遠いと言わざるを得ません。

昨年引き続き、「公開審議を逆手に取った闇審議」との批判は免れません。今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

8. 意見陳述を実施して、最賃額に左右される時間給で働いている青年層と女性層など、実際の当事者の生の声を聞く機会をもうけてください。

また、なぜ、本年も労働者の意見陳述が、専門部会ではおこなわれなかったのでしょうか。

最低賃金法第25条では以下のように規定されているにも関わらず、です。「(専門部会等)

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」

今回も残念ながら労使双方の委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体、各10分の意見陳述がおこなわれました。愛知では、47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。

当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、改めて抗議します。

意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作るよう改めて切望します。

異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、外国人、非正規労働者等の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

9. 全国一律制度への法改正と、中小企業への直接の先行しての支援策の抜本的拡充などを政府に要望することを、早急に具体化してください！

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、「政府に対する要望」が

おこなわれたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます」と昨年の異議書に書き、そして愛労連なども引き続き署名などで求めてきました。

しかし、国への上申は依然として具体化されていません。早急に具体化してください。

また、地方間の格差については、大阪が1100円を上回っているのに、なぜ愛知は1077円どまりなのか、とか名古屋市をはじめ青年層の人口流出による減少傾向が現れているもとの、愛知最低賃金審議会は総じて経済についての認識が甘いのではないか、などの疑問も私たちの労働組合の中からは現れてきています。その上で、以下、異議審審査にてお図りください。

記

一、 愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1500円以上への大幅引き上げの改定額の諮問をおこってください。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。

二、 最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素における支払い能力を、行政の責任において中小企業への直接支援をおこなうことにより、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、生計費は「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛労連がおこなった「最低生計費試算調査結果」を参考資料として再審議してください。

三、 最低賃金法を、現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください。

四、 中小企業への抜本的財政支援措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを、国や県に対して要望してください。

五、 愛知地方最低賃金審議会において公益・経営・労働の三者がおこなう専門部会の審議をただちに公開とし、その議事録の全面公開をおこなってください。小委員会についても、これに準じて公開してください。

六、 愛知地方最低賃金審議会の審議において、幅広い労働者の意見陳述をただちに実施してください。

以上

2024年8月2日
日

所在地 〒460-0005 名古屋市中区東桜2丁目22-15

い [REDACTED] 401

団体名 第101回栄総行動

代表者 実行委員長 海 美穂子

愛知労働局長 小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会会長 中山 徳良 殿

愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

歴史的にも異常な高物価と実質賃金低下が続いているもとで、全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ政府に要望していただき、愛知地方最賃審議会の民主化と本来の機能・役割の回復をのぞみ、一刻も早く物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給1500円以上の諮問、決定を求める意見書

コロナ禍と、ロシアによるウクライナ侵略戦争からずっと継続しております歴史的にも異常な高物価のもと、県民の経済とくらしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職らの愛知地方最低賃金の改定の諮問に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

1. 愛知最低賃金審議会は、県内の生活困窮世帯や女性・青年層の、時間給で働くすべての労働者・県民に対する責任を果たしていると言えるのでしょうか？

昨年来の愛知最低賃金審議会の審議と決定の経過を見ていると、中央最低賃金審議会の目安に1円のプラスもなく、連続して引き上がっている食料品や光熱費など公共料金の物価高騰の状況への独自の判断と対応もありません。最低賃金の大幅引き上げは、格差と貧困にあえぐ県民にとっては、生活を維持するために絶対に必要であり、最も緊急を要する課題であることは言うまでもありません。

当然のことですが、現在、最低賃金での収入により生活を営んでいる人々にとって、高物価のもとでの暮らしは生活そのものの大きなレベルダウンによってしのぐか、ダブルワークやトリプルワークという過酷な長時間労働でしのぐほかはすべがなく、もともと最低レベルな生活水準を余儀なくされているわけですから、もはやこれ以上に引き下げることには限界があり、その救済の手立ては最低賃金が物価を上回って上がることのほかにはありません。

そんなことはあってはならないことではありますが、愛知最低賃金審議会が具体的審議を掘り下げておこなわず、密室審議のもとで註賃目安通りでよしとする決定をおこない、これに固執するのであればそれは重大な責任放棄であり、役割を果たせないことの自己告白以外のなにものでもあ



りません。

2. 愛知最低賃金審議会が、現下の物価高騰の推移と予測の判断、それにとまなう県内の低賃金労働者の生活実態に対応できないなら税金の無駄遣いにほかなりません。

物価高騰が引き続き進行する状況から見て、改めて、愛知県の最低賃金を、ただちに1500円以上に引き上げ、全国一律制度に法改正しなければ一県だけで解決が可能なことでないことは当然です。しかし、中賃目安プラスマイナスゼロということでも十分な協議が重ねられるべき審議において、愛知地方最低賃金審議会にあっては、どこに自主性や独自性の発揮が認められるというわけでしょうか。それは苦しむ県民への視点の欠如なのではないでしょうか。

密室でおこなわれる闇に閉ざされた審議であっては県民の理解は得られるはずはありません。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」は愛知では、未だに実現していません。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ固執し背を向けるのでしょうか。

さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、異議審においても十分な審議もおこなわず、（公益委員の主導で専門部会の公開など民主化が図られている）鳥取と比較すると著しく閉鎖的・非民主的で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。

ぜひ、今年最低賃金法の主旨を正面から受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

3. すでに20県が中賃“目安”を上回る答申をおこなっている現状のもとで、中賃“目安”通りの50円引き上げ＝1077円といった不十分な答申を取り消し、最賃額1500円以上の物価高騰を上回る諮問・答申をおこなってください。

私たちは、一昨年10月の最低賃金の改定以来二年度にわたって、年度内に物価高騰を上回る大幅な引き上げを実現する再改定を強く求めてきました。しかし、それはついに実施されること



もなく、私たちは多くの労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキを計3回とりくまざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げ、とりわけ中央最低賃金審議会の「目安」額を大幅に上回る引き上げ、時間額1500円以上の引上げを求めました。

今回愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、私たちは、本書面にて異議を申し出ます。

引上げ額そのものは過去最高の引上げですが、物価上昇分の後追いにすぎず一桁足りないと言わざるを得ません。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」50円に1円も上乗せすることなく、そのまま追隨しただけの答申です。しかし、8月13日時点で20県は国の審議会が示した時給の引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乗せする改定額を決めています（共同通信が集計）。最大は鳥取の7円で、19県は1～6円で、鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円となっています。これに対して、50円の引き上げ（約4.9%）は、私たちが求めてきた水準とはるかにかげ離れており、断じて容認できません。

4. 憲法第25条 【生存権、国の社会的使命】

「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

には、ただちに最低賃金1500円以上が必要です！ 独立単身生計での勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを強く求めます！

愛労連（愛知県労働組合総連合）をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかにされてきました。

1500円の根拠は、このように「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学的なものであるとともに、私たちが参加して愛労連が街頭でおこなったシールアンケートでも84%が1500円以上を求めています。

また、今回の審議会には、愛労連を通じて1万筆を超える個人の署名および47通におよぶ時間額1500円を求める団体の意見書も出されました。

審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が十分におこなわれてきたとはみえません。

「労働者代表」と称する連合愛知の委員は審議のなかで、愛労連の署名や意見書の1500円に触れ、連合のリビング・ウエッジの1100円を主張しました。もっと、真摯に1500円、1100円の審議がおこなわれてしかるべきではないのでしょうか。

8月5日の審議会では「真摯な議論がおこなわれた」と強調されましたが、欺瞞的なのではないかといった強い違和感を覚えるとの声があがっています。

今回の50円引き上げでは、1日8時間働いても、月に9000円（50円×8時間×21日）にも達しない引き上げです。月額では18万円余り。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなった場合にも人間らしい生活ができるとお考えなののでしょうか。それは現実を知らない幼稚な楽観論に過ぎません。

最低賃金（現行1027円）で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1077円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ません。

最低賃金法は、第9条で労働者の生計費・労働者の賃金・事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされており、今回、労働局からは生計費2点、賃金4点、支払い能力12点の資料が提出されました。

しかし、その点数だけを見ても支払い能力に重点が置かれたと言わざるを得ません。とりわけ最も重視されなければならない生計費にかかわる資料は2点しかなく、その内の家計統計表は、勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりか

なり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。

これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身独立生計の勤労世帯の資料を用いるべきです。

この点からも今回、労働者の生計費に関するまともな審議はできなかつたと言わざるを得ず、資料を提出した労働局の責任は重大です。

そして、議論に耐える資料の提出を求めなかつた公益委員の役割も問われるし、専門家としての信頼も揺らぐこととなります。私たちは、少なくとも、上記の単身勤労世帯の資料にもとづいた生計費を重視した審議のやり直しを強く求めます。

5. 異議が出されていること自体の重要性を深刻に受け止め踏まえていただき、少なくない労働者・県民が、いまの物価高騰と低賃金に追い詰められている現実を直視した再審議をおこなってください。

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼に自家製おにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年も連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦勞している。生鮮食料品なども高騰しているので、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の分まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「仕事のシフトが入らないために予定した収入が得られず、やむを得ず知人から借金をしてしのいでいる」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がしばしば起こる」、「再雇用で働いているが、もう最賃すれすれになり、退職金も食いつぶしてなくなってきた、年金をもらう前に貯金がなくなっている」。こうした声は、今年も絶えません。

主要な食品メーカー195社における、家庭用を中心とした2024年通年の飲食料品値上げ品目数の累計は、11月までの予定分で1万86品目に上ります。年間で1万品目を突破するの

は、調査を開始した22年以降3年連続となります。さらに、帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。

2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。

2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。

愛知の最賃の今回の引上げ額の1077円では、こうした物価高騰が続くさなかで、貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらず、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。

労働者県民のこうした窮状を、たったの1077円では到底解消することはできません。

今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

6. 諸外国では最賃額2500円を上回る国もあります！ 1077円では韓国も下回っています！ 国際的観点からも2000円への引き上げを検討してください。

コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。

イギリス 2208円（2024年4月）、フランス 1894円（2024年1月）、ドイツ 2018円（2024年1月）、アメリカ・ワシントン D.C. 2634円（2024年7月）、同・サンフランシスコ市 2810円（2024年7月）、オーストラリア 2375円（2024年7月）、ニュージーランド 2077円（2024年4月）。

以上のように、日本をはるかに上回っています。

現在の日本の最低賃金加重平均1004円は、すでに韓国の現行1088円（2024年1月）を下回っています。そして1077円でも依然として下回ります。（円換算は2024年8月1日現在の為替レートによります）。

G7等の中で日本の最低賃金の水準は各国の約半分です。また、賃金中央値に対する割合が約

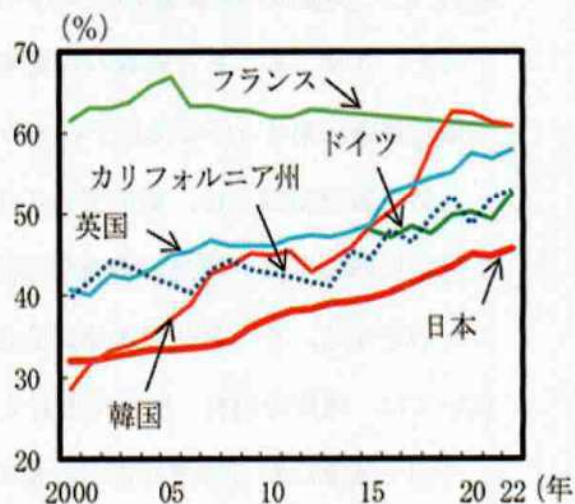
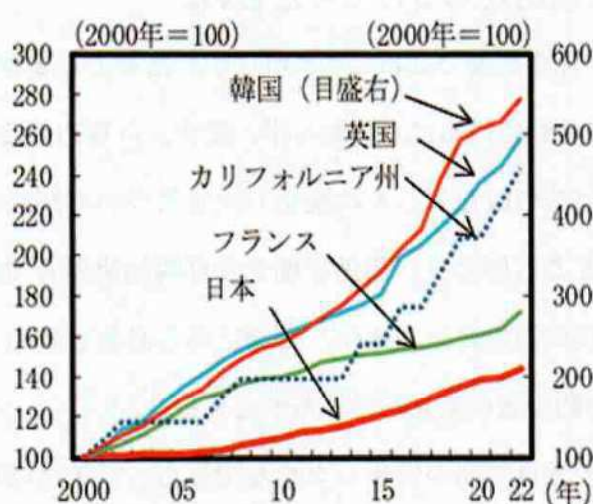
4割と低く（表）、国内で賃金上層部分の労働者との格差が拡大しています。これは早急に改善する必要があります。愛知地方最低賃金審議会の審議において、国際的な観点から最低賃金額をどのようにすべきなのかという議論が欠けていたと思われまますので、この観点から改めて審議をしてください。当労働組合は、真の生活安定のためには、時間額2000円への引き上げを求めます。

●主要国の最低賃金の変化（「内閣府日本経済レポート（2023年度）」から引用）

日本の最低賃金は上昇しているものの、賃金中央値に対する比率は低め

(1) 最低賃金の推移

(2) 最低賃金のフルタイム労働者賃金中央値



(備考) 1. OECD Stat、アメリカ労働省により作成。

2. アメリカでは連邦政府のほか、州などの地域別の最低賃金が設定されている（後掲第2-2-15図）。連邦最低賃金は2009年以降改定されていないため、人口の多いカリフォルニア州の最低賃金の推移を掲載している。

3. (2) について、ドイツは2015年からの値。カリフォルニア州の値は、カリフォルニア州の最低賃金とアメリカのフルタイム労働者賃金中央値を比較した値。

7. 専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は審議会の民主てきなあり方に反したいと思います。二者協議を含めて全面公開をおこない、民主化につとめてください！

昨年に続いて、愛知地方最低賃金審議会は実質的な金額審議がおこなわれる専門部会での審議が公開されました。そして、労使双方の委員から引上げ額をめぐる主張が繰り返し発言されたことは一歩前進でした。

しかし、その大半の時間が休会とされ、この間に持たれた公労および公使の「協議」に時間が費やされました。

第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及びましたが、この「協議」は議事録も残されない密室協議であり、県民に開かれた審議とはほど遠いと言わざるを得ません。

昨年に引き続き、「公開審議を逆手に取った闇審議」との批判は免れません。今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

8. 意見陳述を実施して、最賃額に左右される時間給で働いている青年層と女性層など、実際の当事者の生の声を聞く機会をもうけてください。

また、なぜ、本年も労働者の意見陳述が、専門部会ではおこなわれなかったのでしょうか。

最低賃金法第25条では以下のように規定されているにも関わらず、です。「(専門部会等)

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」

今回も残念ながら労使双方の委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年も岐阜でも2団体、各10分の意見陳述がおこなわれました。愛知では、47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。

当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、改めて抗議します。

意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作るよう改めて切望します。

異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、外国人、非正規労働者等の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

9. 全国一律制度への法改正と、中小企業への直接の先行しての支援策の抜本的拡充などを政府に要望することを、早急に具体化してください！

国への上申は依然として具体化されていませんので、早急に具体化してください。

また、地方間の格差については、大阪が1100円を上回っているのに、なぜ愛知は1077円どまりなのか、とか、連合愛知さんのリビングウェッジ目標額より低いというのはどうしたわけかとか、名古屋市をはじめ青年層の人口流出による減少傾向が出現しているもとで、愛知最低賃金審議会は総じて経済についての認識が浅く甘いのではないか、などの疑問も私たちの労働組合の中からはあがってきています。その上で、以下、異議審審査にておはかりください。

記

- 一、 愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1500円以上への大幅引き上げの改定額の諮問をおこってください。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。また、その準備をただちに始めてください。
- 二、 最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素における支払い能力を、行政の責任において中小企業への直接支援をおこなうことにより、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、生計費は「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛労連がおこなった「最低生計費試算調査結果」を参考資料として再審議してください。
- 三、 最低賃金法を、現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください。
- 四、 中小企業への抜本的財政支援措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを、国や県に対して要望してください。
- 五、 愛知地方最低賃金審議会において公益・経営・労働の三者がおこなう専門部会の審議をただちに公開とし、その議事録の全面公開をおこなってください。小委員会についても、これに準じて公開してください。
- 六、 愛知地方最低賃金審議会の審議において、幅広い労働者の意見陳述をただちに実施してください。

以上

2024年8月2日

所在地 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番3号

栄会館405

団体名 全労連・全国一和地方本部 名古屋地域支部

代表者 執行委員長 國

愛知労働局長 小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会会長 中山 徳良 殿

愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

歴史的にも異常な高物価と実質賃金低下のもとで、全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ政府に要望していただき、物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給1500円以上の諮問、決定を求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略戦争からずっと継続しています異常な高物価のもと、くらしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定の諮問に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

1. 愛知最低賃金審議会は、県内の生活困窮世帯や女性・青年学生層・高齢再雇用者など、およそ時間給で働く労働者・県民にに寄り添い、貧困にあえぐひとびとに対する責任を、長年に渡る労使癒着と密室審議による機能不全の結果果たせていないのではないですか？ 猛省し、再審議にのぞまれるべきではないでしょうか。

昨年来の愛知最低賃金審議会の審議と決定の経過を見ていると、中央最低賃金審議会の目安に1円のプラスもなく、連続して引き上がっている食料品や光熱費など公共料金の物価高騰の状況への独自の判断と対応もありません。最低賃金の大幅引き上げは、格差と貧困にあえぐ県民にとっては、生活を維持するために絶対に必要であり、最も緊急を要する課題であることは言うまでもありません。

当然のことですが、現在、最低賃金での収入により生活を営んでいる人々にとって、高物価のもとでの暮らしは生活そのものの大きなレベルダウンによってしのぐか、ダブルワークやトリプルワークという過酷な長時間労働でしのぐほかはすべがなく、もともと最低レベルな生活水準を余儀なくされているわけですから、もはやこれ以上に引き下げることには限界があり、その救済の手立ては最低賃金が物価を上回って上がることのほかにはありません。

そんなことはあつてはならないことではと思いますが、愛知最低賃金審議会が具体的審議を掘り下げておこなわず、密室審議のもとで註賃目安通りでよしとする決定をおこない、これに固執するの



であればそれは重大な責任放棄であり、役割を果たせないことの自己告白以外のなにものでもありません。

2. 愛知最低賃金審議会が再審議をおこなわないとすれば、そのこと自体が苦しむ県民に背を向ける背信であって、貧困層の血のにじむ税金の無駄遣いではないですか？

物価高騰が引き続き進行する状況から見て、改めて、愛知県の最低賃金を、ただちに1500円以上に引き上げ、全国一律制度に法改正しなければ一県だけで解決が可能なことでないことはもちろんです。しかし、中賃目安プラスマイナスゼロということでも十分な協議が重ねられるべき審議において、愛知地方最低賃金審議会にあっては、どこに自主性の発揮が認められるというわけでしょうか。

密室でおこなわれる闇に閉ざされた審議であっては県民の理解は得られるはずはありません。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」は愛知では、未だに実現していません。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ固執し背を向けるのでしょうか。

さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、異議審においても十分な審議もおこなわず、（公益委員の主導で専門部会の公開など民主化が図られている）鳥取と比較すると著しく閉鎖的・非民主的で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもないと、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。

ぜひ、今年最低賃金法の主旨を正面から受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

3. すでに20県が中賃“目安”を上回る答申をおこなっている現状のもとで、中賃“目安”のみの50円引き上げ＝1077円の不十分な答申をただちに取り消し、最賃額1500円以上の物価高騰を上回る諮問・答申をおこなってください。

私たちは、一昨年10月の最低賃金の改定以来二年度にわたって、年度内に物価高騰を上回る

大幅な引き上げを実現する再改定を強く求めてきました。しかし、それはついに実施されることもなく、私たちは多くの労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキを計3回とりくまざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げ、とりわけ中央最低賃金審議会の「目安」額を大幅に上回る引き上げ、時間額1500円以上の引上げを求めました。

今回愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、私たちは、本書面にて異議を申し出ます。

引上げ額そのものは過去最高の引上げですが、物価上昇分の後追いにすぎず一桁足りないと言わざるを得ません。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」50円に1円も上乘せすることなく、そのまま追従しただけの答申です。しかし、8月13日時点で20県は国の審議会が示した時給の引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乘せする改定額を決めています（共同通信が集計）。最大は鳥取の7円で、19県は1～6円で、鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円となっています。これに対して、50円の引き上げ（約4.9%）は、私たちが求めてきた水準とはるかにかけ離れており、断じて容認できません。

4. 憲法第25条 【生存権、国の社会的使命】

「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

には、ただちに最低賃金1500円以上が必要です！ 独立単身生計での勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを強く求めます！

愛労連（愛知県労働組合総連合）をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかに

されてきました。

1500円の根拠は、このように「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学的なものであるとともに、私たちも参加して愛労連が街頭でおこなったシールアンケートでも84%が1500円以上を求めています。

また、今回の審議会には、愛労連を通じて1万筆を超える個人の署名および47通におよぶ時間額1500円を求める団体の意見書も出されました。

審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が十分におこなわれてきたとはみえません。

「労働者代表」と称する連合愛知の委員は審議のなかで、愛労連の署名や意見書の1500円に触れ、連合のリビング・ウエッジの1100円を主張しました。もっと、真摯に1500円、1100円の審議がおこなわれてしかるべきではないのでしょうか。

8月5日の審議会では「真摯な議論がおこなわれた」と強調されましたが、欺瞞的なのではないかといった強い違和感を覚えるとの声があがっています。

今回の50円引き上げでは、1日8時間働いても、月に9000円（50円×8時間×21日）にも達しない引き上げです。月額では18万円余り。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなった場合にも人間らしい生活ができるとお考えなののでしょうか。それは現実を知らない幼稚な楽観論に過ぎません。

最低賃金（現行1027円）で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1077円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ません。

最低賃金法は、第9条で労働者の生計費・労働者の賃金・事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされており、今回、労働局からは生計費2点、賃金4点、支払い能力12点の資料が提出されました。

しかし、その点数だけを見ても支払い能力に重点が置かれたと言わざるを得ません。とりわけ最も重視されなければならない生計費にかかわる資料は2点しかなく、その内の家計統計表は、勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消

費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。

これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身独立生計の勤労世帯の資料を用いるべきです。

この点からも今回、労働者の生計費に関するまともな審議はできなかつたと言わざるを得ず、資料を提出した労働局の責任は重大です。

そして、議論に耐える資料の提出を求めなかつた公益委員の役割も問われるし、専門家としての信頼も揺らぐこととなります。私たちは、少なくとも、上記の単身勤労世帯の資料にもとづいた生計費を重視した審議のやり直しを強く求めます。

5. 異議が出されている重要性を深刻に受け止め踏まえていただき、少なくない労働者・県民が、いまの物価高騰と低賃金に追い詰められている現実を直視した審議をおこなってください。

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼に自家製おにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年も連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦労している。生鮮食料品なども高騰しているので、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の分まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「仕事のシフトが入らないために予定した収入が得られず、やむを得ず知人から借金をしてしのいでいる」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がしばしば起こる」、「再雇用で働いているが、もう最賃すれすれになり、退職金も食いつぶしてなくなってきた、年金をもらう前に貯金がなくなっている」。こうした声は、今年も絶えません。

主要な食品メーカー195社における、家庭用を中心とした2024年通年の飲食料品値上げ

品目数の累計は、11月までの予定分で1万86品目に上ります。年間で1万品目を突破するのは、調査を開始した22年以降3年連続となります。さらに、帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。

2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。

2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。

愛知の最賃の今回の引上げ額の1077円では、こうした物価高騰が続くさなかで、貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらず、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。

労働者県民のこうした窮状を、たったの1077円では到底解消することはできません。

今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

6. 諸外国では最賃額2500円を上回る国もあります！ 1077円では韓国も下回っています！ 国際的観点からも2000円への引き上げを検討してください。

コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。

イギリス 2208円（2024年4月）、フランス 1894円（2024年1月）、ドイツ 2018円（2024年1月）、アメリカ・ワシントン D.C. 2634円（2024年7月）、同・サンフランシスコ市 2810円（2024年7月）、オーストラリア 2375円（2024年7月）、ニュージーランド 2077円（2024年4月）。

以上のように、日本をはるかに上回っています。

現在の日本の最低賃金加重平均1004円は、すでに韓国の現行1088円（2024年1月）を下回っています。そして1077円でも依然として下回ります。（円換算は2024年8月1日現在の為替レートによります）。

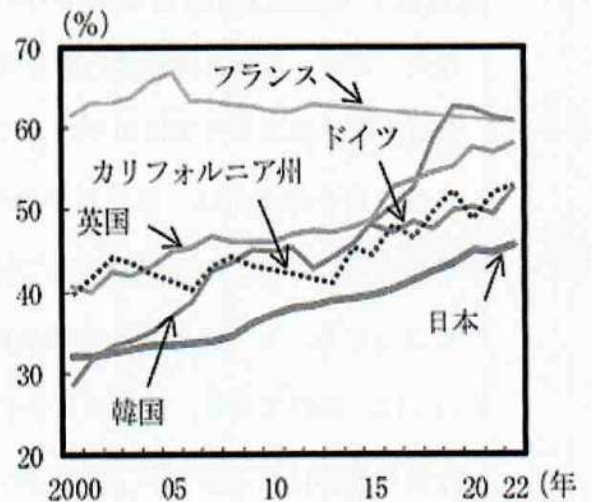
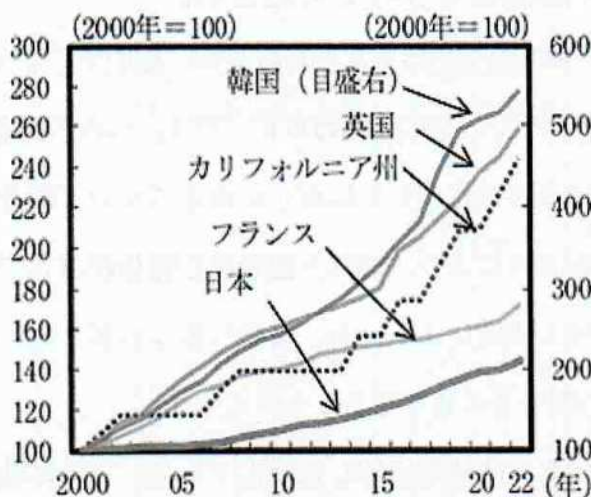
G7等の中で日本の最低賃金の水準は各国の約半分です。また、賃金中央値に対する割合が約4割と低く（表）、国内で賃金上層部分の労働者との格差が拡大しています。これは早急に改善する必要があります。愛知地方最低賃金審議会の審議において、国際的な観点から最低賃金額をどのようにすべきなのかという議論が欠けていたと思われまますので、この観点から改めて審議をしてください。当労働組合は、真の生活安定のためには、時間額2000円への引き上げを求めます。

●主要国の最低賃金の変化(「内閣府日本経済レポート(2023年度)」から引用)

日本の最低賃金は上昇しているものの、賃金中央値に対する比率は低め

(1) 最低賃金の推移

(2) 最低賃金のフルタイム労働者賃金中央値



(備考) 1. OECD Stat、アメリカ労働省により作成。

2. アメリカでは連邦政府のほか、州などの地域別の最低賃金が設定されている(後掲第2-2-15図)。連邦最低賃金は2009年以降改定されていないため、人口の多いカリフォルニア州の最低賃金の推移を掲載している。

3. (2) について、ドイツは2015年からの値。カリフォルニア州の値は、カリフォルニア州の最低賃金とアメリカのフルタイム労働者賃金中央値を比較した値。

7. 専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は審議会の民主てきなあり方に反したいと思います。二者協議を含めて全面公開をおこない、民主化につとめてください！

昨年に続いて、愛知地方委低賃金審議会は実質的な金額審議がおこなわれる専門部会での審議が公開されました。そして、労使双方の委員から引上げ額をめぐる主張が繰り返し発言されたこ

とは一步前進でした。

しかし、その大半の時間が休会とされ、この間に持たれた公労および公使の「協議」に時間が費やされました。

第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及びましたが、この「協議」は議事録も残されない密室協議であり、県民に開かれた審議とはほど遠いと言わざるを得ません。

昨年に引き続き、「公開審議を逆手に取った闇審議」との批判は免れません。今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

8. 意見陳述を実施して、最賃額に左右される時間給で働いている青年層と女性層など、実際の当事者の生の声を聞く機会をもうけてください。

また、なぜ、本年も労働者の意見陳述が、専門部会ではおこなわれなかったのでしょうか。

最低賃金法第25条では以下のように規定されているにも関わらず、です。「(専門部会等)

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」

今回も残念ながら労使双方の委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年も岐阜でも2団体、各10分の意見陳述がおこなわれました。愛知では、47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。

当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、改めて抗議します。

意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作るよう改めて切望します。

異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、外国人、非正規労働者等の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

9. 全国一律制度への法改正と、中小企業への直接の先行しての支援策の抜本的

拡充などを政府に要望することを、早急に具体化してください！

国への上申は依然として具体化されていません。早急に具体化してください。

地方間の格差については、大阪が1100円を上回っているのに、なぜ愛知は1077円どまりなのか、それは連合愛知のリビング・ウェッジ目標額より低いことを容認するものであり、名古屋市をはじめ青年層の人口流出による減少傾向が現れているもとの、愛知最低賃金審議会は総じて経済についての認識が甘いのではないか、などの疑問と意見も私たちの労働組合の中からは出てきています。その上で、以下、異議審査にておはかりください。

記

- 一、 愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1500円以上への大幅引き上げの改定額の諮問をおこなってください。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- 二、 最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素における支払い能力を、行政の責任において中小企業への直接支援をおこなうことにより、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、生計費は「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛労連がおこなった「最低生計費試算調査結果」を参考資料として再審議してください。
- 三、 最低賃金法を、現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください。
- 四、 中小企業への抜本的財政支援措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを、国や県に対して要望してください。
- 五、 愛知地方最低賃金審議会において公益・経営・労働の三者がおこなう専門部会の審議をただちに公開とし、その議事録の全面公開をおこなってください。小委員会についても、これに準じて公開してください。
- 六、 愛知地方最低賃金審議会の審議において、幅広い労働者の意見陳述をただちに実施してください。

以上

2024年8月2日

所在地 〒454-0085 名古屋市中川区春田二丁目3番地の9 2
シティコーポ春田駅前1210

団体名 自交一

代表者 執行委 田 勝

愛知労働局長 小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会会長 中山 徳良 殿

2024年8月19日

愛知労働局長 小林 洋子 様

〒498-0011 愛知県弥富市荷之上町六十人495番地13

障害者労働組合 組合員 後藤 陽司

●中賃目安通りのたったの50円引き上げた1077円では、さらなる物価高騰のさなかに生活できない！既に20県が目安を上回る引き上げを答申している！

●1500円以上に引き上げて「生存権」を保障せよ！単身勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しをせよ！

●諸外国では、2500円を上回る地域もある。ただちに1500円以上、ほんらいなら2000円へ引き上げるべきだ！

●昨年に引き続いた専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含めて全面公開すべきだ！

●労使双方の委員は反対を取り下げ、当事者による意見陳述を実施せよ！

●中小企業支援策の抜本的拡充の国への上申を、早急に具体化せよ！

～愛知県最低賃金の改正答申に関する「異議申出書」～

1. ハンガーストライキを経ても、たったの50円引き上げの1077円答申に、断固抗議する！

当労働組合は、一昨年10月の最低賃金の改定以来二年度にわたって、年度内に物価高騰を上回る大幅な引き上げを実現する再改定を強く求めてきました。しかし、それはついに成されず、当労働組合は他の



労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキを計3回せざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げ、とりわけ中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る引き上げ、時間額1500円以上の引き上げを求めました。今回愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、当労働組合は、断固として異議を申し出ます。引上げ額そのものは過去最高の引上げですが、物価上昇分の後追いにすぎず一桁足りないと言わざるを得ません。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」50円に1円も上乗せすることなく、そのまま追従しただけの答申です。しかしながら、8月13日時点で20県は国の審議会が示した時給の引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乗せする改定額を決めています（共同通信が集計）。最大は鳥取の7円で、19県は1～6円で、鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円となっています。これに対して、愛知の50円の引き上げ（約4.9%）は、当労働組合が求めてきた水準とはるかにかけ離れており、断じて容認できません。

2、「人間らしい文化的な生活」（日本国憲法25条生存権）には、ただちに1500円以上が必要

だ！ 単身勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを求める！

愛労連（愛知県労働組合総連合）をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかにされてきました。

1500円の根拠は、このように「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学的なものであるとともに、当労働組合も参加して愛労連が街頭で行ったシールアンケートでも84%が1500円以上を求めています。また、今回の審議会には、愛労連を通じて1万筆を超える個人の署名および47通におよぶ時間額1500円を求める団体の意見書も出されました。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が十分に行われていません。労働者代表は審議のなかで、愛労連の署名や意見書の1500円に触れ、連合のリビング・ウェッジの1100円を主張しました。もっと、真摯に1500円、1100円の審議を行ってください。8月5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。

今回の50円引き上げでは、1日8時間働いても、月に9000円（50円×8時間×21日）にも達しない引き上げです。月額では18万円余り。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。最低賃金（現行1027円）で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1077円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワーク、さらに私などはクワトロワークをせざるを得ません。

最低賃金は、第9条で労働者の生計費・労働者の賃金・事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされており、今回、労働局からは生計費2点、賃金4点、支払い能力12点の資料が提出されました。しかし、その点数だけを見ても支払い能力に重点が置かれたと言わざるを得ません。とりわけ最も重視されなければならない生計費にかかわる資料は2点しかなく、その内の家計統計表は、勤労者世帯だけのもの

ではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身の勤労世帯の資料を用いるべきです。この点からも今回、労働者の生計費に関するまともな審議はできなかつたと言わざるを得ず、資料を提出した労働局の責任は重大です。そして、議論に耐える資料の提出を求めなかつた公益委員の役割も問われるし、専門家としての信頼も揺らぐこととなります。当労働組合は、少なくとも、上記の単身勤労世帯の資料に基づいた生計費を重視した審議のやり直しを強く求めます。

3、労働者県民は、物価高騰と低賃金で絶望的に追い詰められている！

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼に自家製おにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年も連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦労している。生鮮食料品なども高騰しているので、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の方まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「仕事のシフトが入らないために予定した収入が得られず、やむを得ず知人から借金をしてしのいでいる」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がしばしば起こる」。こうした声は、本年も絶えません。

主要な食品メーカー195社における、家庭用を中心とした2024年通年の飲食料品値上げ品目数の累計は、11月までの予定分で1万86品目に上ります。年間で1万品目を突破するのは、調査を開始した22年以降3年連続となります。さらに、帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。

今回の引上げ額の1077円では、こうした物価高騰が続くさなかで、貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらず、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。労働者県民のこうした窮状を、たったの1077円では到底解消することはできません。今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

4、諸外国では、2500円を上回る地域もある！1077円では韓国も下回ることになる！

国際的観点からも2000円への引き上げを求める！

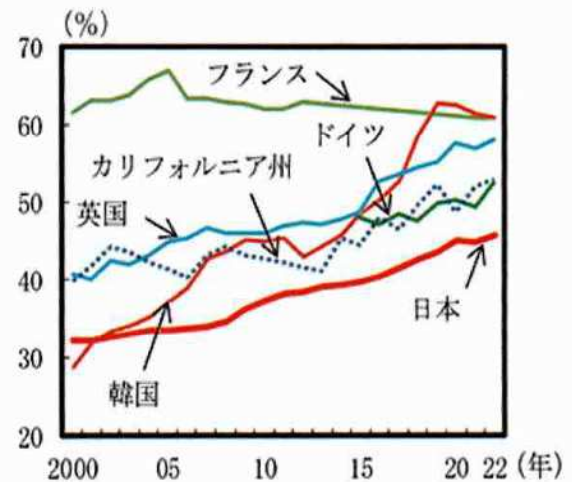
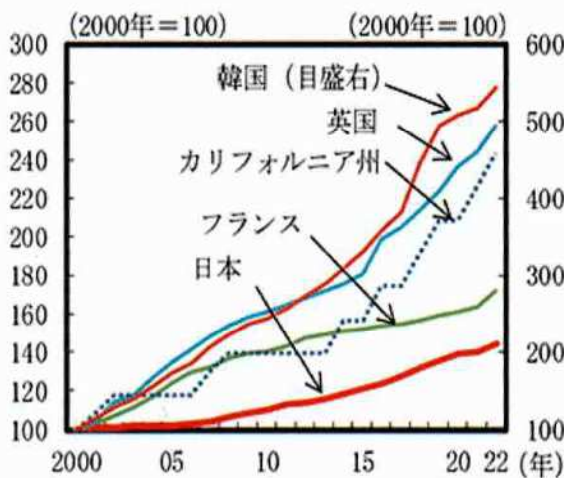
コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。イギリス 2208円（2024年4月）、フランス 1894円（2024年1月）、ドイツ 2018円（2024年1月）、アメリカ・ワシントンD.C. 2634円（2024年7月）、同・サンフランシスコ市 2810円（2024年7月）、オーストラリア 2375円（2024年7月）、ニュージーランド 2077円（2024年4月）。上のように、日本をはるかに大きく上回っています。現在の日本の最低賃金加重平均1004円は、すでに韓国の現行1088円（2024年1月）を下回っています。そして1077円でも依然として下回ります。（円換算は2024年8月1日現在の為替レートによります）。G7等の中で日本の最低賃金の水準は各国の約半分です。また、賃金中央値に対する割合が約4割と低く（表）、国内で賃金上層部分の労働者との格差が拡大しています。これは早急に改善する必要があります。愛知地方最低賃金審議会の審議において、国際的な観点から最低賃金額をどのようにすべきかという議論が欠けていたと思われるので、この観点から改めて審議をしてください。当労働組合は、真の生活安定のためには、時間額2000円への引き上げを求めます。

●主要国の最低賃金の変化（「内閣府日本経済レポート（2023年度）」から引用）

日本の最低賃金は上昇しているものの、賃金中央値に対する比率は低め

(1) 最低賃金の推移

(2) 最低賃金のフルタイム労働者賃金中央値比



(備考) 1. OECD. Stat、アメリカ労働省により作成。

2. アメリカでは連邦政府のほか、州などの地域別の最低賃金が設定されている（後掲第2-2-15図）。連邦最低賃金は2009年以降改定されていないため、人口の多いカリフォルニア州の最低賃金の推移を掲載している。

3. (2) について、ドイツは2015年からの値。カリフォルニア州の値は、カリフォルニア州の最低賃金とアメリカのフルタイム労働者賃金中央値を比較した値。

5、専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含めて全面公開を！

昨年に続き、実質的な金額審議がおこなわれる専門部会での審議が公開されました。そして、労使双方の委員から引上げ額をめぐる主張が繰り返されたことは一歩前進でした。しかし、その大半の時間が

休会とされ、この間に持たれた公労および公使の「協議」に時間が費やされました。第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及びましたが、この「協議」は議事録も残されない密室協議であり、県民に開かれた審議とはほど遠いと言わざるを得ません。昨年に引き続き、「公開審議を逆手に取った闇審議」との批判は免れません。今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

6、意見陳述を実施して、当事者の生の声を聞くべきだ！

また、なぜ、本年も労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのでしょうか。最低賃金法第25条では以下のように規定されているにも関わらず、です。「(専門部会等) 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」今回も残念ながら労使双方の委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年も岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。愛知では、47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、改めて抗議します。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作るよう改めて切望します。異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、外国人、非正規労働者等の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

7、中小企業支援策の抜本的拡充などを政府に要望することを、早急に具体化せよ！

「当労働組合が長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます」と昨年の異議書に書き、そして愛労連なども引き続き署名などで求めてきました。しかし、国への上申は依然として具体化されていません。早急に具体化してください。

また、地方間の格差については、大阪が1100円を上回っているのに、なぜ愛知は1077円どまりなのかなど、名古屋市をはじめ青年層の人口流出による減少傾向が現れているもとの、愛知最低賃金審議会は総じて経済についての認識が甘いのではないか、などの疑問も私たちの労働組合の中からは現れてきています。

以上

2024年8月19日

愛知労働局長 小林 洋子 様

回転寿司ユニオン

組合員一同

●中賃目安通りのたったの50円引き上げた1077円では、さらなる物価高騰のさなかに生活できない！既に20県が目安を上回る引き上げを答申している！

●1500円以上に引き上げて「生存権」を保障せよ！単身勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しをせよ！

●諸外国では、2500円を上回る地域もある。ただちに1500円以上、ほんらいなら2000円へ引き上げるべきだ！

●昨年に引き続いた専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含めて全面公開すべきだ！

●労使双方の委員は反対を取り下げ、当事者による意見陳述を実施せよ！

●中小企業支援策の抜本的拡充の国への上申を、早急に具体化せよ！

～愛知県最低賃金の改正答申に関する「異議申出書」～

1. ハンガーストライキを経ても、たったの50円引き上げの1077円答申に、断固抗議する！

当労働組合の組合員は、一昨年10月の最低賃金の改定以来二年度にわたって、年度内に物価高騰を上回る大幅な引き上げを実現する再改定を強く求めてきました。しかし、それはついになされず、当労働組合の組合員は他の労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキを計3回せざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げ、とりわけ中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る引き上げ、時間額1500円以上の引上げを求めました。今回愛

1



知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1077円」と答申したことに、当労働組合は、断固として異議を申し出ます。引上げ額そのものは過去最高の引上げですが、物価上昇分の後追いにすぎず一桁足りないと言わざるを得ません。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」50円に1円も上乘せすることなく、そのまま追随しただけの答申です。しかしながら、8月13日時点で20県は国の審議会が示した時給の引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乘せする改定額を決めています（共同通信が集計）。最大は鳥取の7円で、19県は1～6円で、鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円となっています。これに対して、愛知の50円の引き上げ（約4.9%）は、当労働組合が求めてきた水準とはるかにかけ離れており、断じて容認できません。

2、「人間らしい文化的な生活」（日本国憲法25条生存権）には、ただちに1500円以上が必要

だ！ 単身勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを求める！

愛労連（愛知県労働組合総連合）をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかにされてきました。

1500円の根拠は、このように「愛知県最低生計費の推計（2023年）」結果による科学的なものであるとともに、当労働組合も参加して愛労連が街頭で行ったシールアンケートでも84%が1500円以上を求めています。また、今回の審議会には、愛労連を通じて1万筆を超える個人の署名および47通におよぶ時間額1500円を求める団体の意見書も出されました。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのかの審議が十分に行われていません。労働者代表は審議のなかで、愛労連の署名や意見書の1500円に触れ、連合のリビング・ウェッジの1100円を主張しました。もっと、真摯に1500円、1100円の審議を行ってください。8月5日の審議会では「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。

今回の50円引き上げでは、1日8時間働いても、月に9000円（50円×8時間×21日）にも達しない引き上げです。月額では18万円余り。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。最低賃金（現行1027円）で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1077円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワーク、さらに私などはクワトロワークをせざるを得ません。

最低賃金は、第9条で労働者の生計費・労働者の賃金・事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされており、今回、労働局からは生計費2点、賃金4点、支払い能力12点の資料が提出されました。しかし、その点数だけを見ても支払い能力に重点が置かれたと言わざるを得ません。とりわけ最も重視されなければならない生計費にかかわる資料は2点しかなく、その内の家計統計表は、勤労者世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額であり、この資料では

労働者の生計費に関するまともな議論はできません。これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身の勤労世帯の資料を用いるべきです。この点からも今回、労働者の生計費に関するまともな審議はできなかつたと言わざるを得ず、資料を提出した労働局の責任は重大です。そして、議論に耐える資料の提出を求めなかつた公益委員の役割も問われるし、専門家としての信頼も揺らぐこととなります。当労働組合は、少なくとも、上記の単身勤労世帯の資料に基づいた生計費を重視した審議のやり直しを強く求めます。

3、労働者県民は、物価高騰と低賃金で絶望的に追い詰められている！

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼に自家製おにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年も連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦労している。生鮮食料品なども高騰しているので、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の方まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「仕事のシフトが入らないために予定した収入が得られず、やむを得ず知人から借金をしてしのいでいる」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がしばしば起こる」。こうした声は、本年も絶えません。

主要な食品メーカー195社における、家庭用を中心とした2024年通年の飲食料品値上げ品目数の累計は、11月までの予定分で1万86品目に上ります。年間で1万品目を突破するのは、調査を開始した22年以降3年連続となります。さらに、帝国データバンクの調査によると年内の食品値上げが最大で1万5000品目とも発表されています。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。

今回の引上げ額の1077円では、こうした物価高騰が続くさなかで、貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらず、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。労働者県民のこうした窮状を、たったの1077円では到底解消することはできません。今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

4、諸外国では、2500円を上回る地域もある！1077円では韓国も下回ることになる！

国際的観点からも2000円への引き上げを求める！

コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。イギリス 220

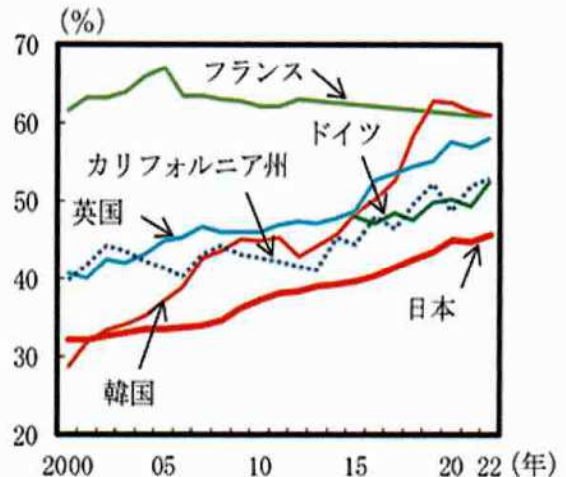
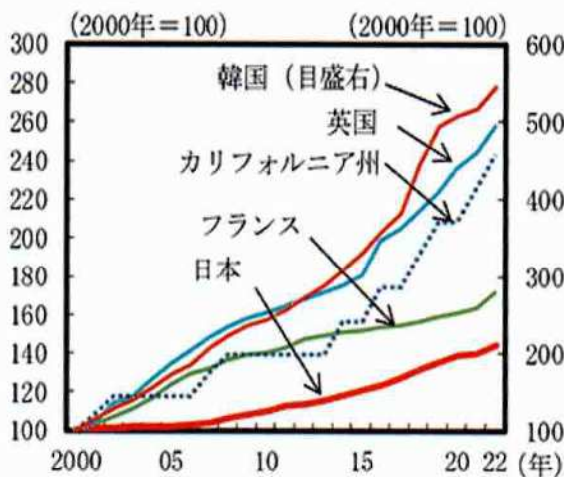
8円（2024年4月）、フランス 1894円（2024年1月）、ドイツ 2018円（2024年1月）、アメリカ・ワシントンD.C. 2634円（2024年7月）、同・サンフランシスコ市 2810円（2024年7月）、オーストラリア 2375円（2024年7月）、ニュージーランド 2077円（2024年4月）。上のように、日本をはるかに大きく上回っています。現在の日本の最低賃金加重平均1004円は、すでに韓国の現行1088円（2024年1月）を下回っています。そして1077円でも依然として下回ります。（円換算は2024年8月1日現在の為替レートによります）。G7等の中で日本の最低賃金の水準は各国の約半分です。また、賃金中央値に対する割合が約4割と低く（表）、国内で賃金上層部分の労働者との格差が拡大しています。これは早急に改善する必要があります。愛知地方最低賃金審議会の審議において、国際的な観点から最低賃金額をどのようにすべきかという議論が欠けていたと思われしますので、この観点から改めて審議をしてください。当労働組合は、真の生活安定のためには、時間額2000円への引き上げを求めます。

●主要国の最低賃金の変化（「内閣府日本経済レポート（2023年度）」から引用）

日本の最低賃金は上昇しているものの、賃金中央値に対する比率は低め

(1) 最低賃金の推移

(2) 最低賃金のフルタイム労働者賃金中央値比



(備考) 1. OECD Stat、アメリカ労働省により作成。

2. アメリカでは連邦政府のほか、州などの地域別の最低賃金が設定されている（後掲第2-2-15図）。連邦最低賃金は2009年以降改定されていないため、人口の多いカリフォルニア州の最低賃金の推移を掲載している。

3. (2) について、ドイツは2015年からの値。カリフォルニア州の値は、カリフォルニア州の最低賃金とアメリカのフルタイム労働者賃金中央値を比較した値。

5、専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含めて全面公開を！

昨年に続き、実質的な金額審議がおこなわれる専門部会での審議が公開されました。そして、労使双方の委員から引上げ額をめぐる主張が繰り返されたことは一歩前進でした。しかし、その大半の時間が休会とされ、この間に持たれた公労および公使の「協議」に時間が費やされました。第2回から第4回専門部会での休会時間は5時間以上に及びましたが、この「協議」は議事録も残されない密室協議であり、県民に開かれた審議とはほど遠いと言わざるを得ません。昨年に引き続き、「公開審議を逆手に取った闇

審議」との批判は免れません。今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

6、意見陳述を実施して、当事者の生の声を聞くべきだ！

また、なぜ、本年も労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのでしょうか。最低賃金法第25条では以下のように規定されているにも関わらず、です。「(専門部会等) 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」今回も残念ながら労使双方の委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年も岐阜でも2団体、各10分の意見陳述が行われました。愛知では、47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」の発言だけに終わってしまいました。当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、改めて抗議します。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作るよう改めて切望します。異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、外国人、非正規労働者等の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

7、中小企業支援策の抜本的拡充などを政府に要望することを、早急に具体化せよ！

「当労働組合が長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます」と昨年異議書に書き、そして愛労連なども引き続き署名などで求めてきました。しかし、国への上申は依然として具体化されていません。早急に具体化してください。

また、地方間の格差については、大阪が1100円を上回っているのに、なぜ愛知は1077円どまりなのか、など、名古屋市をはじめ青年層の人口流出による減少傾向が現れているもとの、愛知最低賃金審議会は総じて経済についての認識が甘いのではないか、などの疑問も私たちの労働組合の中からは現れてきています。

以上

愛知労働局長
小林 洋子 様

2024年8月20日
全日本年金者組合愛知県本部
執行委員長 渡辺義巳

異議申し立て書

2024年8月5日、愛知地方最低賃金審議会は、愛知県最低賃金を1,077円とする答申を提出しました。この額は若者や退職後の劣悪な労働条件で働く高齢者の生活を保障する金額とは言えません。少なくとも最低賃金額は1500円必要です。

政府の経済無策で物価高騰が続き、特に水光熱費の値上げで高齢者の生活状況は、エアコンもまともに使えず、風呂も一週2回程度に抑えています。また後期高齢者医療保険料の大幅な値上げが強行され、食事も一日2食という状況の人も見えます。

財界の要望で非正規労働者は増大し、まともな生活ができない高齢者は働かざるをえず、50円だけの引き上げ額では生活改善につながりません。

労働者の強い要望で春闘時には、愛知県下の大企業は数年ぶりに大幅な賃上げ額を提示しましたが、大企業が提示する下請け単価で操業する中小企業で働く労働者は、わずかな改定で、企業間格差は拡大しています。

愛知県下の輸出企業は円安で大きな収益を上げていますが、中小企業は原材料の高騰で収益も少なく、社会保障制度の見直しで医療・介護職場で働く労働者は、わずかな賃上げすら厳しい状況であります。

最低賃金は、働く人の生活を保障するための法律であり、若者が安心して子育てができる環境づくりと、高齢者が安心して余生を送れる年金額の引き上げには、大幅な最低賃金の引き上げが不可欠です。

全国で少子高齢化が進み、愛知県の経済・人的交流を活気あるもして、持続的な成長を成し遂げるために、若者や高齢者に安心して働ける環境を保障して県外への流出を無くし、必要な人材を確保することが極めて重要と考えます。

以上



「最低賃金1077円」に対する異議申し出

2024年8月20日

愛知労働局長 小林 洋子 殿

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館407

愛知地域労働組合きずな

執行委員長 城下 英一

時間給50円の最低賃金引き上げでは、働く者の暮らしを守れません

8月5日、愛知地方最低賃金審議会で審議会会長は、愛知労働局長に対し、愛知の最低賃金を現在の1027円から50円引き上げ、1077円とする答申を行いました。しかし、意見書で述べたように、物価高騰などで労働者の「実質賃金」は26ヶ月連続でマイナスとなっており、50円の引き上げでは生活水準の抜本的な改善にはつながりません。

私たちは生計費に基づいた最低賃金引き上げを繰り返し要求してきました。そして、当たり前の「人間らしい暮らし」を実現するためには、1500円の最低賃金がどうしても必要なことも強調してきました。それにてらしても、答申額の1077円は、働くものの生活実態とあまりにかけ離れていると指摘せざるを得ません。

中小零細企業、非正規労働者はさらに深刻、格差も広まる

今年の春闘で近年にない賃金引き上げを実現した大企業の労働者とは裏腹に、中小零細企業の労働者や非正規雇用労働者ではこれほどの賃金引き上げには至っておらず、全く賃上げがなかった企業も多くありました。物価高騰でほとんどの県民・労働者が影響を受けているとはいえ、最も厳しい状況に置かれ、可処分所得が特に目減りしているのが、中小零細企業やパート・臨時・派遣など非正規雇用労働者です。今回の50円引上げの答申は、こうした格差をさらに広げるものです。

最低賃金の大幅引き上げを求める声に応えていない

私たちの労働組合には、中小零細や非正規労働者が多く加盟しています。昨年の10月以降、8ヶ月以上にわたって今年の最低賃金の大幅引き上げ、1500円の実現をめざして、署名や宣伝を取り組んできました。多くの県民・労働者と対話し、アンケートも実施する中で、ほとんどが1500円以上の最低賃金実現を望んでいます。今回の答申額は、こうした県民の期待も裏切るものとなっています。

これから一年間適用される最低賃金が愛知県で大幅に引き上げられ、働く者の暮らしを守る「最低賃金」になることを強く要望し、今回の「答申書」に対する異議申し出を行います。



以上

2024年8月20日

愛知労働局長

小林 洋子 殿

愛知県名古屋市中区丸の内2-6-2
郵政産業労働者ユニオン名古屋貯金支部
書記長 内海 美穂子

愛知地方最低賃金審議会の意見

「最低賃金1,077円」に関する異議申出

1、私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉（春闘）では、毎年の最賃改定によって引き上げされているとして、会社はゼロ回答を続けています。最低賃金が上がらないと私たちの賃金は上がらないという状況です。

愛知県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金1,027円（端数繰り上げ）プラス20円で1,050円です。個々人別には、評価による6段階の資格給が加算されますが、最高でも月収約21万円、連休のある月は19万円にしかありません。ここから税金や共済掛金などが引かれると、実質15万円程度です。このうち半分は家賃になり、さらに光熱費の高騰で生活が圧迫されています。これまでも節約生活をしてきましたが、食費を切り詰めるしかない状況です。愛知でまともな暮らしをするには一人暮らしでも月に23万円必要と言われていています。私たちの希望している時給1,500円はすぐに達成していただきたい金額です。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中でも最低賃金法第12条に基づいて、愛知地方最低賃金審議会が再改定をしていただきたいと考えます。

2、私たちのゆうちょ銀行では、事務を集中して行っている部署は全国で9か所あり、同じ内容の仕事をしています。ネットワークでつながっているため、東京や横浜だけで片付かない作業が愛知に回ってくる場合があります。時給の高い地域の仕事をするなら高い時給に合わせて欲しいと考えることは自然です。

2023年の地域別最低賃金の地域間格差は220円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。愛知県地方最低賃金審議会は地域間格差をなくすよう、今年の審議において格差の大幅な縮小する必要があると考えます。

審議会には上記の内容をふまえ、労働者の意見陳述の場を設け、働くものの立場にたった最低賃金の審議を求めます。

以上



2024年8月20日

愛知労働局長
小林洋子 殿

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F
あいち非正規公務員1万人組織化プロジェクト
代表 西尾美沙子

愛知地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申出書

【異議を訴えるポイント】

- 1 労働分配率の改善につながらない水準であること
- 2 物価上昇を反映する水準でないこと
- 3 労働者の生計費が改正決定に反映されていないこと
- 4 「男女の賃金格差」の是正につながる水準でないこと
- 5 十分な審議が尽くされた改正決定とは考えられないこと

【異議の訴え】

日本自治体労働組合総連合の調査によれば、非正規公務員の8割以上が女性であり、5割近くが年収200万円未満の「官製ワーキングプア」と言われる水準で任用されています。行政が地域にワーキングプアの労働者と家族を生みだしており、地域経済にも確実に悪影響を及ぼしています。さらには、結果として行政の場面での「男女の賃金格差」を助長していることは言うまでもありません。

もちろん、最低賃金近傍で任用されることも当たり前で、心ない自治体では「最低賃金法適用除外」に悪乗りし、「最低賃金割れ」で任用されるケースもあるほどです。

非正規公務員のほとんどは、地域でくらす生活者でもあります。物価上昇の影響は賃金を低く抑えられている非正規労働者にほど、大きな影響を及ぼしています。

このような状況を改善する方法とのひとつは、政策的に非正規労働者の賃金の底上げを図ることに他なりません。そうです最低賃金を思い切って引き上げる他、手段はないはずです。

そのような観点で改正決定にあたっての議論が尽くされたのか、あるいは「労働分配率」の改善を促す必要は無いと判断されたのか、非正規公務員の立場からはどうしても納得がいきません。したがって、わたくしどもは愛知地方最低賃金審議会の改正決定に強く異議を訴えます。

以上



2024年8月20日

愛知労働局長
小林 洋子 殿

名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3F
愛知県労働組合総連合(愛労連)
議長 西尾 美沙子

愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

【異議の内容として4点】

- 1 最低賃金額1,077円では低額すぎる。
- 2 労働者委員が主張した1,100円、愛労連が提出した1万人を超える署名、47通に及んだ1,500円を求める意見書について、説明が20数分行われただけで、なぜ1,077円とするのか、その根拠とともに審議もまったく不十分であること。しかも公開された専門部会の審議時間をはるかに上回る、5時間以上の非公開(議事録なし)の協議で事実上「額」が決まったこと。
- 3 私たちは中小企業への財政支援を政府へ要望するよう要請(署名など)してきたが現時点で具体化されていないこと。
- 4 最賃法第9条にもある「労働者の生計費」「賃金」「事業の支払い能力」のうち、労働者の生計費にかかる資料がまったく不十分であること。関東圏への人口流出の議論で使用者委員の主張が看過できないこと。また、同25条に基づく労働者の意見陳述が行われなかったこと。

【異議の理由】

1 止まらない物価上昇

帝国データバンクの調査によれば2024年通年で食品値上げは1万5千品目とされ、3年連続で1万品目を超える見通しです。わずか50円の引き上げでは生活改善にはほど遠い額です。最賃近傍で働く非正規雇用労働者は物価高の影響を大きく受けます。私たちは今すぐ1,500円以上の要求をしてきましたが、現在愛知県で1,499円以下の労働者は62.2%(審議会資料:正規雇用労働者を含む)おり、1,500円になれば多くの労働者の生活が改善され、消費にも地域経済にも好影響を与えます。

2 最賃1,500円を求める世論をもっと真剣に受け止めてください

愛労連は、今回の審議にあたり「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」署名9,210筆分、「最低賃金を時給1,500円に!!」オンライン署名3,424人分を最賃審議会会長と愛知労働局長に提出しました。1,500円の根拠は、「愛知県最低生計費の推計(2023年)」結果による科学的なものであるとともに、街頭で行ったシールアンケートでも84%が1,500円以上を求めています。審議会ではこうした世論があることをどう受け止めるのか審議されていません。労働者代表は審議のなかで、署名や意見書の1,500円に触れ、連合リビングウェイジの1,100円を主張しました。

もっと、真摯に1,500円、1,100円という金額の可否について審議を行ってください。5日の審議会では労働局長は「真摯な議論が行われた」と強調されましたが、違和感を持たざるを得ません。

3 経済の活性化と中小企業支援



審議会では「50円の引き上げ」に使用者代表と公益代表が賛成しました。しかし、直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以来最悪です。生活が困窮するもとでは消費が進まず、経済も活性化せず、企業経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最賃の引き上げで賃金の底上げをはかり、経済を活性化させることが、企業経営にも好影響をもたらすのではないのでしょうか。

また、使用者代表が50円の引き上げでさえも困難と主張しましたが、ならば愛知労働局として中小企業への財政的支援を政府に要望すべきですが、現時点では具体的になにを求めるかも明らかになっていません。

4 審議会に出された生計費の資料が不十分です

専門部会で生計費にかかわる資料が配付され労働局から説明されましたが、最も重視されなければならない生計費にかかる資料は2点のみ、支払い能力に関わる資料は12点もあります。

家計統計表については、勤労者世帯だけのものではなく無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含むものです。さらにこの消費支出は、税や社会保険料などの非消費支出を含まないため、これらを含む生計費の水準よりかなり低い金額です。この資料では労働者の生計費に関するまともな議論はできません。

これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきたのではないのでしょうか。ならば、労働者の生計費は2人以上の世帯の生計費（消費支出など）ではなく、単身の勤労世帯の資料を用いるべきです。この点からも労働者の生計費に関するまともな審議ができたとは言えません。

5 愛知県から関東圏への人口流出問題について

専門部会では賃金と人口流出についての発言が労使双方からされました。愛労連も審議会と労働局に対し、「地域別最低賃金と人口の社会的増減の比較」を提出し、最低賃金が高い都市部に人口が流出していることを指摘しました。労働者委員から愛知と同じAランク内でも東京・神奈川・埼玉・千葉に流れているとの発言があり、使用者委員は「一般的には一定レベル以上のスキルを持った方、たしかに東京の方に行っているのかな」「最賃引き上げたから流出止まるか」と発言しました。日本のものづくりを支える愛知の使用者を代表する発言として看過できないものでした。

最低賃金額と人口流出の相関関係は明白であり、ここに立脚しつつ、スキルを持った労働者にこの地域で働いてもらえるようにするため、魅力ある仕事の創出と地域経済を活性化させていく責任が国にも経営者団体にもあります。そして審議会には、こうした点をふまえて最低賃金額を審議する責務があります。さらなる審議を求めます。

6 審議の非公開は5時間以上、意見陳述も実現しなかったことについて

専門部会では、第2回から4回の会議で休会時間が5時間以上あり、その休会時間中に非公開の実質的な審議が行われ、議事録もありません。公開の場でもっと時間をとり、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが専門部会と審議会に課せられた責任です。今年は人口流出問題でわずかながら議論されましたが、議論を尽くしたとは言えません。さらなる議論を求めます。

今回も残念ながら労使委員の反対で意見陳述が実現しませんでした。今年は岐阜でも2団体各10分の意見陳述が行われました。福井県では副知事が意見陳述を行っています。

47通も出された意見書は、わずか23分の説明と労働者委員からの「意見書をふまえて」という発言で終わってしまいました。意見陳述の実施はもはや全国の趨勢であり、その場を作っていただくよう求めます。

以上